

品川区水とみどりの基本計画・行動計画

第3回 改定検討委員会 次第

令和3年3月1日（月）～3月10日（水）
書面開催

1 議事

- (1) 第2回改定検討委員会 実施報告
- (2) 品川区水とみどりに関する目標、将来像および基本方針について
- (3) 施策改定について
- (4) 今後のスケジュール

【配布資料】

- 資料1 第2回改定検討委員会 報告書
- 資料2 品川区水とみどりの基本計画・行動計画（素案）
- 資料3 今後のスケジュール

品川区水とみどりの基本計画・行動計画

第2回改定検討委員会 報告書

■開催概要

回	開催日	参加者	協議事項
第2回	令和2年 11月16日 (月)	15名	(1) 第1回改定検討委員会、現地視察会、 実施報告 (2) 品川区の水とみどりの特徴・課題、 施策体系の方向性について (3) 今後のスケジュール

■当日の様子（写真）



■議事概要

【議題（1）：第1回改定検討委員会、現地視察会、実施報告】

- ・ 第1回改定検討委員会及び現地視察会実施報告等については、請求があった場合、公開されることになる。表記や内容が異なっている部分がなければ公開請求を認めてもらいたいがどうか。（島田委員）
→ 異議なし。

【議題（2）：品川区の水とみどりの特徴・課題、施策体系の方格子柄について】

- ・ 民有地の再開発によって樹木が減っている現状がある。保存樹木が含まれたエリアが再開発される際、保存樹木を残すことによって再開発側が得られるメリット（容積率アップ等）はあるか。（前田委員）
→ 容積率アップ等のインセンティブを付与するような施策はなく、「できるだけ保存樹木を残せないか」とお願いすることはできるが、強制力は伴わない。区が行なっていることとしては、開発事業が実施される際に公共的空間を生み出すような指導や、3年に1度保存樹木の剪定を手伝うことなどである。（高梨委員）
- ・ 生垣助成はあるか。（島田委員）
→ 生垣助成、屋上緑化助成がある。（高梨委員）
- ・ 再開発事業者がそれぞれ異なっている現状があるため、「まち全体のコーディネート」が非常に重要であると感じる。再開発のまちづくりの中で、「品川らしさ」を活かしていくために、住民などができるハードの部分で、行政に動いてもらいたい。（綱嶋委員）
- ・ 再開発において、都が認可するものと区が認可するものが分かれているはずである。都と区でそれぞれ何を認可しているのか、整理してほしい。また、緑化に対する助成制度も整理してほしい。（小野委員）
- ・ みどりが、どこで・なぜ減ったのか、増えたのか、更に詳細に分析してほしい。また、現行計画がどれほど効力を發揮しているのかという情報についても補足してほしい。（村上委員）
- ・ いかにみどりの「質」をよくしていくかを検討していくためのバックデータが必要である。（島田委員）
- ・ 西品川の宅地分譲について、区で公園にするような動き等はなかったのか。（小野委員）
→ 土地情報が入ってきたときには、既に分譲会社が決定していた。（高梨委員）
→ 民間のみどりを守る術がないということになる。品川区では、民間の土地を積極的に買うような動きはないのか。（小野委員）
→ 木造密集地域については、公園用地をはじめとした事業用地を買う動きはある。西品川の例のように、区としての重要地域ではなく、狭小住宅に細かく割られた土地については、区として動くことが難しいのが現状である。（高梨委員）
→ いかに民有の樹林地や緑地の保全を行っていくかが非常に重要である。現行の施

策で減っていくばかりであれば、別の施策を検討する必要がある。(島田委員)

- ・ 小学校は敷地が大きいため、接道部、壁面、フェンス類などを緑化してはどうか。
(近藤委員)
- ・ 大崎では児童や地域の人たちと一緒に、花の植栽を行なっている。現状として、学童クラブの子どもたちは参加してくれるが、学校としては関与しなかったり、保育園長が変わると参加が途絶えてしまうなどの課題がある。横の連携を強めたり、活動の継続性を保つことに関しては民間だけでは難しいため、行政等の役割を強めてほしい。また、再開発事業を実施する際に、事業者単独ではなく、地域の声を聞いてくれる仕組みづくりや、行政指導の強化などが重要であると考えている。(綱嶋委員)
 - 「エリアマネジメント」という考え方方が重要である。みどりや水の維持管理等には、地元住民だけ、行政支援だけでは不足しているため、それぞれの間を繋ぐような組織(まちづくり会社等)が入ることが求められているのではないか。行政・大学・地域企業が連携し、そこに地域全体がついていくような海外事例もあるため、縦ではなく横割りでのマネジメントを考えていく必要がある。(高木委員)
 - 参考になる意見である。行政としてはもう少し柔軟に検討を行い、今回の計画では、ケーススタディのような形で方向性を出せればよいのではないか。(島田委員)
- ・ 平成 26 年から令和元年までのみどりの実態調査で、屋上緑地の箇所数が大幅に減少している理由は何かあるのか。(島田委員)
 - 屋上緑化の助成を行っているが、数年経ち、維持するのが負担になってきている現状がある。大抵は新しい建物で屋上緑化を始める方が多いが、その維持が中々されず、一度増えた箇所数が減少してきたという理由がある。面積については増加しており、これは屋上緑化を伴う大規模な建築が多くなった結果である。今後、いかに長く屋上緑化を維持管理していくか、ということが課題である。(高梨委員)
 - 面積がいくら増えても、質が伴わなければいけない。いかに維持管理し、区民の人たちが利活用できるのか等を計画の提案の中で示していくらしいのではないかと考える。また、公開空地でデッドスペースになっているようなところを有効活用していけば、使える場所は非常に多くあるはずである。(綱嶋委員)
- ・ 区内の川や運河について、区として川底の浚渫はしているのか、また、生活排水が直接流れ込むということはないのか。(前田委員)
 - 浚渫については、品川区でも定期的に行なっており、大規模なものについては東京都が行なっている。また、目黒区が立ち上げた目黒川の浄化委員会に品川区も入っており、目黒川の川底の汚泥に高濃度酸素水を送る計画を進めている。生活排水については、一定量の降雨があると汚水の混ざった雨水が川に流れてしまう現状がある。東京都では、貯留施設の稼働に向けて動いている。(松本委員)
 - 雨水と污水を完全に分離させる計画はあるか。(前田委員)
 - そのような計画は特にない。(松本委員)
- ・ 品川区は水際のライン(境界線)が非常に長いのではないか。また、目黒川、東京湾、運河など様々な水辺を有し、それぞれの性格が異なっている。性格に応じた整備の仕

方を検討していくのがよいのではないか。（近藤委員）

→ 性格を特徴づけ、それぞれを船で結ぶというのが品川らしさの一つではないか。

（高木委員）

→ 船から水辺のラインを見るというのは非常に重要であり、それによって水際の風景も綺麗になる。品川区は船を所有しているか。（近藤委員）

→ 小型ボートを所有しており、災害時や橋の点検等に使用している。（松本委員）

→ 橋の点検などのバックヤードツアーようなものがあれば面白いのではないか。
（近藤委員）

→ 水族館からの定期船はなぜなくなつたのか。（綱嶋委員）

→ 東京都観光汽船が運行していたが、乗船客が少なく、運休という扱いになっている。（前田委員）

→ 例えば花海道に船着場をつくり、そこから水族館まで歩いてもらうようなこともできたのではないか。船に乗る・船から見る・船から降りて歩く、といったことをトータル的に考えていくべきである。（綱嶋委員）

- ・ 昔の運河というのは、生活の裏側にあり、ゴミ捨て場のようなイメージが長く続いていた。これを計画などで、運河側に出入り口（できれば正面玄関）をつくるように指導できれば、企業も運河側を綺麗にしようという発想になるのではないか。（前田委員）
- ・ 「歩く」というのは非常に重要で、よい施設やプログラムをつないだり、インフォメーションを更に行なったりして、水辺やみどりの中を歩いてもらう。アイデアをどんどん入れて、せっかくあるものを使っていかなくてはいけないのではないか。（高木委員）

→ 資源を多く有しているが、活かしきれていない現状がある。仕組みの問題等もあると思うが、施策的な提案も含めて、今後検討していきたい。（島田委員）

→ この現状を解決するためには、横串を刺すようなことが重要になると思うが、自治体だけではやりづらいのではないか。例えば公園緑地などを一つの組織に一括で管理してもらえれば、様々な組織が資源の活用方法等を考えて積極的に提案してくれる。今後は管理の方にお金を出して整備していく方がいいのではないか。
（村上委員）

→ 今までボランティアに任せていたため、責任の所在が不明瞭で、継続的な仕組みを作ることができていない。先ほど話に出た「まちづくり会社」のようなものを置き、トータル的に考えていく必要がある。（綱嶋委員）

- ・ 基本方針自体は前回でも議論され、大概正しいと思われるが、具体的な行動に移すところは調整がいる。これから計画はどう評価するか、どこまでターゲットにするか等は、計画づくりの中で議論できるとよい。（村上委員）

- ・ 基本方針の中に、できれば「質」について入れてほしい。今まで「量」を追いかけてきたと思うが、例え量が減ったとしても、区民が憩えるような水辺やみどりを大事にすべきではないか。（前田委員）

→ 本来は基本方針に「品川らしさ」や「暮らしをつくる」などの話が出てくるので、

ここで出てくる「質」をいかに具体化させるのかが重要になる。(村上委員)

- ・ 基本方針には「地球温暖化」「地球環境問題への対処」などの文言は入れるべきだと思うが、委員会で検討したい。(村上委員)
- ・ 現在、1人当たり公園面積はいくつか。(小野委員)
 - 区立公園条例では5m²を目標値としており、品川区では、都立公園等も入れて3.4m²ほどである。(高梨委員)
 - 今後、この数値は上げていくのか。(小野委員)
 - 公園がない町会も30ほどあるため、そういうところには積極的に公園を作りたい。しかし、公園をつくるほどの土地が確保できないのも現状としてある。今後は5m²を見直さなければいけないのか、もしくは5m²を目指していくのかというところは検討しなくてはいけない課題である。(高梨委員)
 - 1人当たり公園面積等に関して、八潮地区が非常に大きいということであった。地区によって数値がかなり異なると思われるため、八潮のような地区、大崎のように再開発が期待できる地区、木造密集地区など、それぞれの地区ごとに求めるゾーンなどが議論できるといいのではないか。(村上委員)
- ・ 本日の委員会では、戦略・戦術の話が多く出た。これをボトムアップ的に考えて、施策に結びついていくはずである。また、現行計画の自己点検がしっかりとできていないように思われるが、みどりについての庁内連絡会議はあるか。(島田委員)
 - みどりに特化したものはないが、まちづくり委員会全体で、部を超えた会議体のようなものはある。(高梨委員)
 - いずれ、みどりや環境に特化した会議体が必要になるかと思う。また、各課ヒアリングの結果で、生物多様性に関しては7事業中6事業が「実施予定なし」となっている。そもそもどこが実施するのかというところから議論する必要があるため、連携を考えていくなど、検討が必要である。また、全84事業は多すぎるため、整理すべきところは整理した方がよい。(島田委員)
- ・ 「品川らしさ」や地域別の特徴を、しっかりと計画の中で位置づける必要性があると感じた。また、現在学校の改築を積極的に行っており、学校の中でのみどりや公共施設のみどりというのは、単体でというよりはその周辺に波及するように、計画の中で考えていかなくてはならない。最後に、水辺に顔を向けた計画の誘導についても検討が必要であるのではないかと感じている。(鈴木委員)
- ・ 「量」だけではなく「質」を、というのは非常に感じていたことであり、今回の計画では質をしっかりと求めていきたい。また、地域、事業者、その他の自治体等を含め、全員が取り組んでいけるような計画にした方がよいのではないかと感じている。(藤田委員)

【議題（3）：今後のスケジュール】

特になし

水とみどりの基本計画・行動計画

令和3年3月
品川区

目 次

第1章 計画策定の基本的事項	1
1 品川区水とみどりの基本計画・行動計画とは	1
2 計画改定の目的	2
3 計画の位置付け	2
4 計画期間の設定	3
5 品川区の水とみどりを取り巻く社会情勢	4
第2章 品川区の水とみどりの現況	21
1 品川区の概要	21
2 自然的条件	22
3 社会的条件	27
4 水環境・みどり環境	39
5 水とみどりの機能分析	64
第3章 品川区の水とみどりの課題	76
1 前計画の目標達成状況	76
2 前計画の実施状況	78
3 区民意識	80
4 今回計画に求められる視点	86
5 水とみどりの課題	88
第4章 目指す将来像と計画の目標	91
1 目指す将来像	91
2 計画の基本方針	94
3 計画の目標	96
第5章 水とみどりに関する施策の方針	97
1 水とみどりの形成方針	97
2 都市公園の整備及び管理の方針	98
3 緑化重点地区	98
4 品川らしい水とみどりの創出	99
第6章 将来像を実現する施策の体系	100
第7章 施策の内容	102
第8章 地区別計画	107
第9章 計画の推進	108
1 推進体制	108
2 進行管理	108

第1章 計画策定の基本的事項

1 品川区水とみどりの基本計画・行動計画とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として、「緑地の保全及び緑化の目標」、「緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項」を必ず定めることになっています。

品川区は公園や緑地といった多様なみどりだけではなく、河川や運河など豊富な水辺空間も有しています。本区では、これらの水やみどりを、多様な扱い手で多様な手法により守り、育み、活かしていくため、平成20年に「新・水とみどりのネットワーク構想」を策定し、「水とみどりがつなぐまち」という将来像を掲げ、将来像の実現に向けた取組を進めてきました。

「品川区水とみどりの基本計画・行動計画」は、「新・水とみどりのネットワーク構想」で示された方針を受け、「水とみどりがつなぐまち」の実現を目指すため、平成24年度に策定されました。

基本計画は、「都市緑地法」及び「品川区みどりの条例」に基づき、区が定める緑地の保全及び緑化の推進に関する計画です。また、行動計画は、基本計画で示した目標を実現するための施策について、具体的な内容を示すものです。

本計画では、水とみどりを以下のような概念で捉えています。

みどり	市街地を構成する樹木、草地、樹木や草花などの植物そのものと、土や生き物などの自然を構成する要素、人との関わりの中で育まれた歴史的・文化的要素を総括して「みどり」としています。
水	海、運河、河川、池、湧水などの水そのものと、そこに生息する生き物、景観の要素、人と関わりの中で育まれた文化的・歴史的要素を総括して「水」とし、「水」に接することのできる場所を「水辺」としています。



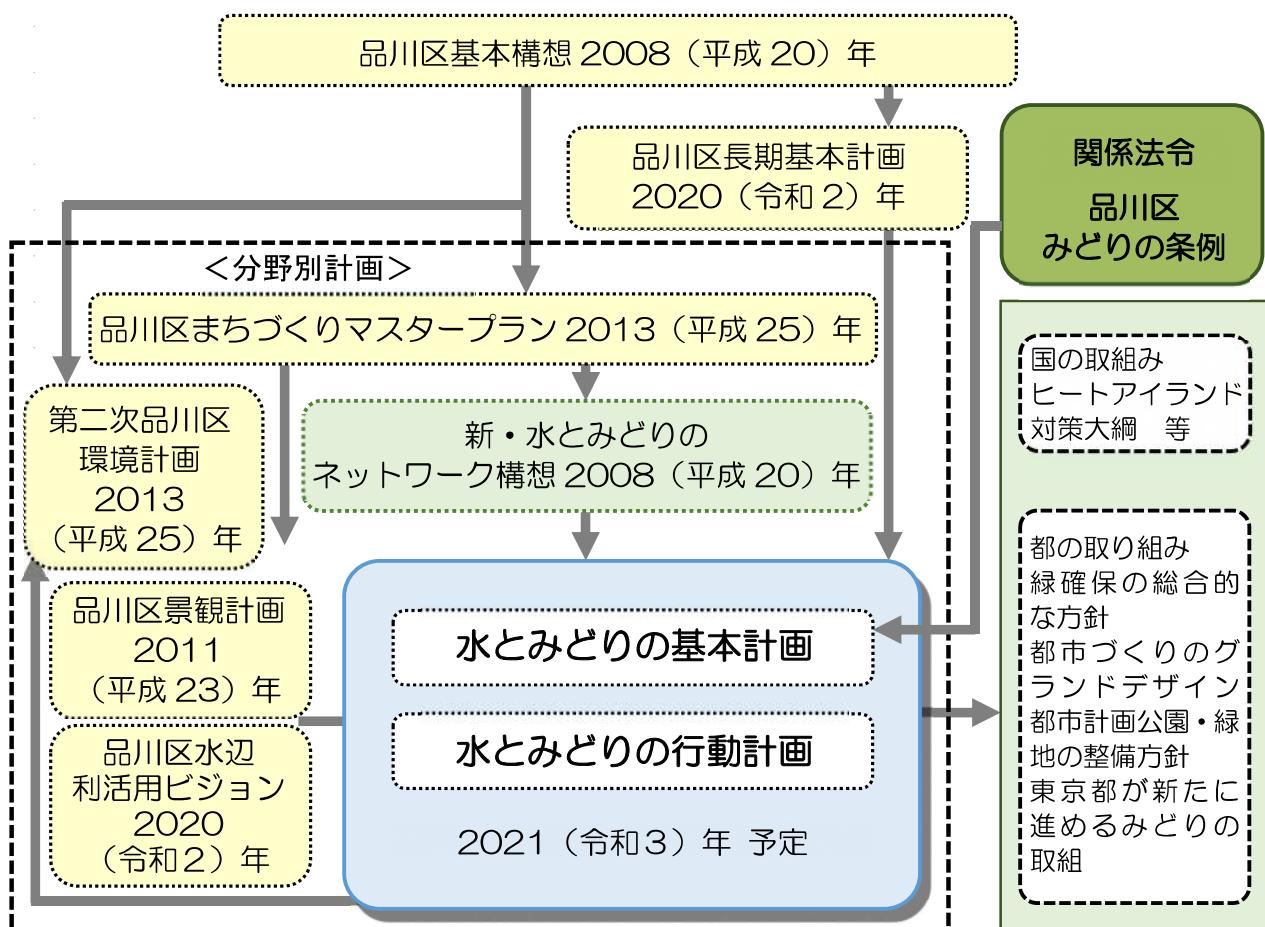
2 計画改定の目的

現行計画は2012年～2021年までの10ヵ年の計画期間となっており、2021（令和3）年度には計画全体の改定が位置づけられています。なお、現行計画のPDCAサイクルによる進捗管理にも位置づけられています。

改定にあたっては、区の上位関連計画に示された方針との整合を図るほか、区における現在の水とみどりの状況、社会情勢や法制度の変化、都の動向をふまえて取組みます。

3 計画の位置付け

本計画は、本区のまちづくりの基本的な考え方を示している「品川区基本構想」および「品川区長期基本計画」を上位計画とし、「品川区まちづくりマスタープラン」を踏まえるとともに、「第二次品川区環境計画」、「品川区景観計画」、「品川区水辺利活用ビジョン」などの他の分野別計画、国や東京都の計画と整合を測り、連携しながら進めるものとします。なお、長期総合計画は2020（令和2）年に改定されており、改定内容と整合を図ります。



4 計画期間の設定

本計画では、目指すべき長期的な将来像を示すとともに、2021（令和3）年度から2030（令和12）年度の10か年を計画期間として設定し、目標や具体的な取り組みを定めます。

また、上位計画の「品川区長期基本計画」との整合を図るため、「品川区長期基本計画」の改定にあわせ、必要に応じ見直しを行います。

行動計画については、5年ごとに実施している「水辺とみどりの実態調査」にあわせ、P D C Aサイクルにより計画の進捗の確認を行います。

5 品川区の水とみどりを取り巻く社会情勢

国、都、区の動向から、以下に示す「水とみどりを取り巻く社会情勢」のポイントを整理し、これらの内容を踏まえ、計画の改定を行いました。

(1) 水とみどりを取り巻く社会情勢の変化

① 超長寿社会への対応 区の動向① ※関連する国、都、区の動向 (P. 7 以降に記載)

品川区における平均寿命は、厚生労働省の統計調査において、2005（平成 17）年では男性 78.8 歳、女性 85.5 歳、2015（平成 27）年では男性 81.0 歳、女性 87.3 歳と長寿化が進行しています。こうした超長寿社会では、年金、医療、介護などの社会保障の持続性を確保していくことはもとより、**すべての人が元気に活躍し続けられ、安心して暮らすことができる社会づくり**を推進する必要があります。

そのため、**誰もが使いやすく健康や安全・安心に資する水とみどりの使い方**が求められています。

② 緑とオープンスペースの柔軟な活用 国の動向①⑤ 区の動向②

2017（平成 29）年 6 月には、都市緑地法、都市公園法、生産緑地法の一部改正が行われ、**緑とオープンスペースが持つ多機能性を、都市のため、地域のため、住民のために最大限引き出すことを重視するための取組**が始まっています。

本区でも公園・緑地や河川空間などのオープンスペースについて、従来通りの使い方だけではなく、水とみどりが持つ多機能性を活かし、**民間等と連携しながら柔軟な活用**ができるよう、新たな施策展開を進める必要があります。

写真・イラスト

③ 東京の緑を減らさないための取組推進 都の動向①③④⑤ 区の動向④

東京都では、「都市づくりのグランドデザイン」などの方針を踏まえ、「緑確保の総合的な方針」、「都市計画公園・緑地の整備方針」、「東京が新たに進めるみどりの取組」などの計画を策定し、減少が続く都内の緑の保全や創出に取り組んでいます。

本区でも「東京の緑を減らさない」ために、**今ある緑を守るとともに、都市づくりのあらゆる機会を捉え、新しい緑を創出し、ネットワーク化**することが必要です。

写真・イラスト

④ 持続可能な社会の実現

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2015（平成 27）年 9 月の国連サミットにおいて、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）が採択されるなど、世界では**持続可能な社会の実現に向けた取組**が進められています。

SDGs は 17 の目標と 169 のターゲットで構成されており、「目標 11 住み続けられるまちづくりを」「目標 13 気候変動への対応」「目標 14 海のいのちを守ること」「目標 15 陸のいのちを守ること」「目標 17

目標のために協力すること」などが、水とみどりに特に関連する目標となっています。

本区でもこれらの **SDGs の目標達成のため、区と区民、事業者、団体等の協働による水とみどりを守り育てる取組**が求められています。

⑤ 首都直下地震や大規模な都市型水害などに備えた防災まちづくりの推進

国の動向④

都の動向④

区の動向②⑤

2011（平成23）年の東日本大震災や平成28年の熊本地震、2017（平成29）年の九州北部豪雨など、全国各地で激甚な災害が頻発しており、本区でも**首都直下地震や大規模な都市型水害が懸念**されています。

本区には古い木造住宅が密集するなど、防災上の課題を抱えた地域も存在しており、災害時の避難場所や復旧・復興時の仮設住宅地などの役割を担う公園・緑地の役割や、避難・物資輸送の経路としての河川や運河の役割見直し、都市型水害対策など、**防災に資する水とみどりの整備など、防災まちづくりの推進**をより積極的に進めていく必要があります。

写真・イラスト

⑥ 脱炭素社会の推進 **都の動向② 区の動向⑦**

地球温暖化の原因である温室効果ガスについて、その大部分を占める二酸化炭素の排出削減など、脱炭素社会の実現に向けた取り組みが各地で推進されています。

地球温暖化対策、ヒートアイランド対策として水とみどりの役割が重要になっており、本区でも**温室効果ガスの吸収源対策やヒートアイランド現象に起因する暑熱環境への対応策を推進**するため、みどりの保全と創出が求められています。

⑦ グリーンインフラの取組の推進 **国の動向②**

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等の自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能である魅力ある地域づくりを進めるグリーンインフラ（グリーンインフラストラクチャー）に関する取組が各地で進められています。

本区でも水とみどりの持つ多様な機能を活用し、**防災・減災や地域のにぎわい創出など、地域課題に対応したグリーンインフラの取組**を進め、持続可能な地域づくり進める必要があります。

写真・イラスト

⑧ 生物多様性保全への配慮 国の動向②

国は、生き物の多様性を将来にわたり確保するため、2008（平成20）年に「生物多様性基本法」を制定しました。平成22年には「生物多様性国家多様性基本法」を制定し、2011（平成23）年には生物多様性の確保の視点を追加した都市緑地法運用指針の改正を行っています。2018（平成30）年には「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」が策定されており、都市におけるエコロジカルネットワークの形成など、生物多様性保全への配慮が求められています。

写真・イラスト

東京都においても、平成24年に策定した「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」で、生物多様性の危機を背景に、緑施策これまでの取組に加え、生物多様性の視点から強化する施策の方向性が示されています。

本区でもみどりや水辺などの生物の生息空間において、**生物多様性確保に向けた計画的な取組**を進める必要があります。

⑨ 新型コロナウィルス感染症（COVID-19）への対応 国の動向③

国では2020（令和2）年8月に「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」を公表し、都市の持つ集積のメリットは活かしつつ、「三つの密」の回避、感染拡大防止と経済社会活動の両立を図る新しいまちづくりが必要となっています。「新しい生活様式」の定着が進むことで、水やみどりなどのオープンスペースの重要度はこれまで以上に高まっています。

写真・イラスト

このような生活様式の変化に対応していくため、本区でも**オープンスペースのあり方や利活用について検討**していく必要があります。

⑩ 水辺の活用 国の動向⑤ 都の動向①⑥⑦⑧ 区の動向③④⑥⑧⑨

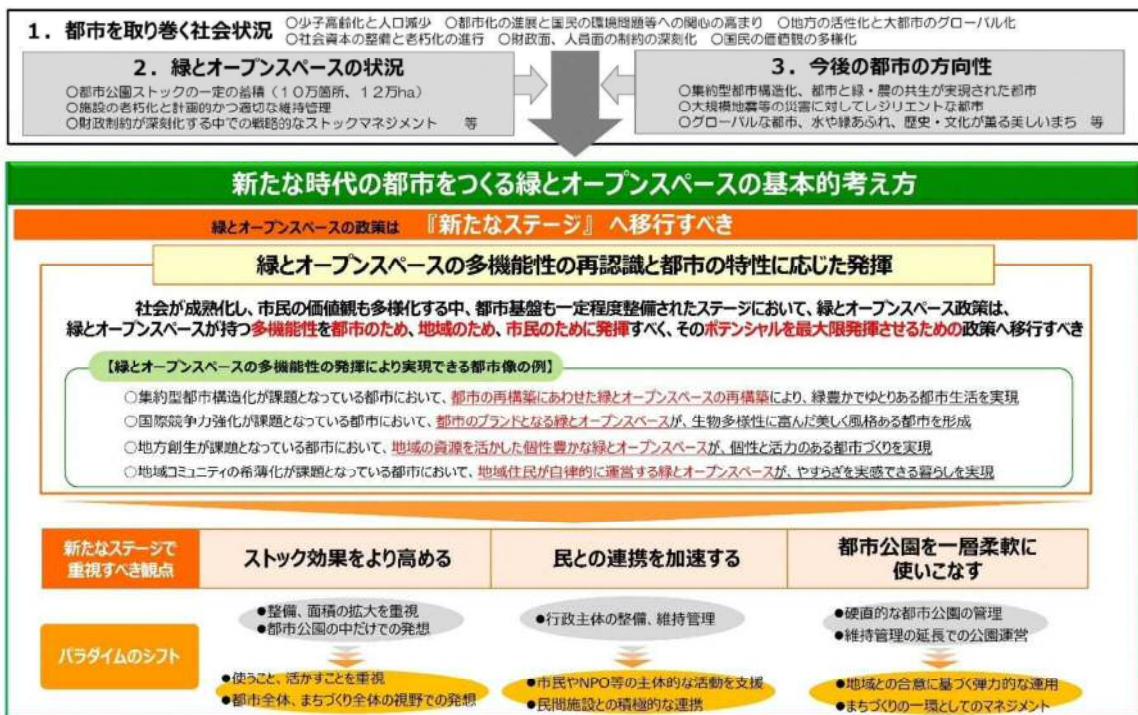
河川敷地をにぎわいのある水辺空間として積極的に活用したいという機運の高まりを受け、2011（平成23）年に河川敷地占用許可準則が改正され、河川空間における民間事業者によるオープンカフェ等の運営が可能となり、全国で河川空間の利活用が進められています。

本区でも河川敷地占用許可準則を活用し、五反田水辺ふれあい広場の整備や民間企業と連携したイベント等を実施するなど、区内の豊かな水辺の積極的な利活用を進めています。2020（令和2）年5月には、今後さらに水辺の利活用を推進していくために、「水辺利活用ビジョン」を策定しました。この計画にもとづき、地域住民や団体、行政等が水辺の「将来像」や「取り組み方針」を共有しながら、**にぎわい・回遊性の向上や親しみ・うるおい、憩い・安心を感じることのできる水辺環境を創出**していくことが求められています。

(2) 国の動向

① 新たなステージに向けたみどり政策の展開 (2016 (平成 28) 5月)

2016 (平成 28) 年 5 月、国土交通省は「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」において、『緑とオープンスペースの多機能性の再認識を認識し、そのポテンシャルを都市の特性に応じて最大限発揮させる』ため、新たなステージで重視すべき視点として、「ストック効果をより高める」、「民との連携を加速する」、「都市公園を一層柔軟に使いこなす」の 3 つの視点が重要となっています。



② グリーンインフラの取組戦略 (2019 (令和元) 年 7 月)

国土交通省では、国土形成計画（2015 (平成 27) 年 8 月閣議決定）等を踏まえ、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、**自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるグリーンインフラに関する取組を推進**しています。

また、令和元年 7 月に「グリーンインフラ推進戦略」をとりまとめ、今後、この推進戦略を踏まえ、プラットフォームの創設等グリーンインフラ主流化のための環境整備、グリーンインフラ推進のための支援の充実等、グリーンインフラの取組を推進することになっており、これらの支援制度を活用したグリーンインフラの視点を持った地域づくりが求められています。

図

③新型コロナ危機を契機としたまちづくり

2019（令和元）年12月に最初の症例が確認されて以降、新型コロナウィルス感染症（COVID-19）の流行に伴い、我々はこれまでの働き方や暮らし方を大きく転換することを余儀なくされました。新型コロナウィルス感染症の拡大前に比べて、仕事と生活とでは生活を重視するように意識が変化した人の割合が50%以上上がっており、人々の働き方や生活に対する意識も変化しています。

国では2020（令和2）年8月に「新型コロナ危機を契機としたまちづくりの方向性」を公表しました。その中で都市の持つ集積のメリットは活かしつつ、「**三つの密**」の回避、**感染拡大防止**と**経済社会活動の両立**を図る新しいまちづくりが必要としており、「都市（オフィス等の機能や生活圏）」「都市交通（ネットワーク）」「オープンスペース」「データ・新技術等を活用したまちづくり」の今後のあり方と新しい政策の方向性、「複合災害への対応等を踏まえた事前防災まちづくり」の新しい方向性が示されています。

「オープンスペース」については以下に示す方向性が重要となっています。

- ・グリーンインフラとしての効果を戦略的に高めていく
- ・ウォーカブルな空間とオープンスペースを組み合わせてネットワークを形成する
- ・まちに存在する様々な緑とオープンスペースについて、**地域の多様なニーズに応じて柔軟に活用する**
- ・災害・感染症等のリスクに対応するため、**いざというときに利用できる緑とオープンスペースの整備**
- ・比較的長期にわたる日常的な活用など、柔軟かつ多様なオープンスペースの活用の施行、これを支える人材育成、ノウハウの展開等

④流域水循環計画の推進

内閣官房水循環政策本部事務局では、2016（平成28）年度より健全な水循環のための流域マネジメントの更なる普及と活動の活性化を図ることを目的に、全国各地において策定されている水循環に関する計画等の内容を確認し、水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」に該当する計画については、「流域水循環計画」として認定・公表しています。

品川区「水とみどりの基本計画・行動計画」は、令和元年度に、「流域水循環計画」として認定されており、**今後も健全な水循環のための取り組みを進めていく必要があります。**

■コラム

⑤ 関連する法制度の改正

2017（平成 29）年 6 月に「都市緑地法」、「都市公園法」等が改正され、緑豊かで魅力的なまちづくりの実現を図るため、民間の知恵や活力をできる限り活かした都市公園の整備や運営が可能になっています。

また、「河川法」についても 2011（平成 23）年 3 月に改正され、河川空間オープン化の特例が認められ、民間と連携した河川空間の活用が進んでいます。

表 法制度の改正状況

都市 緑地法 (H29.6)	<ul style="list-style-type: none"> 民間による市民緑地の整備を促す制度の創設 <ul style="list-style-type: none"> 市民緑地の設置管理計画を市区町村長が認定 緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充 <ul style="list-style-type: none"> 緑地管理機構の指定権者を知事から市区町村長に変更、指定対象にまちづくり会社等を追加 緑の基本計画の計画内容の拡充（都市公園の管理等）
都市 公園法 (H29.6)	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園で保育所等を含む「社会福祉施設」の設置を可能に 民間事業者による公共還元型収益施設の設置管理制度の創設 <ul style="list-style-type: none"> 収益施設（カフェ、レストラン等）の設置管理者を民間事業者から公募選定 設置管理許可制度の延伸（10 年→20 年）、建蔽率の緩和等 民間事業者が広場整備等の公園リニューアルを併せて実施 公園内の PFI 事業に係る設置管理許可期間の延伸（10 年→30 年） 公園の活性化に関する協議会の設置
河川法 河川敷地占有許可準則	<ul style="list-style-type: none"> 都市および地域の再生等のために利用する施設に係る占有の特例 2011(H23.3) <ul style="list-style-type: none"> 河川空間のオープン化の特例 民間事業者等の河川敷地占用許可期間の延伸（3 年→10 年） 2016 (H28.6)

景観法（H30 制定）

美しく風格のある国土の形成、個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的とした法制度

環境基本法（H30 改正）

環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目的とした法制度

生物多様性基本法（H20 制定）

野生生物や生息環境、生態系全体のつながりを含めて保全することを目的とした法制度

海岸法（H29 改正）

海岸管理の目的として「海岸管理における防災・減災対策の推進」に加え、「水門・陸閘等の安全かつ確実な操作体制の確立」「海岸保全施設の適切な維持管理」「地域の実情に応じた海岸の維持管理の充実」を位置づけ

下水道法（H27 改正）

多発する浸水被害へのハード・ソフト総動員した対応、老朽化対策による機能の持続的確保、再生可能エネルギーの活用促進などを図るために、水防法・下水道法・日本下水道事業団法の一部改正が行われた

水質汚濁防止法（H29 改正）

地下水汚染の効果的な未然防止に向けた制度の創設

図 その他関連する法制度

(3) 東京都の動向

① 都市づくりのグランドデザイン（2017（平成29）年9月）

2040年代の目指すべき東京の都市の姿とその実現に向けた、都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示したもので、「活力とゆとりのある高度成熟都市」を都市づくりの目標とし、目指すべき都市像の実現に向けて、分野横断的な戦略、政策方針、取組を示しています。

都市づくりの戦略の一つとして「四季折々の美しい緑と水を編み込んだ都市の構築」を掲げ、政策方針として「あらゆる場所で緑を感じられる都市をつくる」、「水辺を楽しめる都市空間を創出する」を掲げています。

具体的には、これ以上緑を減らさないよう、今ある緑を守るとともに、**都市づくりのあらゆる機会を捉えた新しい緑の創出**、公園や緑地、歴史・文化が蓄積された庭園などの豊富な資源の活用、海や河川、運河など多様な水辺空間について、**水質の改善等とともに、まちづくりにおいて新たな水辺空間を生み出すなど、多くの人が憩える空間の創出**が求められています。



図 都市の将来イメージ（左：水と緑がネットワーク化された潤いある区部中心部、右：東京ならではの魅力を楽しむ夜の水辺）（出典：都市づくりのグランドデザイン（東京都））

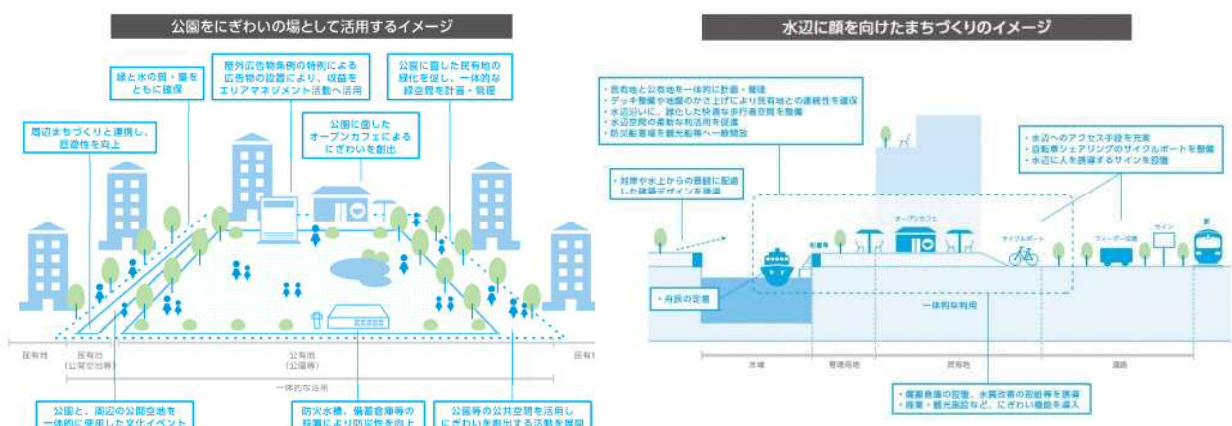


図 都市づくり戦略のイメージ（出典：都市づくりのグランドデザイン（東京都））

② 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（案）（2020（令和2）年11月）

おおむね20年後の都市づくりの目標、都市の将来像等を実現するための方針及び整備水準を定めています。今回の改定では、コロナ危機を踏まえた都市づくりの目標と戦略等が新たに定められています。

主要な都市計画決定の方針の一つとして「緑と水の潤いある都市の構築」が示されており、(1)自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針、(2)環境負荷の少ない都市の形成に関する都市計画の決定の方針、(3)ヒートアイランド現象の緩和に関する方針、(4)循環型社会の形成に向けた方針が定められています。

品川区の将来像の一つとして、**東京湾からの「風の道」の確保、大規模公園、緑地、運河などを活用した水と緑のネットワークの形成**、下水熱の有効利用など、環境に関する先端的な取組が進んだまちを形成することが求められています。

③ 緑確保の総合的な方針（2020（令和2）年7月）

「都市づくりのグランドデザイン」などの方針を踏まえ、2040年代の東京の姿に向けた緑施策を計画的に推進していくことを主な目的としています。

東京全体の緑は、減少傾向が続いているため、これまで以上に保全を推進するため、10年間の計画期間内に確保する緑などを明らかにするほか、緑確保の取組等を更に進めるための方針を示しています。

方針として、「既存の緑を守る」、「緑のまちづくりへの取組」、「緑の確保を更に推進する取組」が示されています。本区でも**緑の減少傾向を緩和し、骨格となる緑の系統を保全すること、まちづくりなどの機会をとらえた緑の創出とネットワーク化、緑の量的な底上げと質の向上**が求められています。

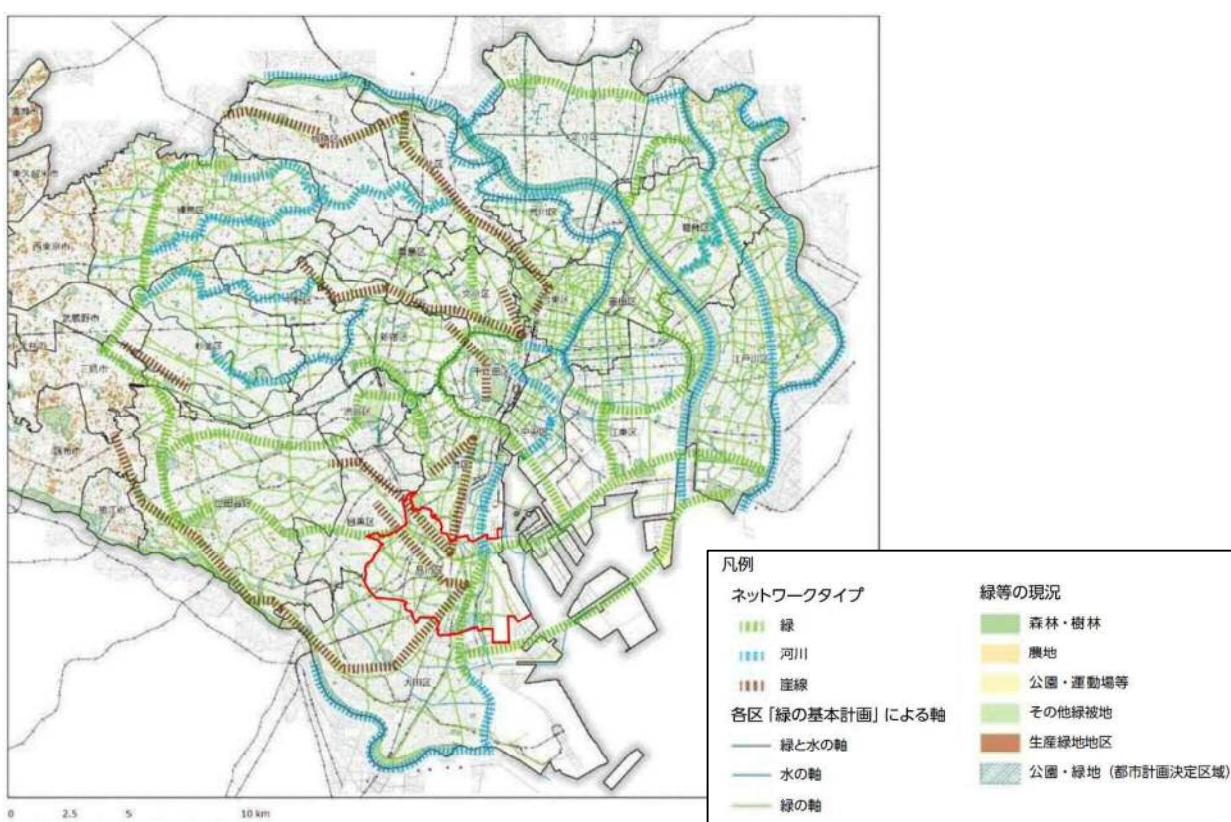


図 区部の緑のネットワークイメージ（緑確保の総合的な方針（東京都））

④ 都市計画公園・緑地の整備方針（2020（令和2）年7月）

みどりの軸や拠点の中核となる都市計画公園・緑地の計画的・効率的な整備促進と整備効果の早期実現に向けた方策を示しています。

本整備方針では、**水と緑のネットワークの形成・充実、災害に強い都市の実現、良好な都市景観の形成、質の高い生活環境の創出、地域の資源を活かした個性ある地域づくり**が目標として掲げられており、本区でも東京都と連携した取組が求められています。

なお、本区の都立林試の森公園は、重点化を図るべき公園として選定されています。

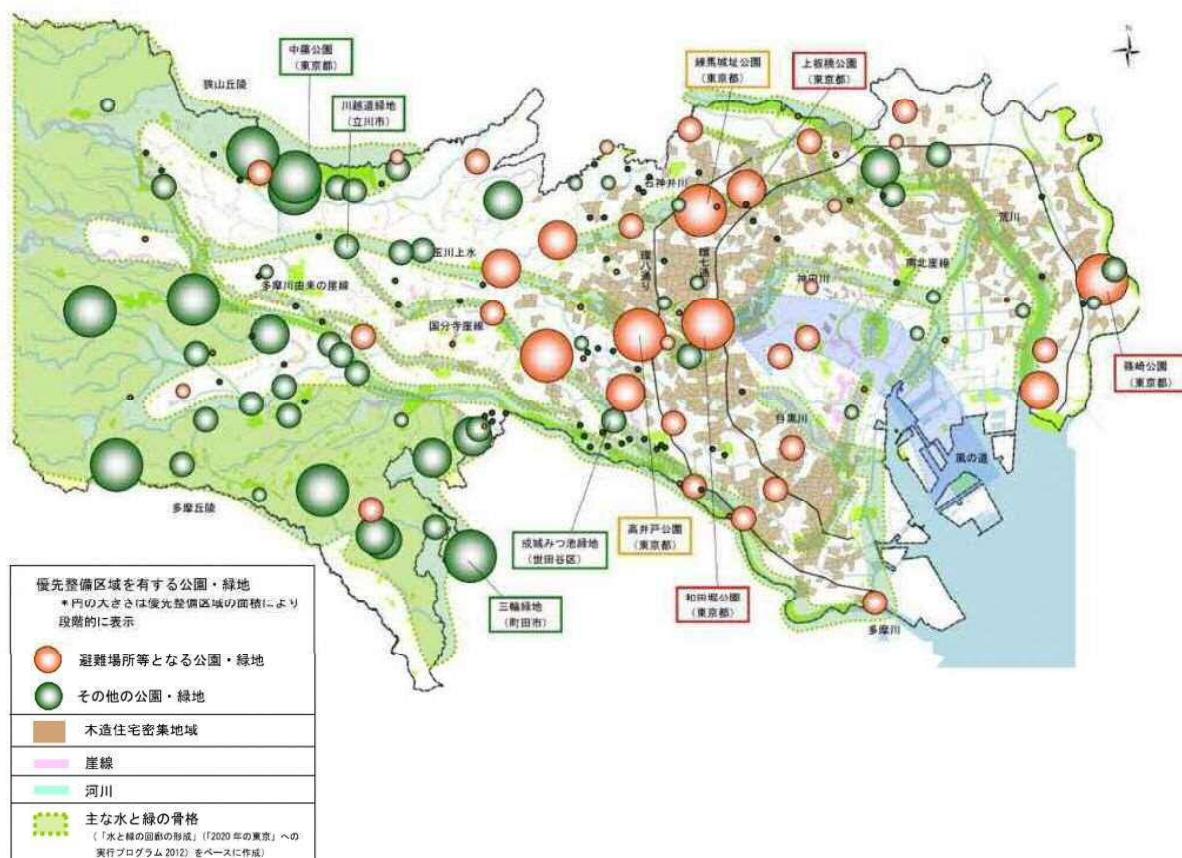


図 今回設定した優先整備区域による緑の保全・創出のイメージ（都市計画公園・緑地の整備方針（東京都））

⑤ 東京が新たに進めるみどりの取組（2019（令和元）年5月）

東京が進めるみどりの主な取組をまとめたもので、「都市づくりのグランドデザイン」で示す都市像の実現に向け、今ある貴重な緑を守り、あらゆる場所に新たな緑を創出することで「**東京の緑を、総量としてこれ以上減らさないこと**」を目標としています。

今後の取組みとして主に以下のポイントがまとめられており、本区は「中枢広域拠点域」に位置付けられており、**みどりの拠点と軸の形成、みどりの質の向上、民間と連携したみどりの創出**などが求められています。

表 都市づくりのグランドデザインで示す4つの地域区分

地域区分	主な取り組み
全域	<ul style="list-style-type: none"> ➢ みどりの拠点の形成(都市計画公園・緑地の整備促進) ➢ みどりの軸の形成(道路・河川・崖線・丘陵地等) ➢ みどりの量的な底上げ(市街地区域全域へ緑化地域の指定促進) ➢ 質の高いみどりの保全・創出(市民緑地認定制度の活用促進) ➢ 民間が創出するみどり
1 中枢広域拠点域	<ul style="list-style-type: none"> ➢ みどりの拠点の形成(都市開発諸制度等の活用によるみどりの創出) ➢ みどりの軸の形成(東京2020大会に向けたマラソンコースの街路樹の樹冠拡大)

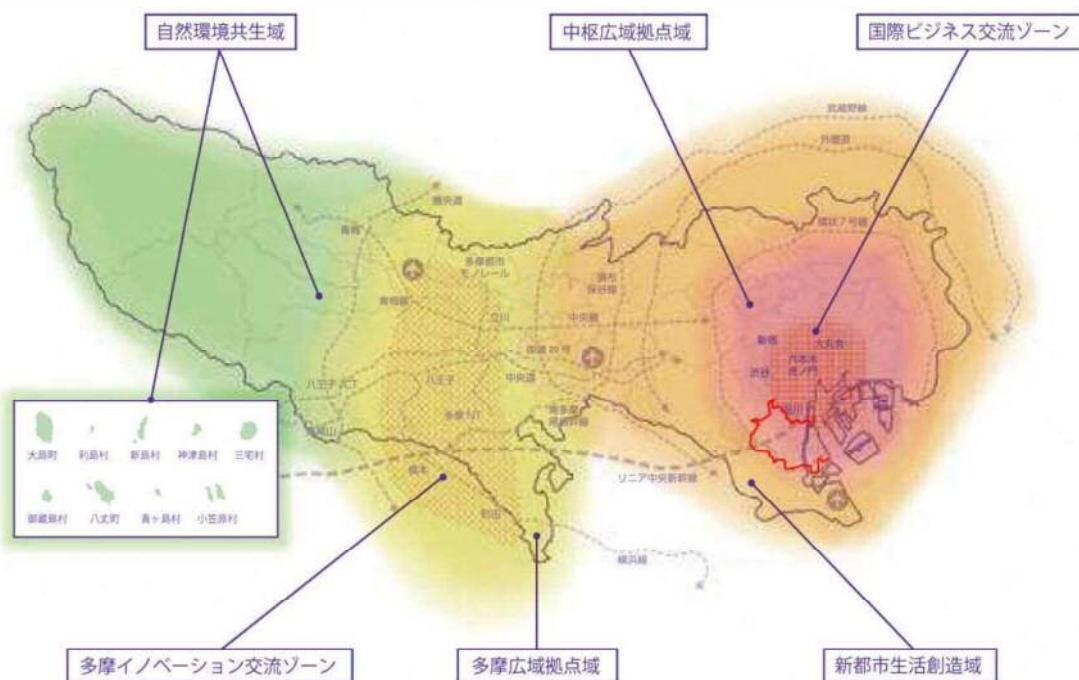


図 地域区分図（出典：東京が新たに進めるみどりの取組（東京都））

⑥ 東京都の水辺空間の魅力向上に関する全体構想（平成 18 年 2 月）

来訪者にも居住者にも魅力的な水辺空間の創造に向け、「水辺の賑わい」「舟運」「水辺景観」「水辺環境」の視点から取り組みを展開することとし、**賑わい拠点の創出や水辺を活かした活動の推進、舟運ネットワークの強化**などの方針が示されています。

運河地域における今後の取り組みの方向性として、「品川浦・天王洲」、「芝浦」で取り組まれている運河ルネサンスを広域に展開することで、**新たな水上交通や水辺イベントの広がりを促進**することが挙げられており、本区でも舟運ネットワークの強化や水辺でのイベント開催などを推進しています。

⑦ 東京都ベイエリアビジョン（仮称）

東京、日本の今後の成長を牽引するベイエリアの将来像を示しています。世界から人を集め、ベイエリアを日本中の文化、情報、技術のショーケースとし、東京、日本の今後の成長を創り出す場所として世界に発信していくため、「**海から見渡す東京の未来をつくる**」、「東京、日本ならではの未来を世界に発信し、世界を魅了する」、「自ら未来を生み出し続ける実験・提案型のまちをつくる」ことを目標としており、ベイエリアを有する本区でも「**水辺に顔を向けたまちの空間づくり**」、「**訪れたいと思わせる水辺空間の実現**」など、都や民間と連携した取組推進が求められています。



図 官民連携チームの提案（抜粋）

⑧ 東京都による水辺空間活用の状況

「東京の統合的な交通政策のあり方検討会」において、「羽田空港と都心・臨海部を結ぶ航路の充実」、「船路等が一目でわかる PR 施策の展開」、「**船着場と水辺空間の一体的な整備**」が、水辺空間の魅力向上に向けた施策の方向性として示され、「水辺空間活用（舟運）ワーキンググループ」において、その実現のための具体的な方策が検討されています。

また、都は川や海、運河など、東京の水辺空間の魅力を引き出すため、舟運を活性化し、身近な観光・交通手段として定着することを目指し、取組を実施しています。

この取組の一環として、平成 31 年（2019 年）7 月 24 日から 8 月 2 日の間で、社会実験“真夏のらくらく舟旅通勤”（日本橋～朝潮運河間）が実施されました。今後は、アンケート結果や事業採算性等を検証した上で、新たな航路の実現可能性について検討が進められる予定です。

本区でも**船着場や舟運の更なる活用**が必要となっています。

⑨ 近隣自治体の動向

隣接する目黒区、港区、大田区においても、緑の基本計画において、水とみどりの拠点および軸の形成の考え方方が示されています。

目黒川や南北崖線軸、臨海景観基本軸など、広域的な視点からも重要な位置づけにあるものについては、近隣地域の方針との整合を図りながら、水とみどりのネットワークの整備方針を検討していくことが求められています。

周辺区の緑の基本計画で示されている将来像と本区と連携が可能な取組を次頁に整理します。

周辺区において進められているみどりの散歩道、水辺の散歩道整備と連携し、区内にとどまらず、さらに広域的な視点で水とみどりのネットワークの形成を検討する必要があります。

また、舟運活用については、江東区や墨田区などと連携した広域的な取組が重要になります。

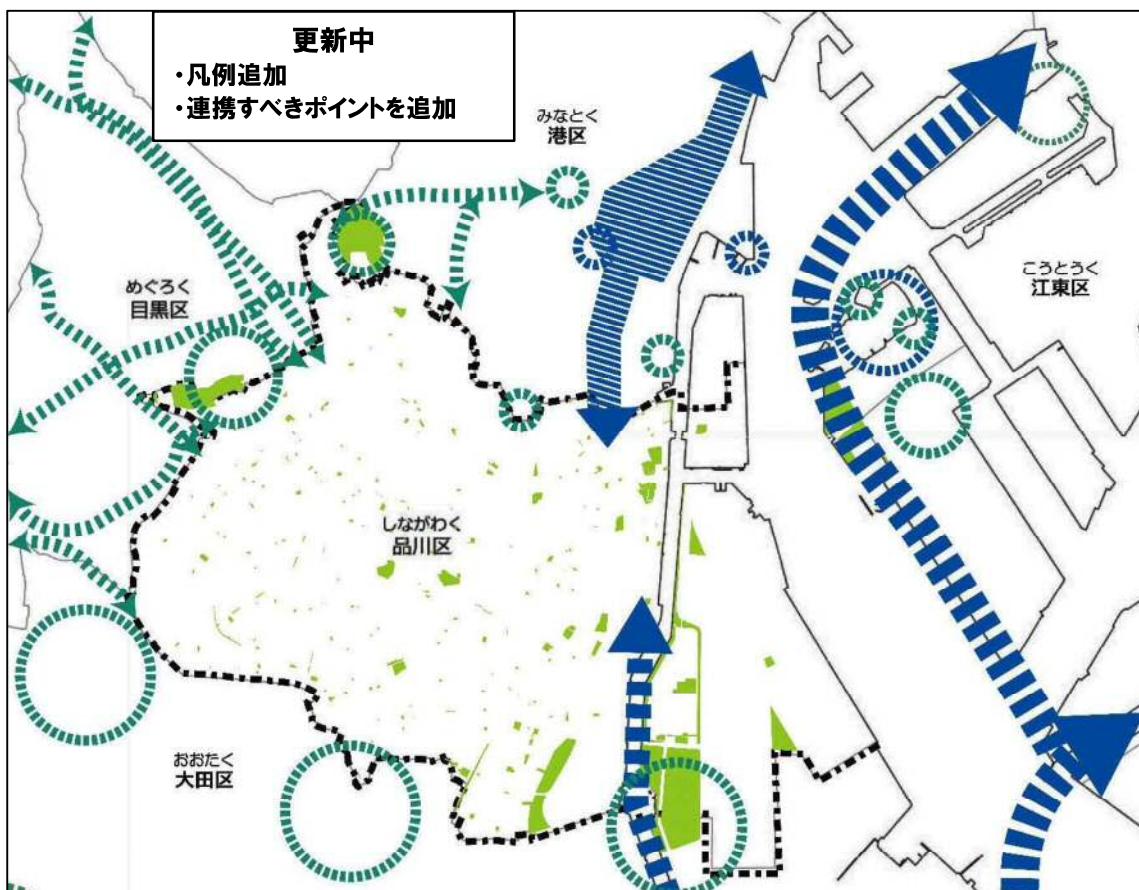


図 近隣自治体における水とみどりの拠点および軸の設定

※ 「港区緑と水の総合計画」(H23)、「目黒区みどりの基本計画」(H28)、「グリーンプランおおた」(H23) より作成「港区緑と水の総合計画」(H23)、「目黒

表 近隣自治体における計画と連携が可能な取組

区	将来像	連携が可能な取組
港区 H23	<p>「いのちはぐくむ」緑と水かがやくまち みなと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みんなで緑と水を育てよう ・ゆかりの緑と水を大切にしよう ・ふれあいともてなしの緑と水を創り出そう ・緑と水をつなごう 	<ul style="list-style-type: none"> ・運化の水質・水環境の向上 ・運河・海辺の空間活用の推進 ・緑と水を生かした風の通り道、快適な歩行環境（緑陰）の創出 ・水辺の散歩道の整備
目黒区 H28	<p>みどりを感じる・みどりと暮らす・みどりに集う</p> <p>～みんなが主役のみどりのまちづくり～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みんなで身近なみどりを育てよう ・みどりを活かしてめぐろの魅力を高めよう ・歴史文化の薫るみどりを守り育てよう ・多様なみどりをつないでひろげていこう ・暮らしに潤いを与えるみどりの拠点をきずこう 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑道の整備 ・みどりの散歩道の整備と活用 ・水辺の環境保全
大田区 H23	<p>地域力が支える空からも見える豊かなみどりを未来を担う子どもたちに贈ります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域力を活かし、笑顔につながるみどりをみんなで育てます ・空からも見える骨太なみどりでたくさんの人々をもてなします ・大田区ならではの誇れる多様なみどりを未来へ引き継ぎます ・暮らしを支え、こころ豊かになるみどりを増やし、つなげます 	<ul style="list-style-type: none"> ・崖線沿いのみどりづくり ・水辺環境のネットワークづくり ・みどりの散策路整備 ・みどりの補助ネットワークづくり ・歴史と文化と自然の散歩道づくり
江東区 R2	<p>みどりの中の都市（CITY IN GREEN）の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みどりを水彩都市・江東の魅力づくりに活かします ・みどりをより柔軟に使えるようにします ・みどりを安全と生命を支えるために充実させます ・みどりをみんなで守り育て伝えます 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における舟運の活用 ・和船乗船体験の実施
墨田区 H23	<p>まちは百花園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑の多様性を高める ・生活を豊かにする緑をつくる ・環境に資する緑をつくる ・緑と親しむ文化を育む ・協働により緑化を進める 	<ul style="list-style-type: none"> ・水上バス「東京水辺ライン」 ・両国防災船着場からの定期運航（台場、竹芝方面、浅草方面） ・観光舟運活性化に向けた社会実験の取組み

(4) 品川区の動向

① 品川区長期基本計画（2020（令和2）年4月）

- ・「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」を将来像とし、未来につなぐ4つの視点として、「超長寿社会に対応する視点」、「多文化・多様な生き方を尊重する視点」、「強靭で魅力あるまちを未来につなぐ視点」、「先端技術を活用して課題解決と発展を図る視点」が示されています。
- ・「地域」の政策の柱の一つに「**水と親しむみどり豊かなまちづくり**」を掲げており、以下のような将来像が示されています。
 - 区民が水辺を身近に親しむことができ、外国人観光客を含めた多くの人でにぎわう観光・交流の軸となる水辺空間の整備やしくみづくりが進んでいます。
 - 河川・運河の水質改善が推進され、水辺空間が区民生活において、さらに有効な資源として活用されています。
 - 区民や企業の自主的なみどりづくりが進むとともに、区民ニーズを捉えた愛される公園が増加し、区民がみどりにふれあえる機会が充実しています。
- ・「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」を実現するためにも、水とみどりに身近に親しむことのでき、賑わいの拠点となる空間整備、区民や企業と連携した水辺やみどりづくりが求められています。

② 品川区まちづくりマスターplan（平成25年2月）

- ・品川区基本構想に掲げる将来像「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」の実現を目指し、8つのまちづくりの目標を定めています。
- ・水とみどり分野は「**水とみどり豊かなやすらぎとうるおいのある都市空間の保全・再生**」を目標に掲げており、以下の整備方針を示しています。

うるおいとやすらぎのある都市空間の形成

- 水とみどりのネットワークの形成
- 厚みと広がりのある豊かなみどりの創出
- 都市空間への緑化の推進
- 水とみどりに親しめる親水空間の整備
- 身近な公園・緑地の整備・改修

防災性の向上に資する都市緑化

- 公園・緑地における防災機能の向上
- 街路樹等の持つ防災・減災機能の活用

品川らしさを備えた多様なみどりの活用

- 歴史・文化を伝える資源の保全・活用
- 品川を特徴づける景観づくり
- 特色ある公園づくり

区民と行政が一丸となった水とみどりの育成

- ・環境、レクリエーション、防災、歴史、景観・歴史文化など**水とみどりの多機能性を発揮するため、区民と行政が一丸となった取組**が求められています。

③ 品川区水辺利活用ビジョン（2020（令和2）年5月）

- 「水を感じ、楽しみ、憩える水辺の賑わいの創出」を目標とし、水辺を楽しめる場や、仕組みを構築することで、区民や来訪者が水辺を感じ、賑わい・憩える空間の創出を目指しています。
- 「整える」（水辺を楽しむ拠点や施設の整備）、「結ぶ」（舟運等による水辺の活用や水辺周辺の回遊性の向上）、「使う」（イベント等の実施）といった3つの視点から取り組みを推進し、水辺の賑わいを充実することとしています。



④ 新・水とみどりのネットワーク構想（平成 20 年 5 月）

- ・「水とみどりがつなぐまち」の実現に向け、水とみどりを「観光・交流」「環境」「景観・アメニティ」「防災・防犯」という 4 つの機能から捉え、施策を設定しています。
- ・公共空間で「親水空間やみどり」の充実を図るだけではなく、「運河ルネサンス構想」などのように規制緩和を図りながら、**民間開発や花壇・路地裏のみどりなども含めた新たなネットワークづくりを推進**する必要があるとしています。
- ・多様な担い手の参加を促しながら、水とみどりのあり方や活用方法について話し合うこととしています。

⑤ 品川区地域防災計画（平成 29 年度）

- ・品川区の市街地の現況は、木密地域においては、建築物の耐震化および不燃化を促進するため、防災生活圏促進事業および都市防災不燃化促進事業、都市防災総合推進事業等とともに、防災性の向上を目的とした地区計画等を定め、都市の防災性の向上に資する取組みを今後も継続して実施します。
- ・区が整備する公園、広場等に加え、民間の緑地や空地などのオープンスペースは、延焼防止や避難のための有効な空間となり得ることから、**まちづくりに関する各種事業・制度や開発環境指導要綱、密集住宅市街地整備促進事業などにより、これら有効なオープンスペースを確保**します。
- ・震災時に果たすべき輸送路の機能に応じて、緊急輸送ネットワークを整備するとともに、輸送路の複線化を図るため**陸・海・空・水上・地下にわたる輸送ネットワークを整備推進**するため、緊急啓開道路の確保や水上輸送の円滑化に向けた対策を進めることとしています。（水上輸送に関しては、五反田防災船着場を新設し、平成 31 年 12 月に供用開始）。

⑥ 品川区環境計画（平成 30 年 3 月）

- ・「みんなで創り育てる環境都市」を目指し、5 つの基本目標のうち「水とみどりがつなぐまち」と「やすらぎとにぎわいの都市景観」を掲げています。
- ・「水とみどりを活かしたにぎわいづくり」として、歴史にゆかりのある名所旧跡や公園緑地、水辺の空間等魅力的に資源をつなぎ、まちあるきや舟運ネットワークの充実を進めるとともに、水辺やみどり空間を活用したイベントの充実や、運河ルネサンス等と連携した水辺活用の取り組みを推進することとしています。
- ・「多様な品川らしさを踏まえたまちづくりの活用」として、歴史のある街並み、新しく洗練された街並み、それらをつなぐみどりや川の個性を活かしつつ、調和の取れた景観づくりを進めることとしています。

⑦ 品川区地球温暖化対策地域推進計画（平成 22 年 3 月）

- ・「二酸化炭素排出を抑制したクールシティしながわ」を実現するための取り組みの方針が示されています。
- ・低炭素型まちづくりの実現に向けた取り組みとして、保水性・遮熱性舗装を整備する「涼のみち」の整備、緑化の推進、大木・樹木の保存、緑のカーテンの普及、雨水を利用した打ち水大作戦などを挙げています。

⑧ 品川区都市型観光アクションプラン（平成 28 年 3 月）

- 繰り返し訪れて楽しいまち しながわ～日常の生活環境に着目した官民連携による都市型観光の推進～を掲げており、以下の 5 つの戦略を示しています。

戦略 A：観光コンテンツの充実 ～“しながわ”ならではの過ごし方の提案～

戦略 B：情報発信の強化

戦略 C：連携による魅力の向上

戦略 D：魅力的な環境づくり

戦略 E：しながわ観光を支える体制の充実

- 観光コンテンツの充実施策の 1 つに「ウォーターフロントを核とした賑わいの創出」が挙げられており、「水辺の観光利用の促進」、「観光舟運の活性化」を進めることとしています。

⑨ 品川区景観計画（平成 23 年 1 月）【改定中】

- 「みんなで 伝え 創り 育てる」を基本理念に「歴史・文化」、「自然」、「生活」、「新たなまちづくり」の 4 つの基本方針を定めており、**緑地の保全と活用、緑化の推進、水辺空間を活かした街並み形成**などがうたわれるなど、景観形成の観点からも水やみどりが重要な位置付けにあります。
- 運河沿いの水際では、季節の花木の植栽、歩行者空間やポケットパークなどの配置など、**運河からの眺望にも配慮した景観形成**を進めることになっています。
- 「景観重要公共施設」として目黒川が指定されており、東京都が今後策定する河川整備計画等とも整合を図りながら、**桜並木の美しい、親水性の高い水辺空間の創出**に努めることとしています。
- 旧東海道品川宿地区は、重点地区に定められており、**水辺を活かした街並みの形成、旧東海道の風景を彩る「街道松」のある街並み形成、協働のまちづくりによる街並みの形成**などが定められています。
- 天王洲地区景観形成地区は、運河を活かした個性ある景観形成の取り組みがなされており、**水辺を活かした景観形成、特徴的な水辺の風景を活かした景観形成**、魅力あるウォーターフロントの形成などが定められています。

第2章 品川区の水とみどりの現況

1 品川区の概要

本区は、東京の南東部に位置し、東京湾に面する臨海部と山の手に連なる大地から形成され、江戸時代から交易の拠点として賑わい、明治時代からは近代産業の発祥の地として発展してきました。現在も歴史に由来する名所旧跡や70を超える活気ある商店街、運河・河川等の水辺、再開発されたビル群等、懐かしさと新しさが混在し、多彩な魅力に富んでいます。

(1) 位置

品川区は東京都の南東部に位置し東京湾に面しています。北は港区、渋谷区、西は目黒区、南は大田区、東は江東区に接しています。



図 品川区の位置

2 自然的条件

(1) 気象

本区の年降水量は1,600mm前後であり、全国平均（約1,700mm）よりやや少なくなっています。

日最大降水量は、直近で2019（令和元）年が突出していますが、これは台風の影響を受けたものです。また、年平均気温は16.0°Cから17.0°C前後です。

近年、都市の気温が周囲よりも高くなるヒートアイランド現象の進行が東京都全体で顕著となっています。本区でもヒートアイランド現象の顕著化により、熱中症等の健康への被害や、感染症を媒介する蚊の越冬といった生態系の変化が懸念されており、ヒートアイランド現象に起因する暑熱環境への対応が必要です。

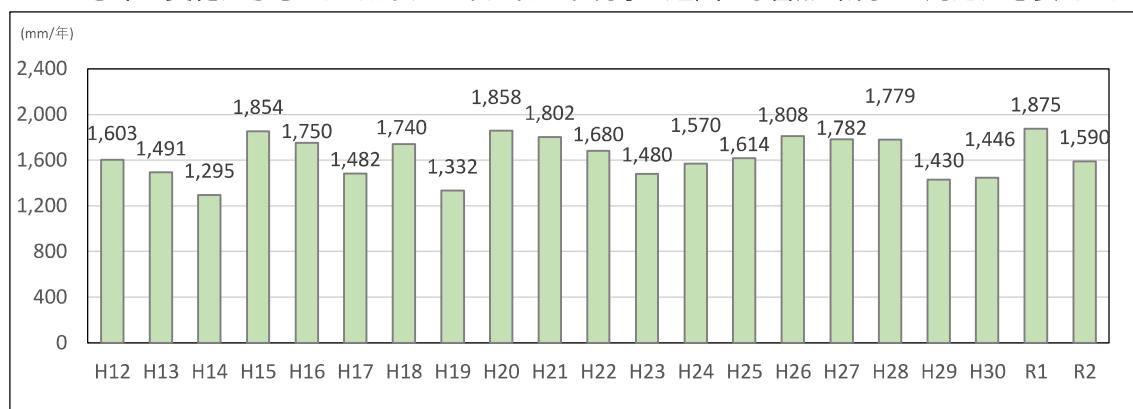


図 年降水量の推移（出典：気象庁）

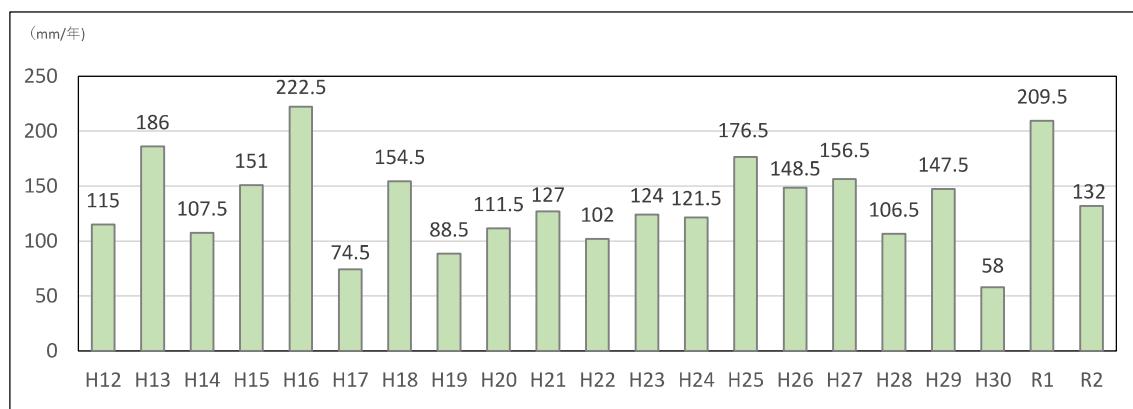


図 日最大降水量の推移（出典：気象庁）

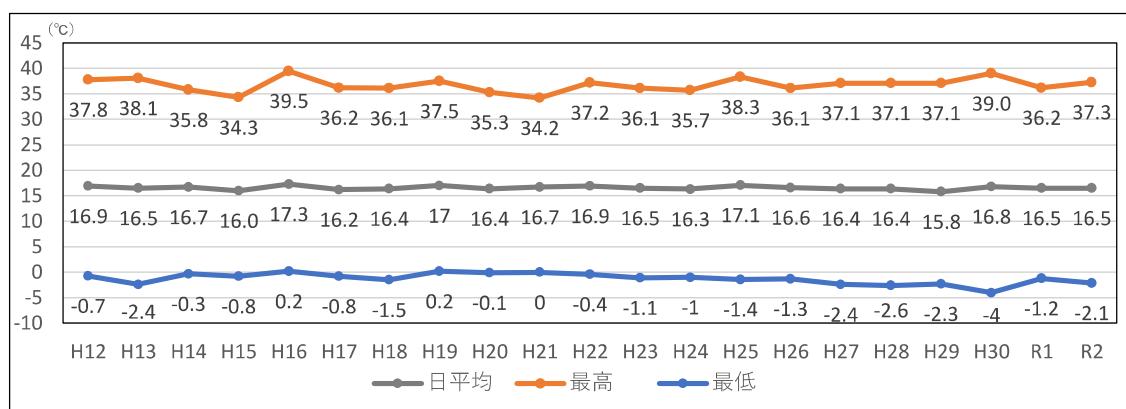


図 気温の推移（出典：気象庁）

(2) 地形・水系

① 広域的な地形・水系

品川区の北西部に広がる台地は、東京都の約 1/3 を占める武蔵野台地の東南部の一部にあたります。区の東側は低地および埋立地からなっており、東京湾に面しています。

区内を流れる広域的な水系として、東京湾に注ぐ目黒川、立会川の 2 つの河川がみられます。

目黒川は烏山川と北沢川が合流する世田谷区池尻三丁目地先を上流端とし、世田谷区、目黒区を東流し、途中上目黒一丁目地先で支川蛇崩川を合わせ品川区東品川一丁目地先で東京湾に注ぐ、流域面積 45.8km²、河川延長 8.0km（支川をあわせた流路延長は 30.3km）の二級河川です。

立会川は目黒区立碑文谷公園内の池に源を発し、品川区に流れ込む延長 7.4km の二級河川で、月見橋（東大井 6 丁目）より下流を除く大部分が暗渠となっています。

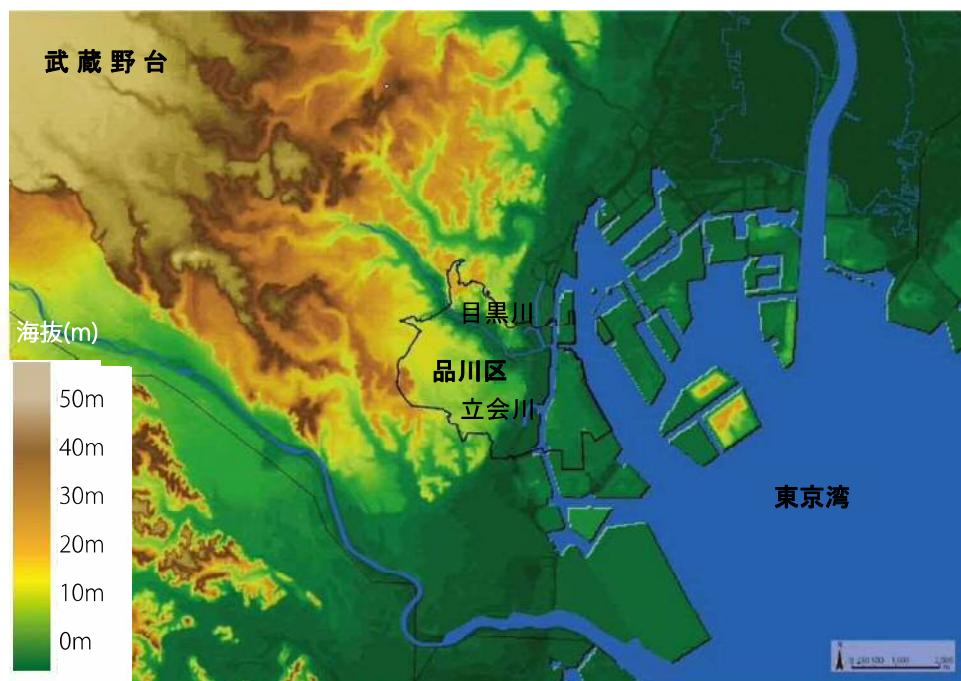


図 品川区周辺の地形・水系

② 区内の地形・水系

区内の台地は、目黒川をはさんで、高輪台地と目黒・荏原台地に二分され、さらに立会川によって、目黒台と荏原台に分かれています。また、低地は目黒川に沿った大崎や五反田、海岸に近い品川や大井付近に広がっています。

臨海部の埋立地は昭和以降に形成されたもので、東品川2丁目から東大井1丁目にかけての埋立てにより芝浦運河が形成され、戦後の品川ふ頭や大井ふ頭の埋立てにより、現在の品川区が形成されました。京浜運河や勝島運河、天王洲運河などの運河も、これらの歴史の中で形成されてきました。

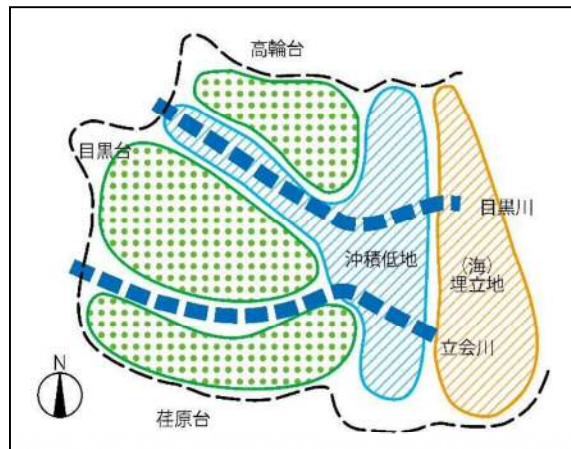


図 品川区の地形概念図（出典：品川区景観計画）

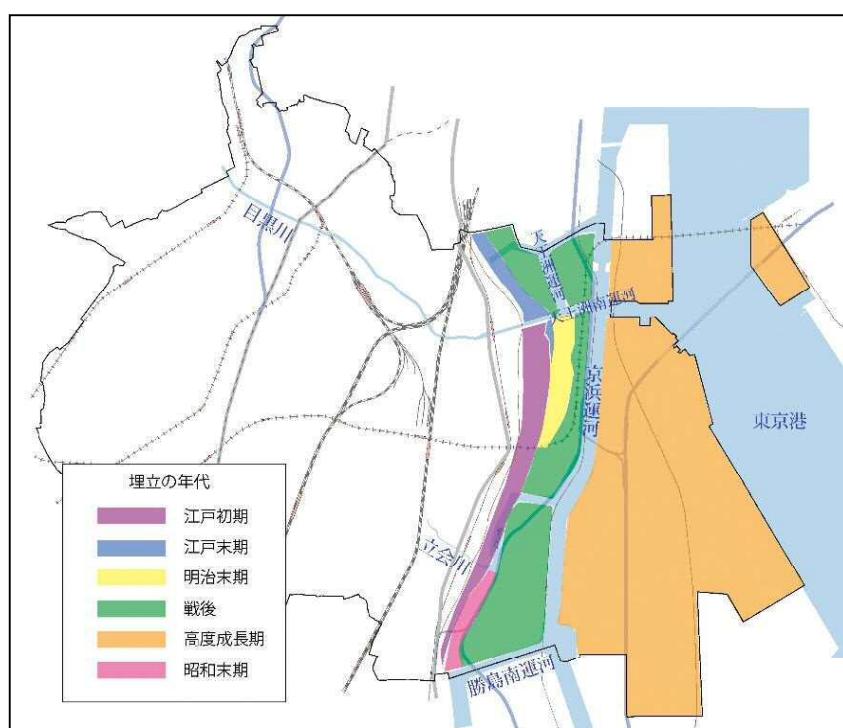


図 埋立地の変遷（出典：東京港湾事務所「東京港の変遷」）

(3) 植生

本区は、大部分を市街地等が占めており、まとまった植生は、ほとんどみられません。

わずかにみられるまとまった植生として、「ヤブコウジ-スタジイ群集」、「クヌギ-コナラ群集」が点在しています。

これらの植生は、国立科学博物館付属自然教育園、鹿島神社、品川神社、東海寺大山墓地、清泉女子大学に残されています。

その他では、都立林試の森公園等の公園や寺院、神社等に、植栽されたまとまった樹林地がみられます。

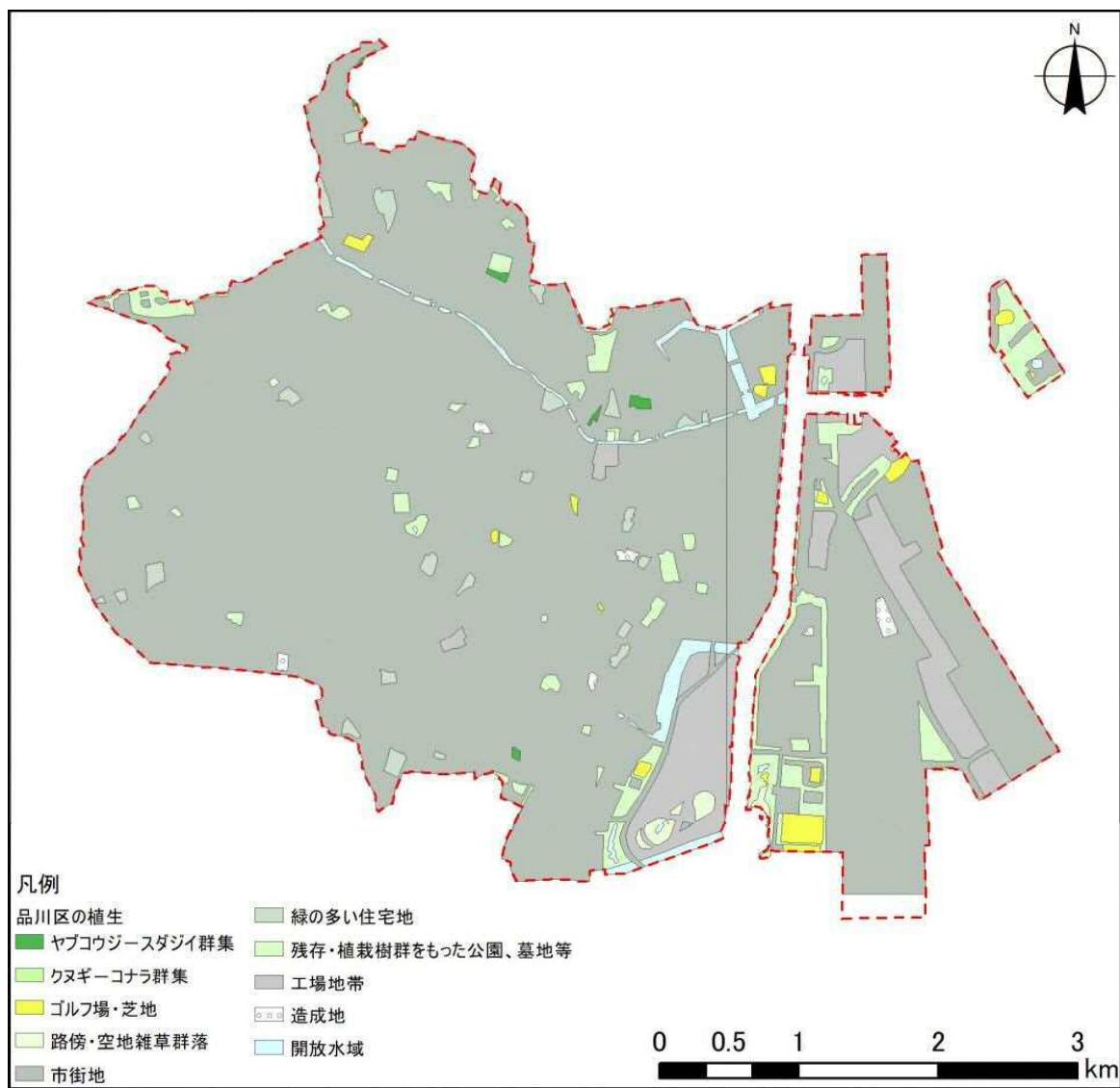


図 品川区の植生（出典：第6回・第7回自然環境保全基礎調査植生調査（環境省））

(4) 土地自然特性

本区には「崖線」と呼ばれる地形がみられ、崖線上やその周辺には、緑地や大径木・湧水がわずかながら残されています。

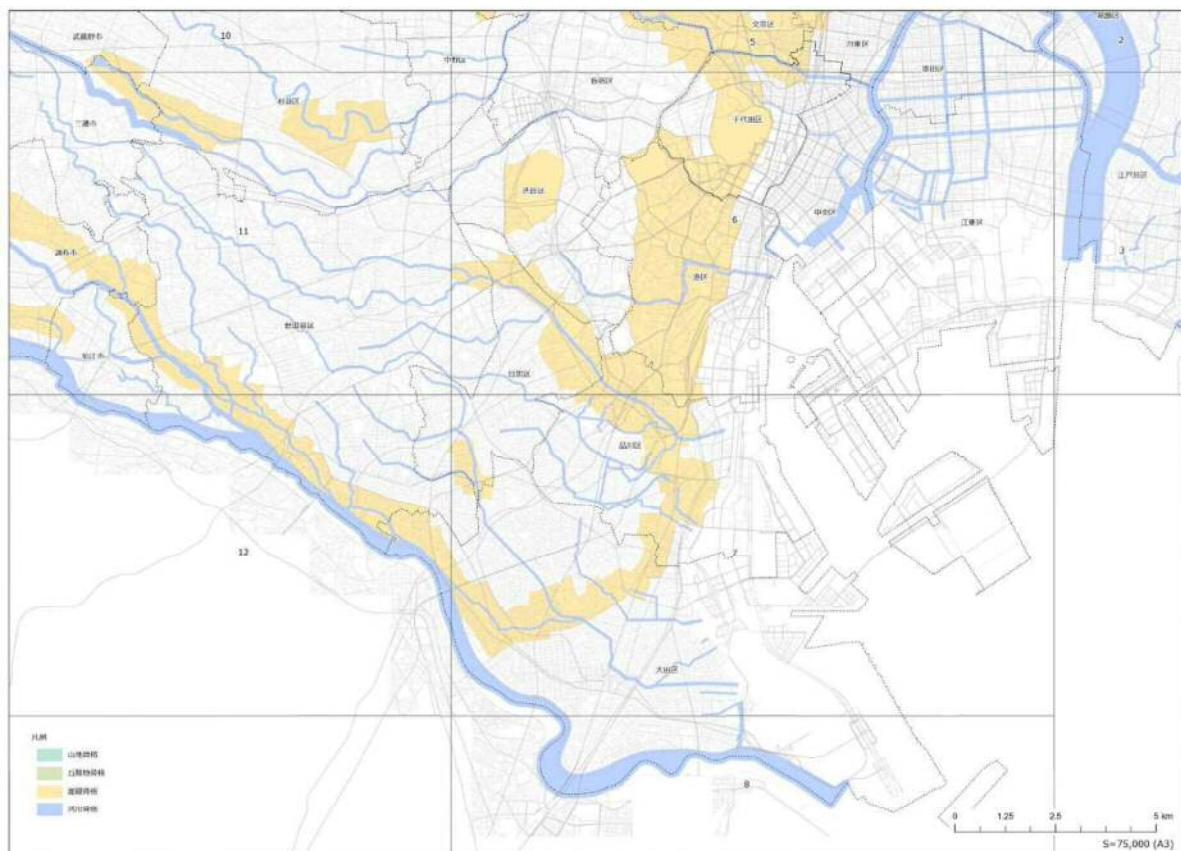


図 緑の系統エリア

■コラム 崖線について

3 社会的条件

(1) 沿革

本区は、江戸時代から東海道第一の宿場として賑わいをみせており、明治維新後は宿場としての役割は薄れていったものの、官営工場が進出するなど、工業地として発展してきました。

江戸時代には、区内に 27 の大名屋敷が設けられました。この内、現在の自然教育園、池田山の住宅地、清泉女子大学周辺、御殿山の住宅地、戸越公園周辺の 5 つの大名屋敷は、現在の土地利用にも影響を与えており、区の市街地形形成における特徴のひとつとなっています。

都市基盤としては、東海道、中原街道、品川道が主な道路であり、1873（明治 6）年に国道・県道・里道が定めされました。また、1876（明治 9 年）年には品川駅、大森駅が開業され、以降、様々な鉄道網が整備されてきました。このような道路や鉄道の開通、目黒川の水運の利便性を背景に、機械、金属、化学等の工場進出が増加し、後背地には宅地の拡大が進展しました。

1923（大正 12）年の関東大震災による東京の中心部等における旧市街の壊滅的被害は、品川等の外縁部の急激な市街化と人口増加をもたらしました。特に荏原地区では急速な人口流入が進み、この急激な市街地の拡大により、区の市街地の特徴である狭あいな道路で囲まれた木造住宅密集地域が形成されました。

1955（昭和 30）年以降の高度経済成長後は、機械機具工場が減少し、金属製品や印刷、食料品に関わる工場が増加しました。依然として高度な基盤技術を保有する企業が数多く存在しており、この高度な基盤技術や IT 技術等を融合させた新しいものづくりを進める研究開発型企業等の台頭もみられます。

1982（昭和 57）年には、大崎駅周辺が東京の副都心のひとつとして位置付けられ、東京のものづくり産業をリードする拠点として発展し続けています。

近年では、交通結節点としての本区の役割がさらに高まっていく見込みです。リニア中央新幹線開業（2027（令和 9）年予定（品川・名古屋間））、羽田空港アクセス線開業（2029（令和 11）年度予定）など新たなインフラ整備が予定されています。

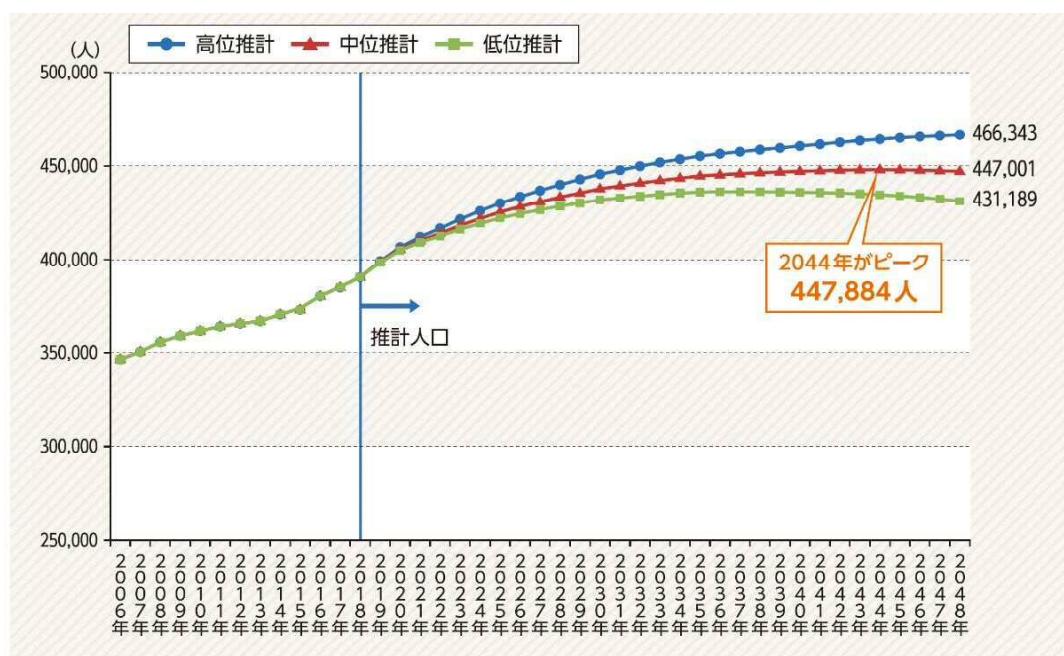
写 真

(2) 人口

本区の人口は、1964（昭和 39）年の東京オリンピックの年をピークに減少してきましたが、1998（平成 10）年以降増加に転じ、2010（平成 22）年には人口 35 万人を超える、2019（令和元）年には 40 万人を突破しました。

2018（平成 30）年に行った将来人口推計では、2044（令和 26）年まで増加を続け、同年に約 44.8 万人でピークを迎えた後に減少傾向に転じるとされ、2008（平成 20）年以降人口が減少している日本全体の状況とは異なった傾向となっています。

一方、老人人口（65 歳以上）は、2048（令和 30）年までの推計期間中一貫して増加し、2048（令和 30）年には老人人口の比率が約 29.4%となり、おおよそ区民の 3 人に 1 人が高齢者となるとされています。



※住民基本台帳人口(各年4月1日)より作成、2019(平成31)年以降は将来推計値

図 総人口の推移・予想

(3) 土地利用

品川区の土地利用現況について地区別の土地利用特性をみると、臨海部及び区中央に位置する広町は工場地が主体です。

また、五反田駅、大崎駅、大井町駅周辺は商業地が主体となっており、特に大崎駅周辺では近年事務所用地としての開発が進んでいます。

荏原地区や大井地区の東側は住宅地が主体となっており、中でも西大井三、四丁目、大井七丁目、旗の台六丁目は区域内のほとんどが住宅地です。同地区には敷地規模の小さな戸建て住宅が密集しており、木造の戸建て住宅が混在しています。

品川地区の一部では、工業地やその他用地から商業地への転換が見られる一方、商業施設、工業施設が撤退し、未利用地になっている箇所も見られます。

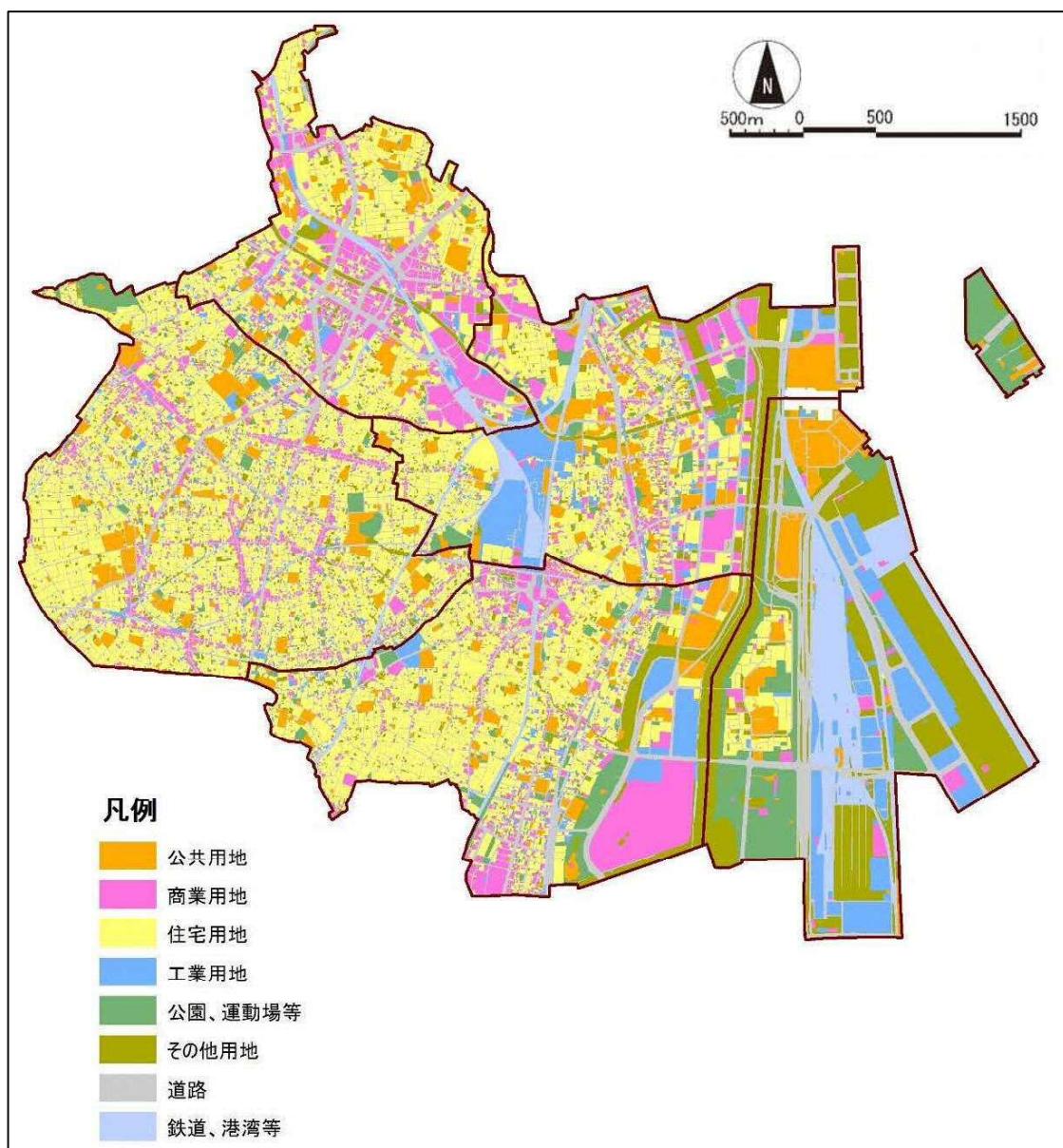


図 土地利用現況図（出典：平成 28 年東京都土地利用現況データ）

(4) 市街地開発事業等の状況

定量的評価が可能なものについては情報を追加

本区では、都市づくりのあらゆる機会を捉え、新しい緑を創出するため、市街地再開発事業を活用し、水とみどりの拠点の形成、憩いやにぎわいの拠点創出を進めています。

① 西品川一丁目周辺地区

西品川一丁目地区は、国際自動車跡地および住宅・工場などが混在する密集市街地からなる地区です。平成 25 年に地元利権者による再開発組合が設立され、現在、地区計画に基づき道路等の基盤整備とあわせた開発事業が進められています。

既存の住宅・向上を再編して周辺市街地と調和した複合市街地を形成し、また地域のうるおいや憩いの核となる大規模な広場整備、みどり拠点の形成、防災性の向上を図ります。

事業実施前（平成 21 年）



事業実施後（令和元年）



② 目黒駅前地区

目黒駅前地区は、JR 山手線等 4 線が乗り入れる目黒駅前に立地しており、交通利便性が非常に高い地区です。本事業では、都バス跡地の有効活用により商業・業務機能と良好な住環境が整備され、目黒駅前にふさわしい魅力あるにぎわいの拠点形成が図られました。

また、公共施設として子育て支援施設や在宅介護支援センター、防災備蓄倉庫区、行政サービスセンターを導入し、周辺地域住民の利便性を高めています。

さらに、都市計画道路や区画道路等の都市基盤に加え、駅前側の「文化の広場」のほか、敷地中央部には広大で緑豊かな「森の広場」も整備されました。

事業実施前（平成 21 年）



事業実施後（令和元年）



③ 東五反田二丁目第2地区

東五反田二丁目第2地区は、JR五反田駅の南東約300mに位置しています。本事業では、道路などの都市基盤施設を整備し、土地の高度利用と都市機能の更新を図ることにより、大崎副都心にふさわしい賑わいや活力、潤いにあふれた複合市街地の整備を行いました。

大崎副都心の複合市街地ゾーンに相応しい、居住機能、業務機能、商業・賑わい機能等が調和するまちづくりが行われました。また、開発にあわせて、地区幹線道路等の拡幅整備を行うとともに、歩行者空間や目黒川を活かした水に親しむ公園の整備を行い、ゆとりとうるおいのある市街地の形成を図りました。

(5) 地区計画における整備・開発・保全に関する方針

本区では、地域に合わせ、さまざまな地区計画を策定しています。

以下に、水とみどりに関する地区計画を実施している地区位置図と概要を示します。主に大崎駅などの駅周辺地区において多く策定されており、公園や広場、水辺沿いの緑道整備など、水と緑の豊かな空間が創出されています。

定量的評価が可能なもの
については情報を追加

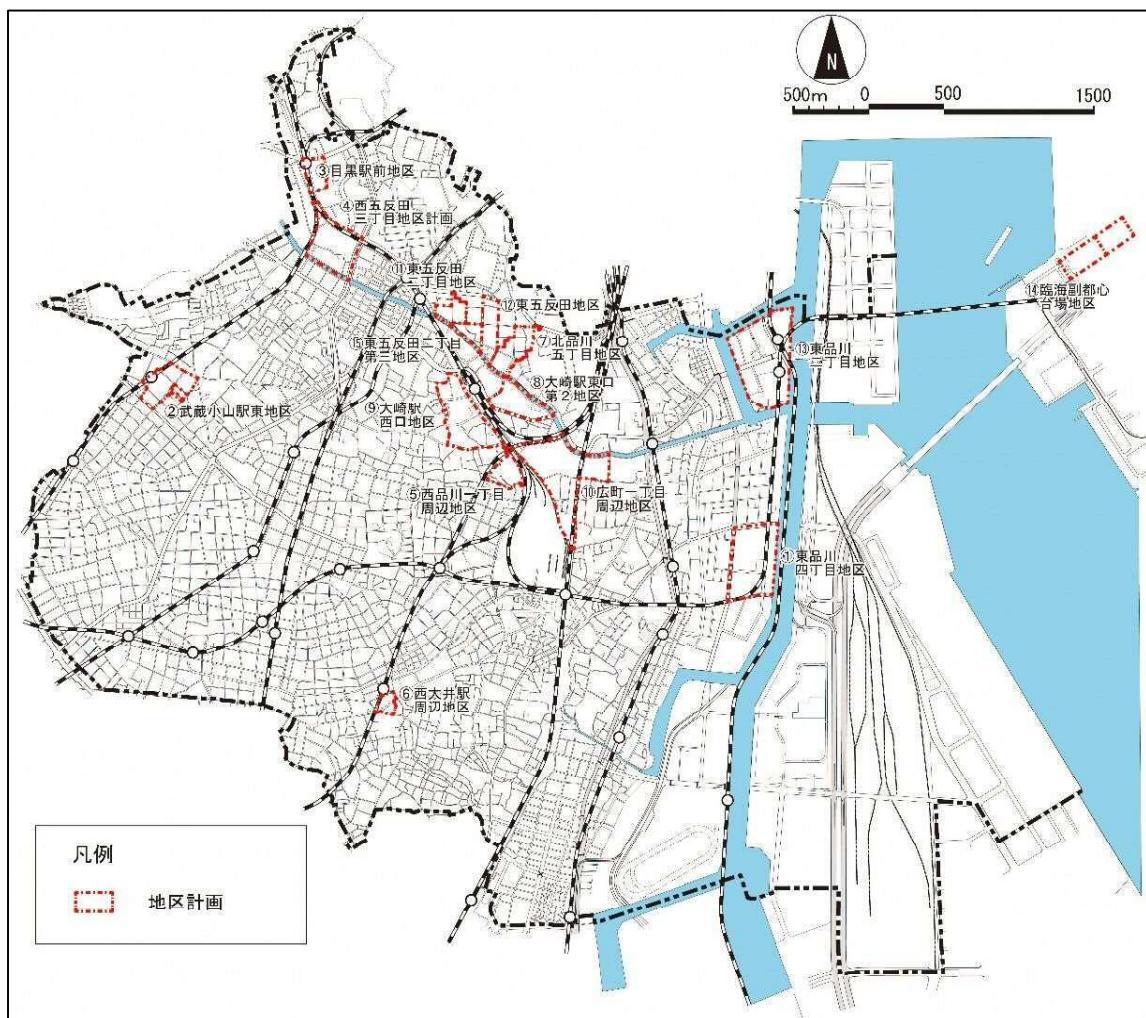


図 地区計画位置図

表 地区計画の整備・開発・保全に関する方針

地区名	整備・開発・保全に関する方針
1 東品川四丁目地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 快適な居住環境形成を図るため公園整備を行うとともに、広場を適切に配置する ● 京浜運河の快適な水辺空間の特性を活用するため、緑道（歩行者プロムナード）の整備を行う
2 武藏小山駅東地区	<ul style="list-style-type: none"> ● うるおいと安らぎのある居住環境の形成と都市環境への負荷の低減を図るため、敷地内において計画的な緑化を進めるものとし、建築物の敷地に、「品川区みどりの条例」で定める基準以上の緑化を行い、広場・広場状空地については、その面積の30%以上を緑化する。
3 目黒駅前地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 目黒通りへと接続する都市計画道路補助159号の拡幅整備や区画道路の拡幅整備に合わせ、歩道状空地等において連続的な緑化を行い、快適な歩行者空間を整備する。 ● 緑豊かな広場空間を整備し、良好な市街地環境の形成を図るとともに、周辺住宅地との離隔を確保する。
4 西五反田三丁目地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市に残された数少ない自然を守るため、地区内の緑化推進とともに、現存する緑地帯の保全に努める。
5 西品川一丁目地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅や工場等の既存都市機能の再編に加え、大崎駅に近接する立地ポテンシャルを活かし、業務施設、都市型住宅、生活利便施設等の多様な都市機能の導入を図るとともに、地域に不足する大規模な緑地・オープンスペースを創出し、周辺市街地と調和した良好な「業務・商業・住宅・向上等の複合市街地」の形成を図る。
6 西大井駅周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 駅周辺の住環境との調和を図りつつ、地域交流の場として地区公園を整備する ● その他の公共施設 駅前機能の強化を図るため、交通広場を整備拡充するとともに、ポケットパークや緑地、歩行者空間を整備する。
7 北品川五丁目地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 地区幹線道路及び歩道状空地に街路樹や植栽帯を整備するとともに、目黒川沿いの遊歩道整備等、周辺地域と連携した緑のネットワークの形を図る。 ● 合流改善施設として公園の地下に貯留槽を設置し、目黒川の水質改善を図る。
8 大崎駅東口第2地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 河川については、緑の軸線形成と水辺空間の景観向上のため、目黒川改修事業にあわせて河川管理用通路の緑道化をはかる。さらに、緑道に寄る緑の軸線の拠点を形成するため、目黒川沿いに地区公園を整備する。
9 大崎駅西口地区	<ul style="list-style-type: none"> ● ゆとりとうるおいのある市街地環境を創造するため、敷地内の空地や屋上緑化の推進に努めるとともに周辺市街地を含めた緑や公開空地の連続性に配慮した空間形成を図る。
10 広町一丁目周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 目黒川に隣接する地区特性を活かした水と緑のネットワークを形成するため、河川及び鉄道沿いに緑道を整備するとともに、目黒川に面してまとまった緑地広場を配置する。
11 東五反田二丁目地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 目黒川を活かした親水広場を一体的に整備する。親水広場を五反田南公園、公園2号（大崎駅東口第3地区）と連携するシンボル広場として位置づけ、水と緑のネットワークの起点とする。また、親水護岸部分には防災船着場機能を設け、災害時の防災活動拠点として活用する。
12 東五反田地区	<ul style="list-style-type: none"> ● 開発にあわせて御成橋公園を拡大整備し、目黒川沿いのみどりの拠点を形成する ● 開発敷地内の壁面後退による緑道部分と道路とを一体的に整備することで、安全性・防災性と美しい街並み形成に配慮した豊かな都市空間の形成を図る。
13 東品川	<ul style="list-style-type: none"> ● 水辺の特性を生かし、親水拠点の形成を図る。

	地区名	整備・開発・保全に関する方針
	二丁目地区	<ul style="list-style-type: none"> 天王洲公園の位置を変更し、（仮称）東品川海上公園と一体となる、水と緑豊かなアメニティ（快適性）空間の拡大を図る。
14	臨海副都心 台場地区	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の壁面の位置の制限を定めるなどにより、道路やシンボルプロムナード等の公共空間と一体となった宝光社空間や緑化空間等を確保する。 副都心全体の一体的な緑化環境、緑のネットワークを形成するため、植栽を積極的に行う。
15	東五反田 二丁目 第3地区	<ul style="list-style-type: none"> 地区北側の地区幹線道路4号を拡幅整備するとともに地区外周の道路および河川管理用通路沿いの敷地内に緑道を配置し、安全、快適で緑豊かな歩行者ネットワークを構築する。 目黒川沿い緑道は河川管理用通路と一体的に整備するとともに、御成橋、山本橋の橋詰めには広場や公園を配し、隣接街区や対岸地区と協調して拠点性の高い親水空間を整備することで水とみどりのネットワークを構築する。

写 真

(6) 産業

① 事業所数の推移

第一次、二次、三次産業の区内の事業所数は、全体で 18,890（2016（平成 28）年現在）となっています。2014（平成 24）年に増加したものの、その後減少しています。

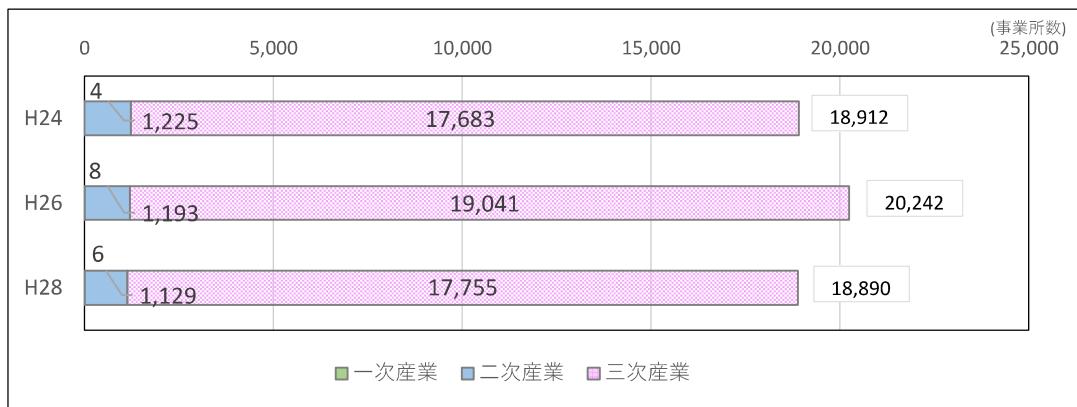


図 事業所数の推移

（出典：経済産業省「経済センサス（基礎調査）」（平成 26 年） 経済産業省「経済センサス（活動調査）」（平成 24 年、28 年））

② 土地利用の変化

2016 年（平成 28 年）の宅地利用比率をみると、住宅が 53.7% と最も多く、次いで商業 19.2%、公共 14.3%、工業 12.8% となっています。2011 年（平成 23 年）と比較すると、商業が 0.5%、工業が 1.2% 減少しており、それ以外のものは微増しています。

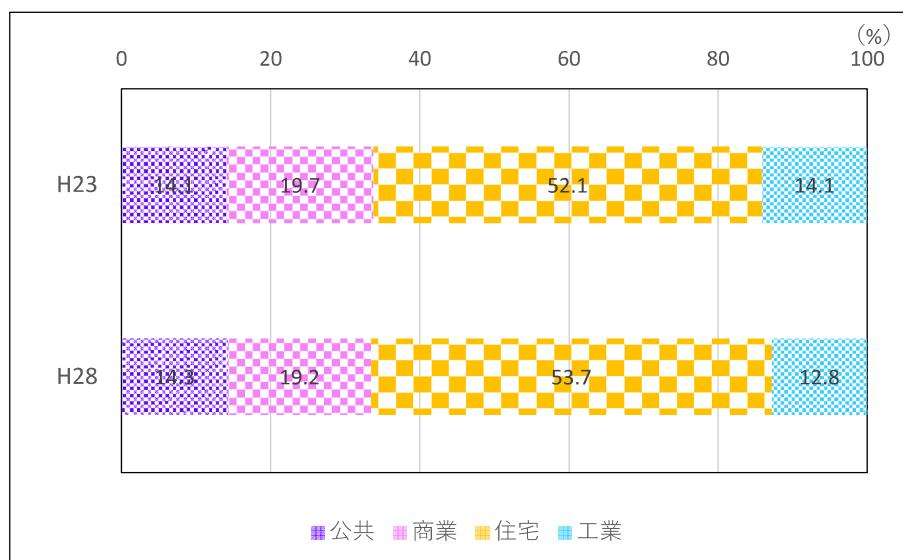


図 宅地利用比率の変化（平成 23 年→平成 28 年）

（出典：東京都「東京の土地利用」（平成 23 年、平成 28 年））

(7) 歴史的環境

品川区内でみられる人々の生活の歴史は6～7千年前の縄文時代に遡り、今日までの歴史的変遷の中で、多様な水とみどりが形成されてきました。特に江戸時代には、御殿山の桜など、浮世絵などにも描かれる風光明媚な場所が多く、花見の名所として人々から親しまれていました。権現山公園など一部は今も桜の名所として親しまれ、当時の面影を伝えています。



図 品川御殿やま（名所江戸百景）
(出典：国会国立図書所蔵)



図 御殿山ノ不二（北斎 富嶽三十六景）

品川宿は東海道第一の宿としてにぎわい、多くの人が行き交う場所でした。現在では、旧東海道の東側に位置する「なぎさ通り」という名称に、埋立て前はなぎさであったかつての様子をうかがうことができるほか、旧東海道沿いの寺社に残された歴史あるみどりが、当時の記憶を伝えています。

また、品川浦や御林浦には漁師町が形成されていました。埋立てによって漁業産業が姿を消した今でも、品川浦の船溜まりなどにかつての漁師町の面影をみることができます。

昭和後期から臨海部に「潮風公園」など大規模な都立公園や親水性のある「しながわ区民公園」や「五反田ふれあい水辺広場」、「東品川海上公園」など、区内の水辺周辺に様々な特色のある公園緑地が整備されています。

また、臨海部ではまちづくり協議会等により、近年新たな水辺とみどりが形成されています。天王洲では、協議会により、親水護岸やボードウォーク、公園、広場などの積極的な整備や、水辺からの景観に配慮した一体的な空間づくりが進められています。平成17年（2005年）には、天王洲地区の一部が観光などの観点から運河の賑わいの創出を目指す「運河ルネサンス推進地区」として、東京都より指定を受け、水上レストランや観光桟橋などの賑わいスポットの創出が進められるなど、水辺の活用に向けた取り組みが活発化しています。さらに東京都の副都心に位置づけられている大崎では、再開発により高層ビルが立ち並ぶ未来的な空間が形成され、目黒川沿いには新たなみどりや水辺が創出されています。



図 天王洲アイルの様子



図 天王洲アイルのボードウォーク

**市民活動団体の数の変化(10年前)が
整理できるようであれば、文章で追加**

(8) 市民活動概況

区内には再開発等を契機とし、各地域にまちづくり協議会が設立されています。2010年以降にも一般社団法人天王洲キャナルサイド活性化協会やNPOなぎさの会、大崎駅周辺まち運営協議会、NPOしながわ花海道などの団体が新たに設立されています。

以下に本計画に関連する地域のまちづくり協議会等の状況を整理します。

① 品川地区

協議会名	設立年	概要
一般社団法人天王洲総合開発協議会	昭和60年 (1985年)	天王洲の地権者22社により発足しました。「人間の知能と創造性に働きかける環境づくり」を開発コンセプトに、水と緑に囲まれた外部環境の演出など、天王洲地区の特徴的な開発を進めてきました。現在は、天王洲における各種イベントの実施などを行っています。
旧東海道品川宿周辺まちづくり協議会	昭和63年 (1988年)	「東海道の歴史性を活かしたまちづくり」を進める目的に、品川宿周辺の町会、商店街、商店会が協力し、設立されました。現在では、景観などのまち並み整備はもちろんのこと、水辺プロジェクトとして、カヌー・Eボート体験、目黒川清掃・生き物調査などを行っています。
NPO東海道品川宿	平成16年 (2004年)	旧東海道品川宿周辺地域におけるまちづくりの推進を行っています。現在は、観光開発事業の一環として、勝島運河での仮設桟橋の設置や、水上観光イベントを推進しています。
品川浦・天王洲地区運河ルネサンス協議会	平成17年 (2005年)	運河ルネサンスとは、東京の水辺の魅力の向上や観光振興に資するため、運河などの水域利用とその周辺におけるまちづくりが一体となり、地域の賑わいや魅力を創出することを目的とした、地元が主体となった取組です。品川浦・天王洲地区では、地元の民間業者が主体となり、運河の活用方法や運河を利用したイベント等の施設について話し合うなどしています。
品川駅南地域の未来を創る推進協議会	平成22年 (2010年)	地元の町会・自治会、商店会、まちづくり関係団体等と意見交換を行ない、品川駅近接の立地や天王洲運河や目黒川等の地域特性を踏まえた街の将来像を提案し、実現を目指しています。将来像の中では、品川浦、天王洲運河、目黒川がそれぞれ拠点として位置づけられています。品川浦では水上交通ターミナルの整備、天王洲運河では親水ステージ等の水辺の新たな魅力を創出する施設の整備・導入、目黒川では緑豊かな親水空間の形成や、アクティビティ拠点としての機能強化などを目指しています。
一般社団法人天王洲キャナルサイド活性化協会	平成26年 (2014年)	東品川周辺を中心とした運河・水辺の修景及び地域振興を通じ、社会における創造性の発展を図り豊かな地域社会づくりと新たな生活文化の創出に寄与することを目的としています。
NPOなぎさの会	平成29年 (2017年)	主に東品川、南品川、北品川を中心に活動しています。しながわ運河まつり、秋の運河花火まつり、水辺の活動などに取り組んでいます。



写 真



写 真

② 大崎地区

協議会名	設立年	概要
五反田地域 街づくり 協議会	平成 16 年 (2004 年)	品川区をはじめとする関係機関との連携のもと、五反田地域の発展に向けた様々なまちづくり活動を行うための組織として設立されました。五反田地域の町会、商店会、企業等の地域を代表する横断的なメンバーにより構成されています。平成 23 年（2011 年）には、区と協働して「五反田駅周辺にぎわいゾーンまちづくりビジョン」を策定しました。基本方針「地域資源を活かした環境・景観づくり」として、目黒川を環境資源として位置づけ、隣接する大崎・目黒との連携を図り、目黒川沿いの桜並木を地域全体に広げることを目指しています。
一般社団法人 大崎エリア マネージメント	平成 19 年 (2007 年)	「魅力とにぎわいのある都市空間の形成」をテーマに、副都心大崎の持続的発展を目指した「都市再生ビジョン」に従い誕生しました。設立以来、地域の付加価値を高める様々な活動を通じて大崎のまちづくり、まち運営に注力しています。受託事業として、大崎駅夢さん橋、五反田ふれあい水辺広場等の維持管理を行い、自主事業としては目黒川イルミネーションやお花いっぱい大崎運動などの地域イベント支援などを行っています。
NPO 目黒川五反 田協議会	平成 20 年 (2008 年)	エレクトリックボート「すずかぜ」を運航し、目黒川を環境資源として活用策を検討、そして環境整備を推進し、調査研究事業、普及啓発事業を行うことによって目黒川地域の活性化の一環になることをを目指しています。
目黒川で 泳ぎ隊	平成 21 年 (2009 年)	目黒川の環境調査や、目黒川の環境美化活動に取り組んでいます。
大崎駅周辺 まち運営協議 会	平成 26 年 (2014 年)	大崎駅周辺の管理運営（エリアマネジメント）を推進していくことを目的として設立されました。具体的には、「まち運営プラン」に基づく、大崎の新しい魅力づけや付加価値向上を図ることにより、"安全・安心なまちづくりや活力と調和のある地域発展に寄与する"ことをを目指しています。



写 真



写 真

③ 大井地区

協議会名	設立年	概要
勝島・浜川・鮫洲地区運河ルネサンス協議会	平成 18 年 (2006 年)	勝島・浜川・鮫洲地区では、町会、商店会、企業などの民間事業者、NPO などの団体が、運河の活用方法や運河を利用したイベント等の施設について話し合うなどしています。
NPO まちづくり大井	平成 20 年 (2008 年)	大井地区では、企業、商店街、町会等の団体がそれぞれ個々に活動しており、新たな開発もまちの将来ビジョンとは関係なくそれ各自の事情により進められています。地域の企業、大型商業施設、商店街、町会、学校などが、行政と連携しながら総合的なまちづくりを行うため、NPO まちづくり大井が設立されました。事業の一つとして、大井町駅周辺地区の緑化推進を進めています。
NPO しながわ 花海道	平成 28 年 (2016 年)	勝島運河の防潮堤に「花畠を作ろう」と、立会川商店街と鮫洲商店街を中心となって始められた緑化プロジェクトです。学校や町会、企業などが花壇を自主管理しています。
勝島運河俱楽部		勝島運河周辺をフィールドとして、水辺の自然や暮らしの知恵を生かした環境教育に関する事業を行うことにより、豊かな情操をはかり、将来世代の健全な育成ならびに地域コミュニティの発展、地域の振興に寄与することを目的としています。

写 真

写 真

④ 八潮地区

協議会名	設立年	概要
NPO 八潮ハーモニー	平成 25 年 (2013 年)	東京湾に作られた人口の島、八潮の特性を生かしたまちづくりに取り組み、水と緑と土に恵まれた自然環境を生かした文化の創造と提案、必要とされる各種の調査研究活動を行います。水辺のまちづくりとして、「キャンドルナイト事業」を行っています。

写 真

写 真

4 水環境・みどり環境

品川区では、都市化の進展とともに樹林地や農地などのみどりが減少するとともに、かつての農業を支えた水路の暗渠化や、舟運に利用されてきた河川の汚染が進むなど、水およびみどりの環境にも変化がみられます。

(1) 水環境

① 水路の変遷

かつて江戸へ農作物を供給する農村地帯が広がっていた品川には、全域に品川用水が張り巡らされ、区内を流れる目黒川や立会川も舟運に利用されてきました。

特に目黒川は、明治期以降、品川付近で生まれた数多くの産業を、物資供給の面で支える重要な役割を担い、大崎付近には多くの工場が誕生しました。

かつての農村地帯が住宅地として変化していく中で、品川用水は姿を消し、現在では全てが地下に埋設されました。また立会川も、生活排水の流入による水質汚濁が進み、昭和 44～47 年（1969～1972 年）の工事により、月見橋（南大井五丁目 1 番地先）から下流側の約 750m の区間を除き暗渠化され、蓋架けされたその上部は道路・緑道や児童遊園などに姿を変えており、水辺にふれ合える空間が減少しています。

■昭和 30 年代の様子



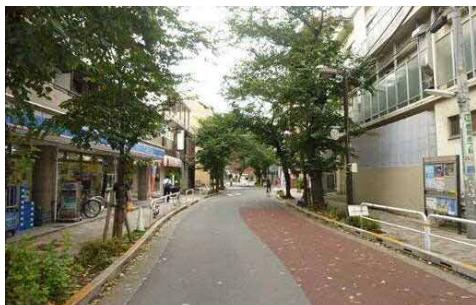
立会川（小山 5・6 丁目付近）/昭和 34 年



品川用水（戸越 3 丁目付近）/昭和 38 年

出典：
「しながわ物語」
(H9 品川区)

■現在の様子

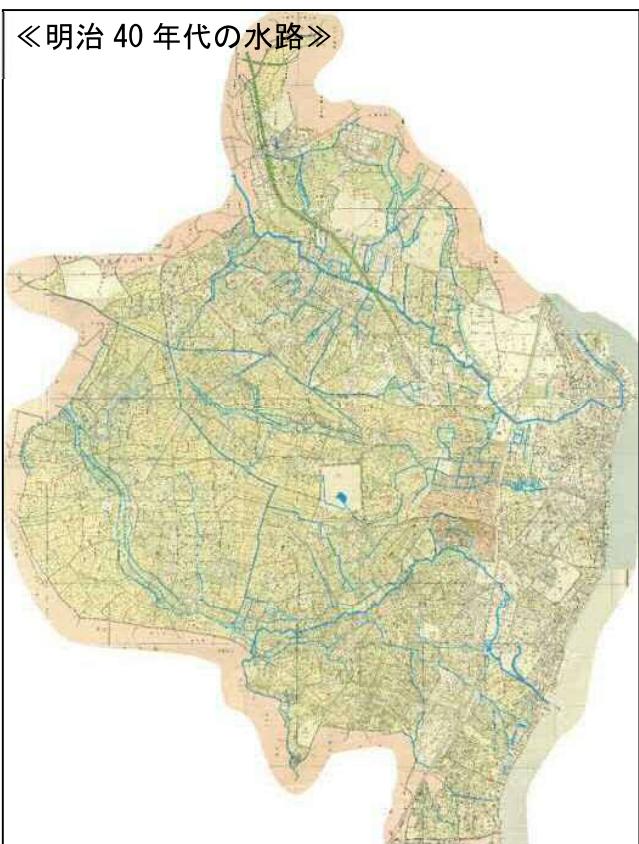


立会道路（小山 5・6 丁目付近）



26 号線通り（戸越 3 丁目付近）

《明治 40 年代の水路》



(上)

- ・復刻東京市十五区・近傍 34 町村⑪
荏原郡大井町・平塚村全図（人文社）
- ・復刻東京市十五区・近傍 34 町村⑪
荏原郡品川町・大崎町全図（人文社）

をもとに作成
※地図上の「河」および「溝」を青色
で表示

(下)

「品川区みどりの実態調査」(令和元年)
をもとに作成

《現在の水路》

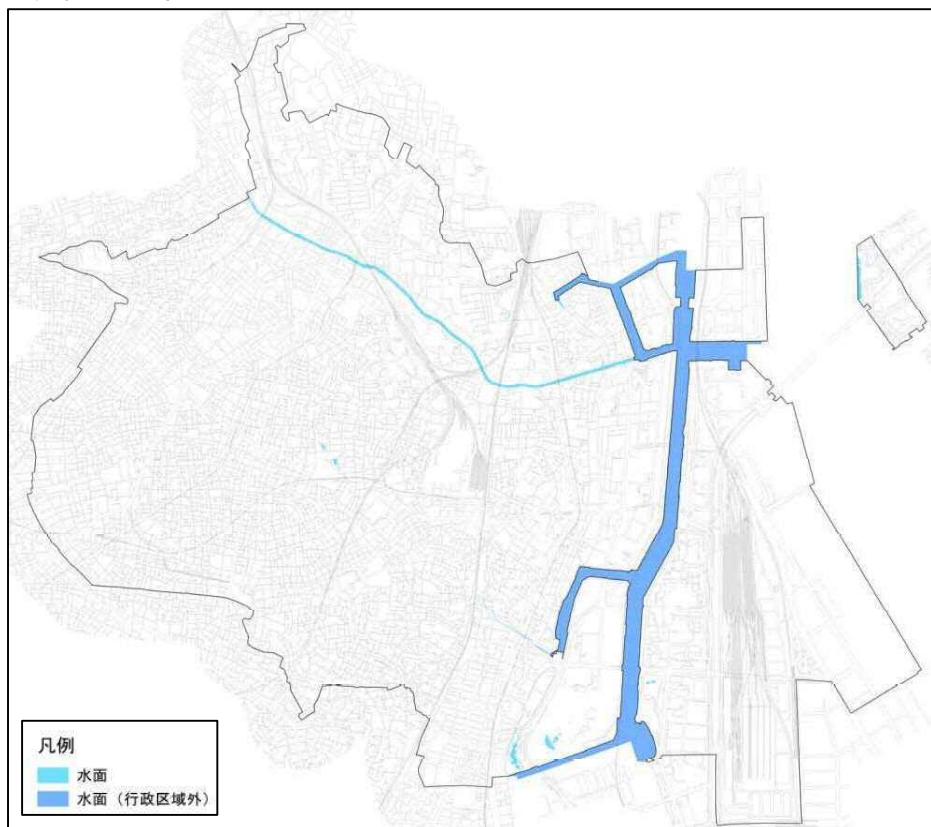


図 水路の変遷

② 水質の変化

ア) 河川の水質

目黒川および立会川は、戦後の高度成長期の急激な人口増加により大量の生活排水が流れ込み、水質の悪化が進みました。その後の公共下水道整備の進展とともに、水質は次第に改善されてきました。

目黒川では、河川内対策として、再生水導水、河床整正・浚渫、高濃度酸素容解水の供給（実験）、底質改善材の散布（実験）が行われ、流域対策として、雨水浸透設備の拡充、合流式下水道の改善対策、合流式下水道の部分分流化の促進、下水吐口からのごみなどの流出抑制を行ってきました。立会川では 2002（平成 14）年から、JR 総武線東京駅周辺のトンネル内に湧出する地下水を導水する事業が始まったことにより、両河川ともにその表層の水質は、大幅に改善されました。

2010（平成 22）年以降の河川の BOD（生物化学的酸素要求量）の変化をみると、改善され、環境基準を満たしています。

ただ、海から遡上する潮の影響を大きく受ける両河川では、塩分濃度の高い低層域に水質汚濁の原因物質が滞留することから、現在も河川の白濁化や悪臭が発生しています。

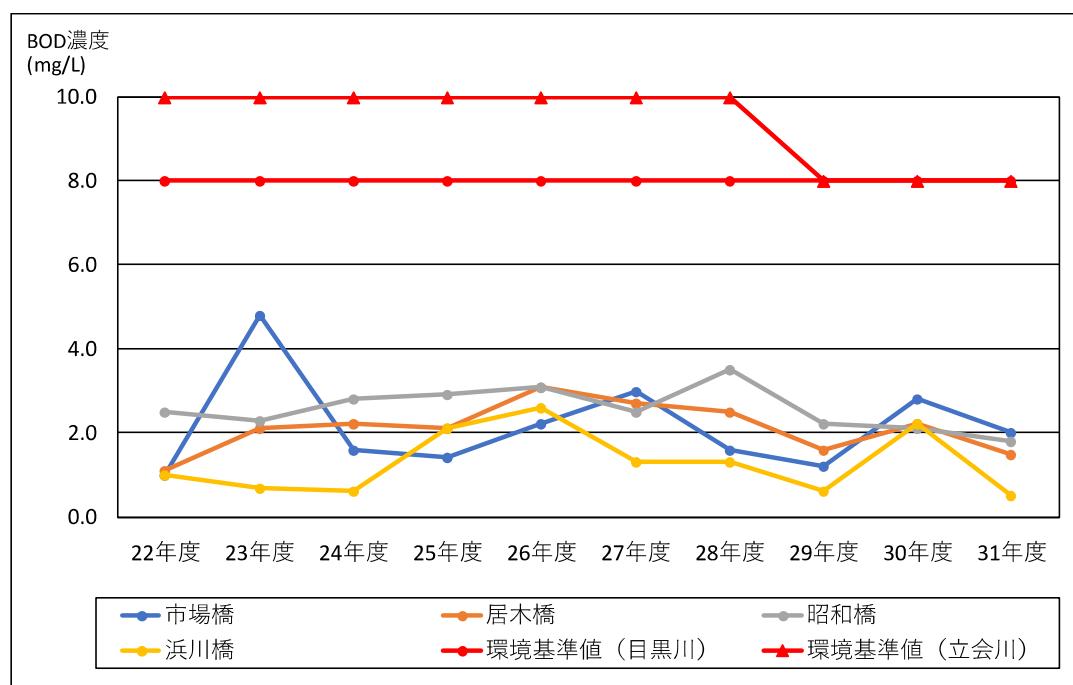


図 目黒川・立会川における BOD の経年変化

Ⅳ) 運河・河川の水質

勝島・京浜運河および京浜運河の海域の COD（化学的酸素要求量）は、2003（平成 15）年度以降改善がみられ、環境基準を満たしています。

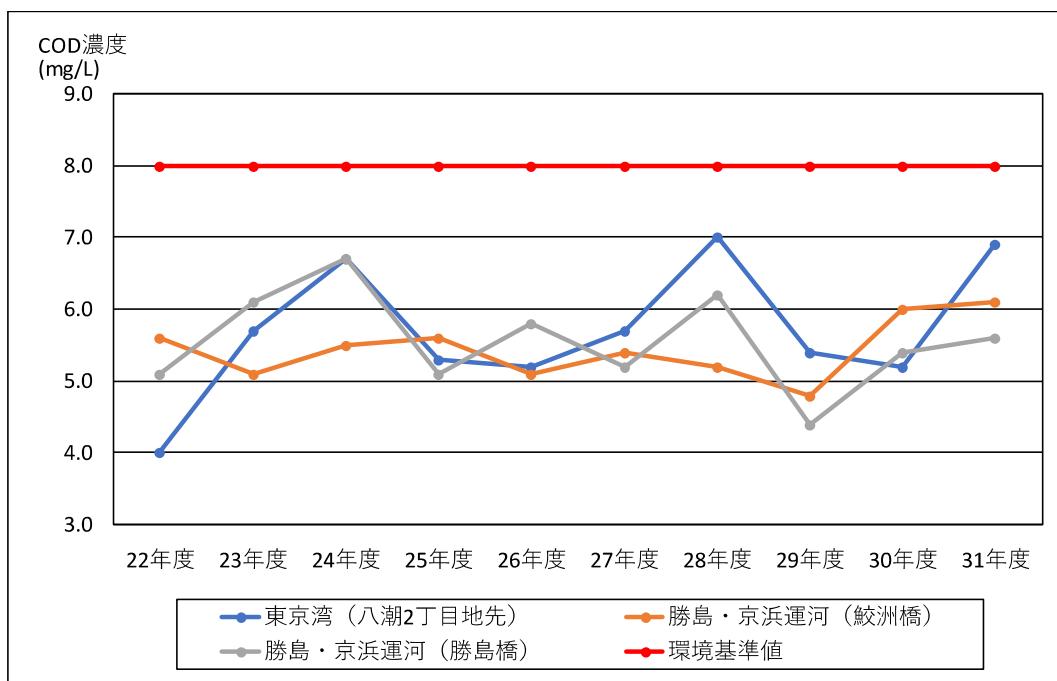


図 東京湾・運河における COD の経年変化

■コラム 河川の水質浄化対策について

③ 水辺へのアクセス

品川の水辺は、かつては豊かな漁場として、さらに舟運や行楽の場として、人々が利用し、親しんできました。しかし、都市化の進展により海岸部の埋立てが進むと、災害から人々や財産を守るための治水や高潮対策の観点から、コンクリート製の垂直護岸が作られ、住民と水辺との距離は大きく隔たってしまいました。

現在は道路や歩道、広場が整備され、近傍までアクセスすることができ、特に天王洲エリアではほとんどでボードウォークや遊歩道により、より水辺を感じることができます。また、目黒川沿いも遊歩道が整備されており、水辺に近づくことができます。ただし、水面との高低差も高く、高い柵が設置されている箇所も多いため、日常生活で水辺を感じにくい箇所も多く見られます。

京浜運河エリアの西側は、高速道路、モノレール、建物により、水辺にアクセスできない状況となっているものの、東側は公園や緑道が整備され、水辺にアクセスが可能で親水性が高くなっています。

勝島エリアの勝島運河周辺は、水辺にアクセスが可能で遊歩道も整備されていることから、非常に親水性が高くなっているものの、立会川沿いは建物が隣接し、水辺にアクセスできない場所が多くなっています。



図 水辺へのアクセス状況（出典：品川区水辺利活用ビジョン）

④ 舟運の状況

舟運の活性化に向けて、平成 29 年度に東品川 2 丁目船着場および待合所の整備が完了し、令和元年度には大崎橋広場と五反田船着場からなる五反田リバーステーションの整備が完了し、舟運活性化に向けた環境整備を進めています。

区が保有している船着場は、「しながわ水族館船着場」、「東海橋船着場」、「五反田ふれあい水辺広場船着場」、「五反田船着場」、「東品川二丁目船着場」、「品川天王洲船着場」の 6箇所あります。「品川天王洲船着場」以外の船着場は、「品川区目黒川船着場管理運営要綱」により、地域活性、旅客運送等の水辺空間を核としたにぎわいおよび防災のための活動拠点を創出することを目的とし、一般開放を行っています。

各船着場の利用回数は以下の通りです。東品川二丁目船着場の利用が最も多くなっており、その他の船着場でも、年々利用回数は増加傾向にあります。

船着場の整備に伴って、舟運の活性化が進むことで船着場を中心とした水辺のにぎわいへと広がりが出てくることが想定されるため、引き続き船着場や舟運の利活用が求められます。

箇所	項目		平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	合計	
東品川	申請数		71	101	64	6	242	
二丁目	利用回数		69	73	57	6	205	
船着場	発着 回数	発 着	129 65	64 214	110 104	109 54	12 6	464 229
東海橋 船着場	申請数						0	0
	利用回数						0	0
	発着 回数	発 着					0	0
	申請数						0	0
五反田 ふれあい 水辺広 場船着 場	利用回数						1	8
	発着 回数						17	6
	発 着					9		
五反田 船着場	申請数						6	18
	利用回数						43	16
	発着 回数	発 着					23	16
	申請数						7	7
しながわ 水族館 船着場	利用回数						8	8
	発着 回数	発 着					5	5
	発着 回数						5	1
	着					5		
	申請数						4	4

⑤ 水辺の景観

本区は河川・運河の幅や線形などによって、各エリアでそれぞれ特徴的な景観を形成しています。

写真差し替え

ア) 天王洲エリア

運河の幅は広く、直線であるため全体に開放感があり、緑が豊かに植栽されていて、高層ビルと緑と水辺が調和した東京でも代表的な水辺景観となっています。また、運河に沿って遊歩道が整備され、開発と合わせた空間整備により、水辺に顔を向けた建物による憩いの場となっています。



イ) 目黒川エリア

川幅の閉塞感や先が見通せないことで、景観の移り変わりに期待感を感じさせ、景観的にアクセントとなる橋梁群が存在します。区間の多くでは、直立護岸が連続し、線形が単調なため、人工的な眺めとなっています。また、河川沿いには複数の公園が隣接し、遊歩道も整備され、春の桜並木や冬の桜®のイルミネーションなど年間を通して楽しめる憩いの場となっています。



ウ) 京浜運河エリア

運河の幅が広く、広大な水面を有しており、直線的で見通しが良くなっています。運河西側はモノレール、首都高羽田 1 号線、橋梁が複雑に交錯し、背後に再開発地区のビル群を望むなど、特徴的な景観を有しています。東京タワー、モノレールと海の風景を一体的に眺めることのできる景色はしながわ百景に選ばれています。



エ) 勝島運河エリア

勝島運河は京浜運河から屈曲した入江となっており、運河内は船溜まりとして利用されています。運河沿いには、しながわ花海道として春の菜の花や秋のコスモスを楽しめる景色となっており、船溜まりとともにしながわ百景に選定されています。一方で、立会川は船では入ることができず、コンクリート護岸となっており、無機質な印象となっています。



⑥これまで実施してきた水辺に関する取り組み

区では、防災や観光、地域のにぎわい創出に資する、豊かな水辺の積極的な利活用を図る取組を推進しています。

ア) 五反田水辺が結ぶプロジェクト

近年の目黒川は「桜の名所」としてマスコミに度々紹介され、新たな観光資源となってきています。そのため、五反田大崎地区の目黒川に舟運事業が展開できる拠点となる桟橋（リバーステーション）を 2019（平成31）年に整備しました。これにより、平常時は観光施策と連携した商店街等の活性化や賑わいを創出するとともに、災害時には五反田地区の防災桟橋として活用します。

写 真

また、リバーステーションとその周辺の道路および公園を一体的につなぎ、川と人、住む人と働く人、地域と来街者をそれぞれ結ぶ場所として整備しています。

イ) 目黒川利活用事業（準則に係る社会実験等）

目黒川の利用促進に向けて、区民等がより一層水辺に親しめるように、河川敷地専有許可準則を活用した民間事業者と連携しながら賑わいを創出することで、地元を主体とした水辺空間の活用を図っています。

写 真

これまで、ケータリングカーによる出店や、さくらのライトアップ、目黒川ふれあいフェスタなどのイベントなどを行ってきました。

ウ) ヒカリの水辺プロジェクト

舟運観光活性化による都内ウォーターフロントとの連携強化、外国人を含む来訪者の増加、地域経済の活性化等を目指し、区内の豊かな水辺の積極的な利活用を図っています。各地域で、以下の賑わい創出事業を行っています。

写 真

天王洲エリア：水辺広場の活用、イベント支援等

目黒川エリア：ライトアップ、河川敷の活用、緑化、
サイン等の整備

京浜運河エリア：運河の魅力向上（ライトアップ等）緑道等の活用

勝島運河エリア：ボート環境整備、緑化等

I) 目黒川の水質改善の取組

●城南河川清流復活事業

目黒川の維持水量を確保することで水質を浄化することを目的として、1995（平成7）年から新宿区にある落合水再生センターで処理された下水再生水を目黒川に導水する事業を実施しています。

●汚泥浚渫

目黒川の河床に堆積している汚泥等を浚渫することによって、臭気・白濁化を抑制し、水質の改善を図っています。河床部分を東京都が実施し、護岸フーチン部分は区が実施しています。

II) 立会川の水質改善の取組（JR導水）

源頭水源がなく自己水量がほとんどない立会川の水質改善を図るため、JR東日本、都環境局・下水道局と協定を締結し、2002（平成14）年より、JR総武線東京駅周辺のトンネル内に湧出する地下水（4,500m³/日）を導水、月見橋付近から立会川に放出する事業を、JR東日本の負担で実施しています。

III) 運河ルネサンス

東京の水辺の魅力の向上や観光振興に資することを目的としており、運河の水域利用と周辺のまちづくりが一体となった取組みや水域占用の規制緩和やイベント後援などにより支援しています。

区としては、必要な技術的支援、協力及び助言を行なっています。

写真

IV) 舟運活性化事業

五反田リバーステーションを機に、区内の舟運活性化を図ることを目的としており、桟橋の利用需要を把握するための各種調査や、舟運社会実験に関わる企画・運営等を実施しています。

V) 舟運社会実験の実施

区内の舟運活性化による水辺の賑わい創出を目指しています。区内を発着とする舟運ルート及び可能性の検証、区内桟橋の一般開放および管理手法の検討、舟運事業の区内イベントや観光施策との連携、水辺の賑わい創出手法の検討などを行っています。

写真

VI) 目黒川等船行安全対策

近年、桜の時期の目黒川には、観光船や水上バイク、プレジャーボート、カヌー等の様々な船が往来し、選考の安全に支障を來す状況となっています。そこで、2016（平成28）年には「目黒川船行マナー向上委員会」を設置し、安全船行啓発イベントを実施したり、パンフレットを配布したりしています。

(2) 生物・湧水の状況

① 生物の状況

ア) 調査概要

生物多様性を保全するために目標とすべき以下に示す「生物多様性指標種」を選定し、この指標種を対象に現地調査を実施し、品川区の生物多様性の状況を整理しました。

現地調査は、夏季、秋季、冬季、早春季に実施しました。なお、調査時期は、生物多様性指標種毎に異なり、生物多様性指標種の確認可能な時期に実施しました。

表 品川区における生物多様性指標種

【陸域の生物多様性指標種】

選定基準		植物	鳥類	両生類	爬虫類	昆虫類
品川区における生物多様性指標種	生態系上位種		チヨウゲンボウ等 猛禽類	アズマ ヒキガエル	シマヘビ アオダイショウ	カマキリ類
	シンボル種 (人の生活と関わりのある種)	シイの木 (マテバシイ) サツキ カエデ (イロハモミジ) クロマツ	スズメ ウグイス ツバメ		ニホンカナヘビ ニホンヤモリ	カブトムシ トンボ類 ジャコウアゲハ
	連続性(ピオトープネットワーク) 指標種	ケヤキ ハナミズキ マテバシイ	オナガ シジュウカラ	アズマ ヒキガエル	ニホントカゲ	
	都市の良好な環境の指標種	ハナミズキ、サクラ ヤマモモ ウマノスズクサ ミカン科低木 サンショウ クヌギ	オナガ コゲラ モズ	アズマ ヒキガエル		トンボ類 ナミアゲハ キアゲハ クロアゲハ
生物多様性の影響種	外来種	オオキンケイギク	ワカケホンセインコ		ウシガエル	
	温暖化指標種					ナガサキアゲハ ツマグロヒョウモン クマゼミ

【水域の生物多様性指標種】

選定基準		植物	鳥類	爬虫類	魚類	水生生物
品川区における生物多様性指標種	生態系上位種		サギ類(コサギ、 アオサギ類) カワウ		スズキ	
	シンボル種	ヨシ	カルガモ カワセミ ユリカモメ	クサガメ	スズキ メダカ	アサリ
	良好な河川(淡水)環境の指標種	ヨシ	サギ類(コサギ、 アオサギ類) カワウ		メダカ マルタ	
	良好な干潟環境(汽水・海域)の指標種		シギ類 (キアシシギ、 イソシギ等)		ハゼ類 (マハゼ、 アベハゼ等)	ゴカイ類 アサリ ケフサイソガニ
生物多様性の影響種	外来種			ミシシッピ アカミミガメ	カグヤシ	ムラサキイガイ コウロエンカワヒバラ ガイ チチュウカイミドリ ガニ

イ) 調査地点

調査は、陸域の公園等 5 地点、水域の河川・運河 5 地点の合計 10 地点で実施しました。

陸域の調査地点は、多様な環境を有する公園である、都立林試の森公園、しながわ区民公園、東品川海上公園、大井ふ頭中央海浜公園（干潟保全地区）の 4 地点と、再開発地区に整備された緑化空間として、大崎ウイズシティ・ソニーシティ大崎 1 地点の 5 地点を調査地点としました。

水域の調査地点は、目黒川、立会川、天王洲運河、京浜運河、勝島運河の 5 地点を調査地点としました。

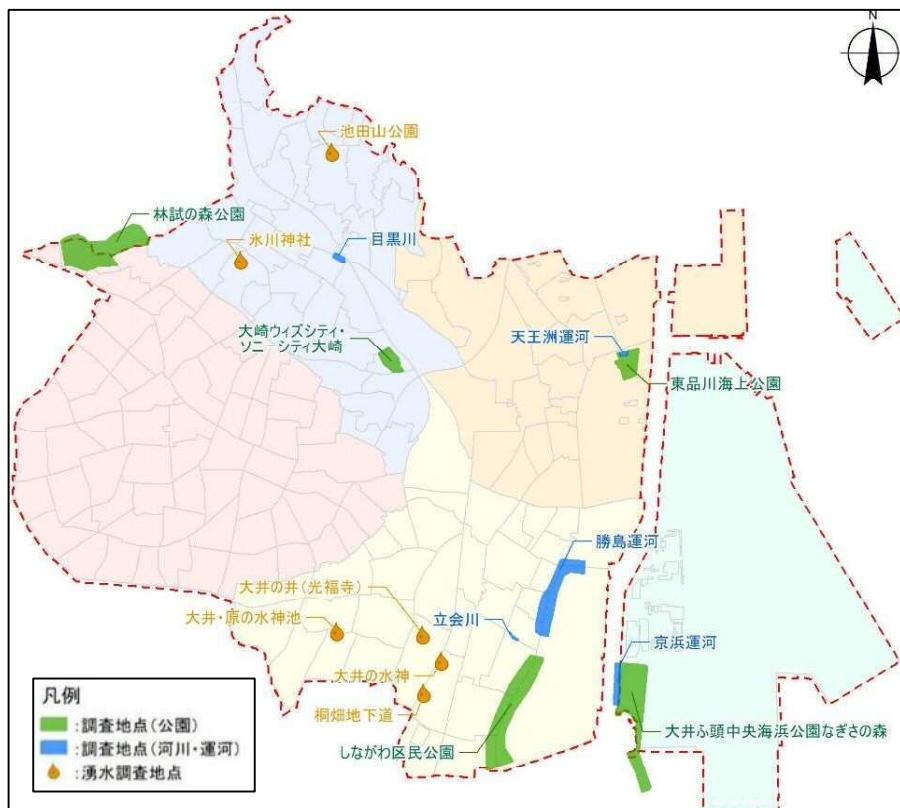


図 調査地点

ウ) 調査結果

陸域においては、大井ふ頭中央海浜公園なぎさの森が 39 種と最も確認種数が多く、次いで、都立林試の森公園 31 種、しながわ区民公園 29 種、東品川海上公園 18 種、大崎ウイズシティ・ソニーシティ大崎 9 種となりました。

水域においては、勝島運河が 21 種と最も確認種数が多く、次いで京浜運河 12 種、天王洲運河 10 種、立会川 7 種、目黒川 6 種となりました。

② 湧水の状況

7) 調査概要

区内の湧水の状況を把握することを目的に現地調査を実施しました。

「湧水マップ～東京の湧水～（平成 30 年度調査）」（東京都）に示された湧水地点 5 地点（池田山公園、氷川神社、大井・原の水神池、大井の井、大井の水神）及び湧水の情報が得られた 1 地点（桐畠地下道）の合計 6 地点で実施しました。

調査は、湧水の有無、湧水の簡易水質、湧水量（測定可能場所）について、夏季（豊水期）及び冬季（渴水期）の 2 回調査を実施しました。

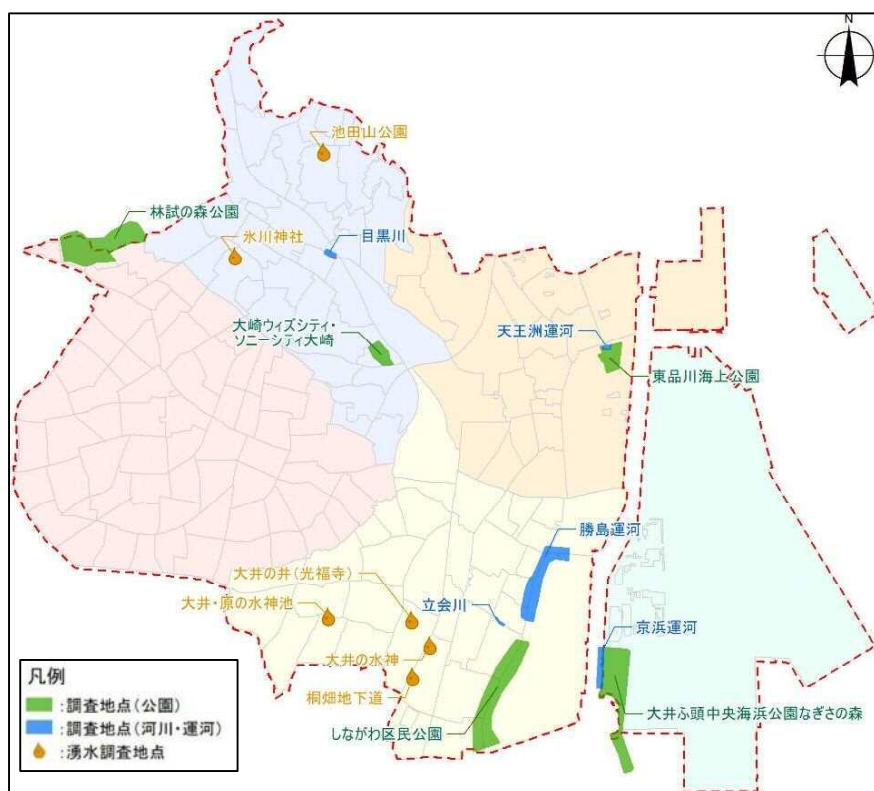


図 調査地点

8) 調査結果

湧水が確認されたのは、「大井の井（光福寺）」、「氷川神社」、「桐畠地下道」の 3箇所で「池田山公園」と「大井の水神」は湧水が確認されませんでした。大井の井は、井戸の底、氷川神社は崖下の岩の隙間、桐畠地下道は JR 線の擁壁下部及び金魚鉢横の水底から湧水が確認されました。「大井・原の水神池」は、「数年前にかいぼりを実施した際に、池底から湧水があった」との情報があることから、水の透明度が高くなり、池底が見えるようになる冬季に再度、湧水の有無の確認を行います。



大井の井



氷川神社



桐畠地下道

(3) みどり環境

① 緑地現況

ア) 土地利用別の分布状況

本区の土地利用状況は、公共施設面積が全体の約4割、民間施設面積が約6割です。緑被地面積では公共施設と民間施設が約5割ずつとなっています。

公共施設では、公園等の面積は区全体面積の6.0%（138.0ha）ですが、緑被地面積は全体の24.6%（85.1ha）です。道路は全体面積の19.0%と高くなっていますが、緑被地面積は緑被地全体の10.8%（37.5ha）です。

民間施設では、独立住宅は区全体面積の15.2%（347.6ha）を占めており、緑被地面積は全体の12.1%（42.0ha）、集合住宅では全体面積の17.7%（404.3ha）で、緑被地面積は全体の15.3%（52.8ha）を占めており、住宅用地には多くの緑被地があることが分かります。また、区全体面積の7.6%を占める工業施設の緑被率は7.8%と最も低く、緑被地全面積の3.9%（13.7ha）しかありません。

表 土地利用別の緑被地状況

土地利用		面積 (ha)	樹木被覆地		草地		屋上緑地		緑被地	
			面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)	面積(ha)	比率(%)
公共施設	学校	77.8	11.9	15.3	1.9	2.5	1.6	2.1	15.5	19.9
	供給処理施設	43.3	7.1	16.5	5.9	13.6	0.6	1.5	13.7	31.6
	公園等	138.0	70.1	50.8	15.0	10.9	0.0	0.0	85.1	61.7
	公園、道路、鉄道等	433.3	33.9	7.8	3.5	0.8	0.1	0.0	37.5	8.7
	道路	124.3	4.1	3.3	12.7	10.2	0.0	0.0	16.8	13.5
	水面	19.8	2.4	11.9	0.5	2.7	0.0	0.0	2.9	14.6
	計	715.3	110.4	15.4	31.8	4.4	0.1	0.0	142.4	19.9
	その他公共施設	45.4	6.6	14.5	1.0	2.2	1.0	2.2	8.6	18.9
合 計		881.8	136.1	15.4	40.6	4.6	3.3	0.4	180.1	20.4
民間施設	社寺境内地	30.4	9.3	30.7	0.4	1.3	0.1	0.2	9.8	32.2
	商業施設	268.1	20.5	7.6	7.4	2.8	3.6	1.3	31.5	11.7
	独立住宅	347.6	37.6	10.8	3.7	1.1	0.7	0.2	42.0	12.1
	集合住宅	404.3	41.6	10.3	6.8	1.7	4.4	1.1	52.8	13.1
	工業施設	174.5	8.8	5.0	3.5	2.0	1.4	0.8	13.7	7.8
	その他	177.3	9.9	5.6	6.1	3.4	0.1	0.1	16.1	9.1
	計	1,371.8	118.5	8.6	27.4	2.0	10.2	0.7	156.1	11.4
合 計		1,402.2	127.8	9.1	27.8	2.0	10.2	0.7	165.8	11.8
合 計		2,284.0	263.9	11.6	68.4	3.0	13.6	0.6	345.9	15.1

Ⅰ) 都市公園

2019（平成31）年4月1日現在の品川区管理の公園、児童遊園等は268箇所、63.94haで、都立公園、都立海上公園は8箇所、72.98haである。合計では276箇所、136.92haで、区民1人当たり面積は3.45m²/人です。

地区別の公園分布状況は以下に示すとおりで、八潮地区には大規模な公園が集中しています。荏原地区は111箇所と公園箇所数は最も多く、防災広場の整備が最も進んでいます。

表 品川区の公園

公園区分		箇所	面積 (m ²)	区民1人当たり 面積 (m ² /人)
公園	公園	145	517,537.38	—
	緑地	4	795.46	—
	公園 計	149	518,332.84	1.31
児童遊園	児童遊園	68	59,804.39	—
	児童遊園 計	68	59,804.39	0.15
	防災広場	39	15,341.83	—
特定児童遊園	水辺広場	10	44,656.39	—
	開放広場	2	1,294.17	—
	特定児童遊園計	51	61,292.39	0.15
区立公園 計		268	639,429.62	1.61
都立公園	都立公園	2	217,553.78	—
	都立海上公園	6	512,212.09	—
	都立公園 計	8	729,765.87	1.84
合 計		276	1,369,195.49	3.45

表 地区別の公園分布状況

公園区分	品川地区		大崎地区		大井地区		荏原地区		八潮地区	
	箇所	面積(m ²)								
公園	46	141,169.39	18	26,666.50	33	219,749.18	45	72,564.47	3	57,387.84
緑地	1	156.41	2	545.85	0	0.00	1	93.20	0	0.00
公園 計	47	141,325.80	20	27,212.35	33	219,749.18	46	72,657.67	3	57,387.84
児童遊園	9	7,165.84	10	4,055.28	16	17,338.56	33	31,244.71	0	0.00
児童遊園 計	9	7,165.84	10	4,055.28	16	17,338.56	33	31,244.71	0	0.00
防災広場	2	1,050.92	2	471.01	6	3,122.71	29	10,697.19	0	0.00
水辺広場	7	11,331.13	1	3,441.68	2	29,883.58	0	0.00	0	0.00
開放広場	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	1,294.17	0	0.00
特定児童遊園	9	12,382.05	3	3,912.69	8	33,006.29	31	11,991.36	0	0.00
区立公園 計	65	160,873.69	33	35,180.32	57	270,094.03	110	115,893.74	3	57,387.84
都立公園	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	63,805.95	1	153,747.83
都立海上公園	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	6	512,212.09
都立公園 計	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	63,805.95	7	665,959.92
合 計	65	160,873.69	33	35,180.32	57	270,094.03	111	179,699.69	10	723,347.76

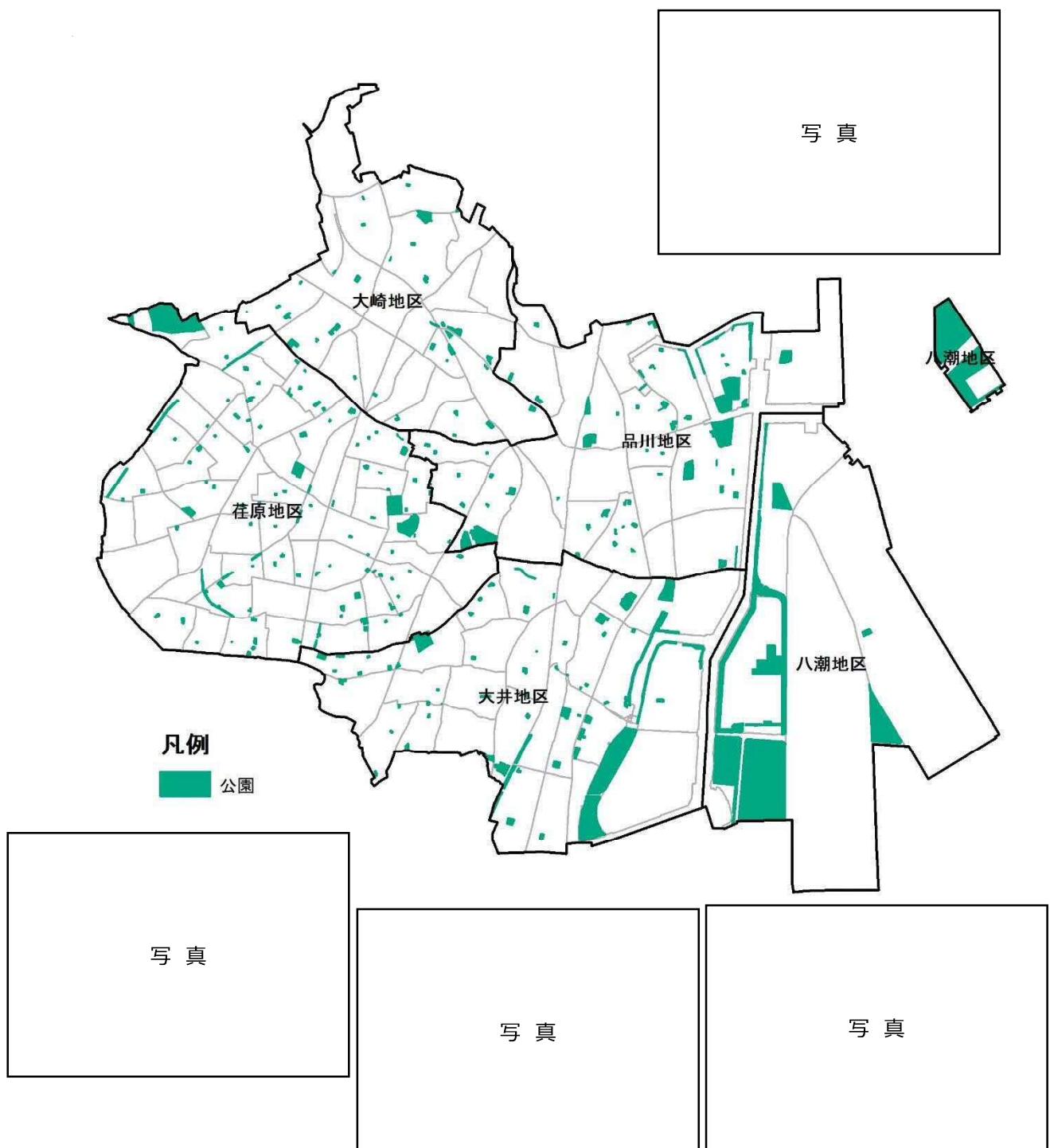


図 公園分布図（平成 31 年度しながわの公園）

④) 公園・児童遊園を有さない町会

2017（平成 29）年 12 月時点で本区には、町会が 161、自治会が 41 あります。

そのうち、公園・児童遊園を有さない町会数は以下に示す 30 町会あります。

特に大崎地区に多く、大崎第一地域センター管内で 12 町会、大崎第二地域センター管内で 1 町会あります。

大崎地区や荏原地区などの密集市街地では、災害時に一時集合場所となる公園や広場のない地区もあり、町会・自治会などから公園の設置要望があります。

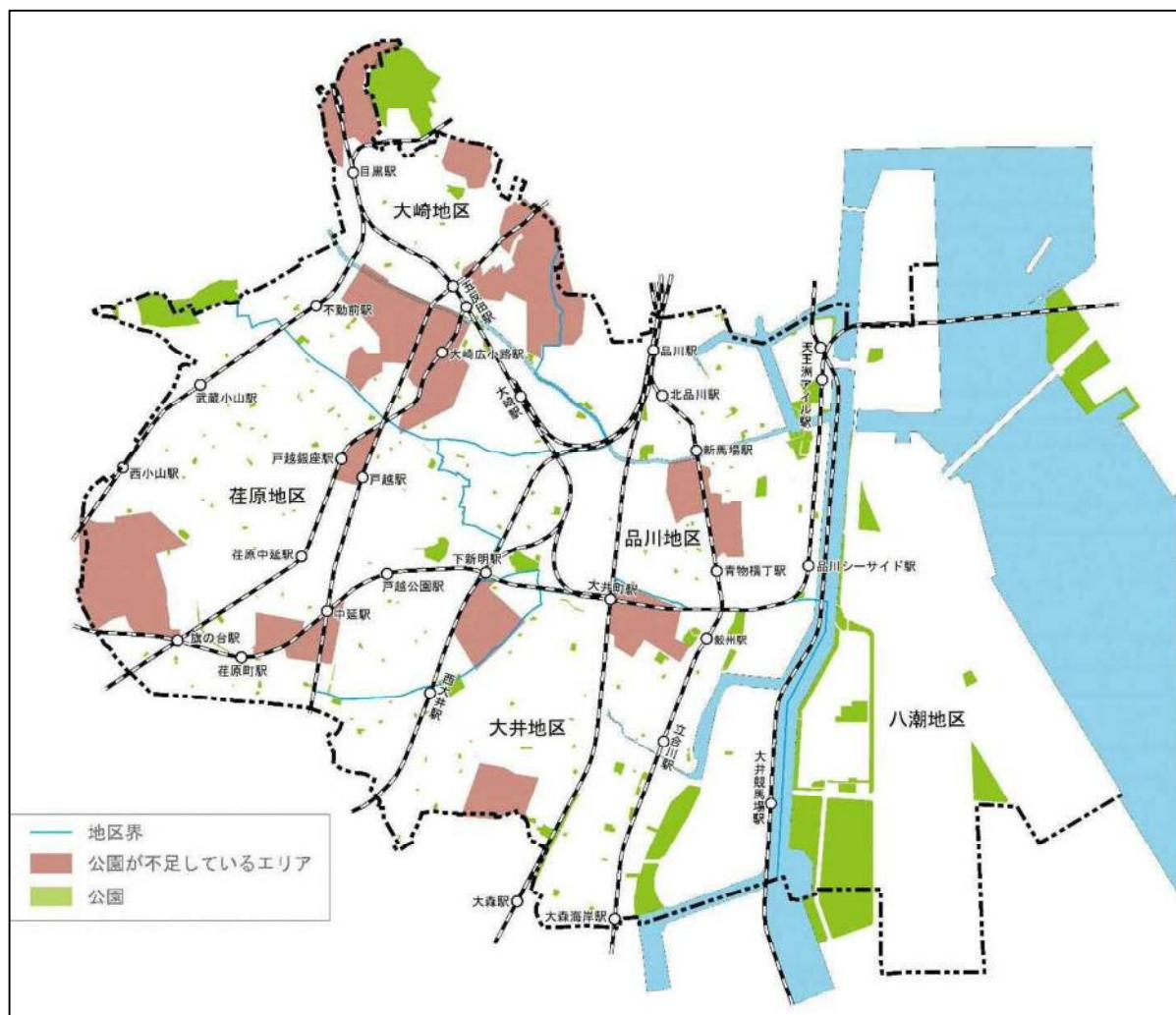


図 公園・児童遊園を有さない町会

② 緑被現況

7) 緑被率の状況

2019（令和元）年における区全体の緑被地面積は 345.9ha、緑被率 15.1%となっており、23 区中 18 位（みどり率は 15 位）です。

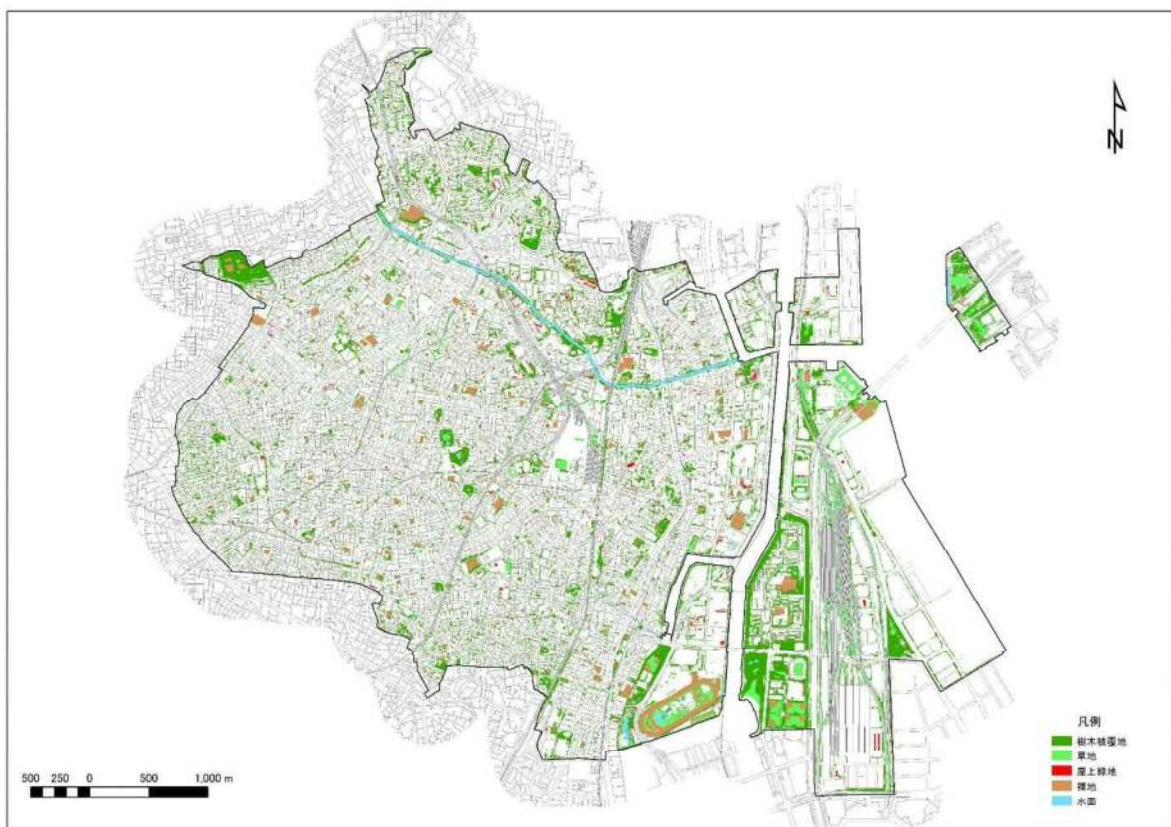


図 緑被地等分布図

4) 緑被率の経年変化

草地は 0.6ha、屋上緑地は 0.5ha 増加していますが、樹木被覆地は 14.0ha 減少しています。樹木被覆地は 2009（平成 21）年度調査から 10ha 以上の減少が続いている。

樹木被覆地の減少が大きい土地利用は、公共施設が公園等と道路、民間施設では独立住宅となっており、公園等の樹木被覆地の減少は、公園の再整備によるものであり、道路の減少は、管理上必要な剪定によるものです。また、独立住宅の樹木被覆地の減少の主な要因は、建替えや開発に伴い樹木が伐採されたことによるものです。

不燃化推進特定整備地区では、耐火建築物への建て替えが進んでいますが、建築物の建替えによっても樹木被覆地が減少しており、独立住宅の樹木被覆地の減少要因の一つとなっています。

表 緑被地等の経年変化状況

項目	平成 21 年度		平成 26 年		令和元年度		増減 (平成 26 年度→ 令和元年度)		
	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	面積 (ha)	割合 (%)	
緑被地	樹木被覆地	296.5	13	277.9	12.2	263.9	11.6	-14.0	-0.6
	草地	54	2.4	67.8	3.0	68.4	3.0	0.6	0.0
	屋上緑地	7.4	0.3	13.0	0.6	13.6	0.6	0.5	0.0
	計	357.9	15.8	358.8	15.8	345.9	15.1	-12.9	-0.7
裸地	57.4	2.5	55.4	2.4	48.9	2.1	-6.5	-0.3	
水面	12.6	0.6	12.3	0.5	10.7	0.5	-1.6	0.0	
区面積	2,272.0	-	2,272.0	-	2,284.0	-	12.0	-	

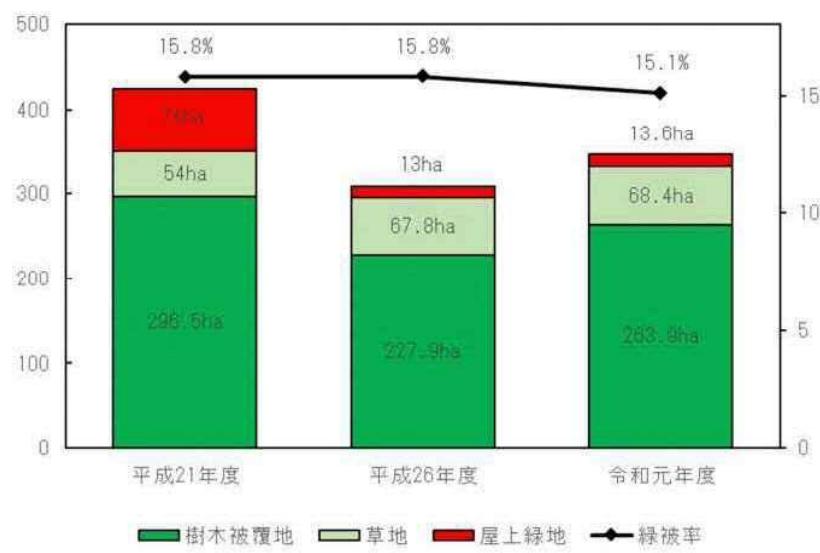


図 緑被地の経年変化

4) 地区別の緑地状況

緑被率が最も高い地区は八潮地区（22.1%）、最も低い地区は荏原地区（10.8%）です。

樹木被覆地率、草地率が最も高い地区は八潮地区、屋上緑地率が最も高い地区は大崎地区となっています。

品川地区は、大使館、商業施設、集合住宅等の施設緑地において、まとまった樹木被覆地や大規模な屋上緑地が分布しています。また、臨海部の東品川の公園、火力発電所にもまとまった緑被地がみられます。一方、目黒川南側には、北側と比較してまとまった緑被地の分布は少なく、特に広町二丁目には山手電車区が位置することから、地区全体としての緑被率は低くなっています。

大崎地区は、目黒川北側の台地上にある大学、医療施設、公園、大使館等、大崎駅周辺の施設緑地がまとまった緑被地となっています。特に屋上緑地は、大崎駅周辺施設において、大規模に整備されており、東五反田、上大崎の住宅地には比較的まとまった緑被地が分布しています。

大井地区の主な緑被地はしながわ区民公園、大井公園等の公園、大井競馬場、社寺林、医療施設等です。大井競馬場には広大な草地があることから、草地率が他地区と比較して高くなっています。

荏原地区のまとまった緑被地としては林試の森公園、戸越公園、文庫の森公園で、その他に社寺林や大学の施設緑地等の分布もみられるますが、他地区と比較して少ない状況です。また、荏原地区には敷地規模の小さい住宅地が広がっており、緑被地の分布が特に少なくなっています。立会道路西側の地域は、敷地規模が比較的大きい住宅地があり、緑被地の分布が多い住宅地となっています。

八潮地区は、八潮パークタウン、大井ふ頭中央海浜公園のある八潮四、五丁目、潮風公園のある東八潮が住居系の用途地域に指定されている以外は、工業系の用途地域です。住居系用途地域に指定された地域は公園や集合住宅のまとまった緑被地が分布しています。また、清掃工場や火力発電所等の施設緑地も規模が大きい一方で、広大なコンテナターミナルには緑被地の分布はほとんどありませんが、地区全体での緑被率は高い状況にあります。

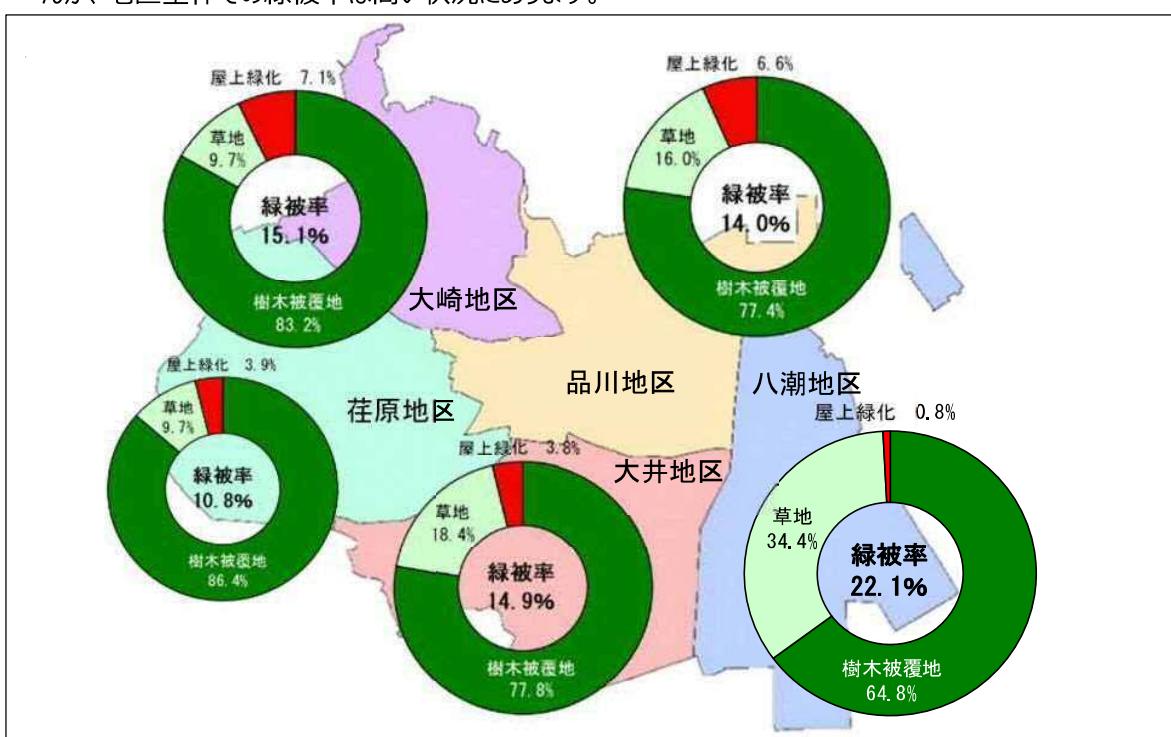


図 地区別の緑被地構成

前回調査との経年変化でみると、緑被率は品川地区が 0.1 ポイント増で、最も減少が大きい地区は大井地区の 1.6 ポイント減です。また、樹木被覆地は全地区で減少しており、最も減少が大きい地区が大井地区 1.4 ポイント、次いで荏原地区 0.7 ポイント、八潮地区 0.6 ポイントの減少となっています。

品川地区の主な樹木の減少要因は、建築に伴う樹木被覆地の消失です。一方で平成 26 年度調査時点は更地であったが、施設が完成し緑被地が増加した箇所も確認されています。また、公園再整備によって樹木被覆地面積が減少した箇所もありますが、今後の樹木の生長に伴って、面積増加が期待されます。

大崎地区は、地区別で最も樹木被覆地の減少が少なくなっています。その中で主な樹木の減少要因は、芳水小学校の建替えをはじめとした施設の建替えに伴うものです。また、一部街路樹の樹冠面積の縮小による減少もみられます。また、大崎駅前の施設緑地では、樹木が生長したことによる樹木面積の増加が確認されています。

大井地区は、5 地区の中で樹木被覆地と草地が最も減少しています。主な樹木の減少箇所は、しながわ区民公園、西大井広場公園、大井競馬場内の施設緑地、社寺等です。その他、独立住宅の建替えや集合住宅化による樹木の減少もみられました。大井地区では南大井三丁目、勝島一丁目を除く町丁目全てで樹木面積が減少しています。また主な草地の減少は首都高速 1 号羽田線の道路工事に伴うものです。

荏原地区は、学校の建替え、公園の改修工事、街路樹剪定に伴う樹木減少箇所が確認されていますが、減少箇所の多くが住宅の建替え、駐車場化等によるものです。大井地区と同様に多くの町丁目で樹木被覆地が減少しており、増加であったのは 8 町丁目のみです。林試の森公園は樹木の生長によって樹木被覆地が増加しています。また、草地は大井町線等の鉄道沿線の草地の減少によるものです。

八潮地区の主な樹木の減少箇所は、大井ふ頭中央海浜公園、潮風公園、首都高速湾岸線の工事となっています。

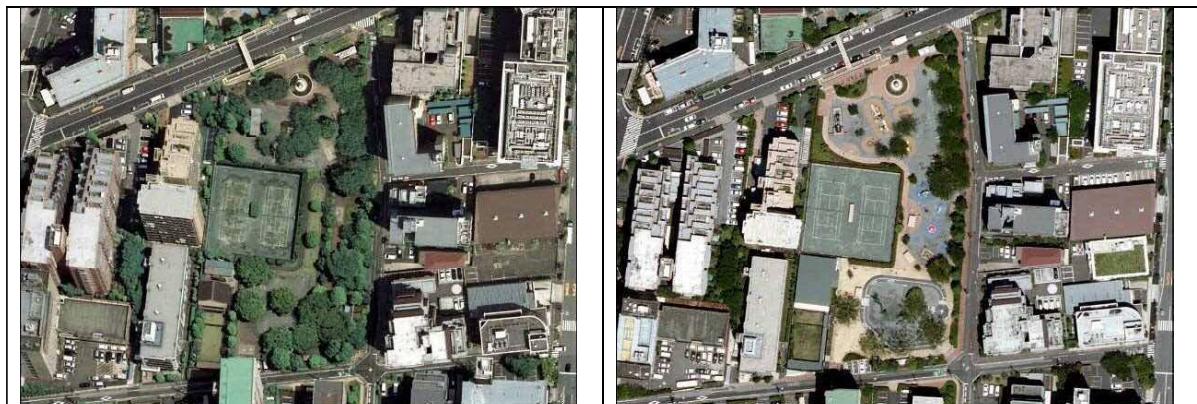


図 東品川公園（左：平成 26 年度調査 右：令和元年度調査）

町丁目別にみると前回調査から緑被率が 4 ポイント以上增加了した町丁目は八潮一丁目のみで、緑被率の增加が 2~4 ポイントは 5 町丁目、0%~2% が 29 町丁目となりました。

緑被率の減少は 95 町丁目で、-2~0 ポイントが 81 町丁目、-2 ポイント以上が 14 町丁目となりました。最も減少が大きい町丁目は勝島三丁目で -8.0 ポイント、次いで八潮四丁目が -6.5 ポイント、東大井一丁目 -4.2 ポイントです。

減少の多くが樹木被覆地で、減少量が多い要因としては公園再整備、道路工事、学校等の建替え

等の規模の大きい整備事業が行われたことによるものです。

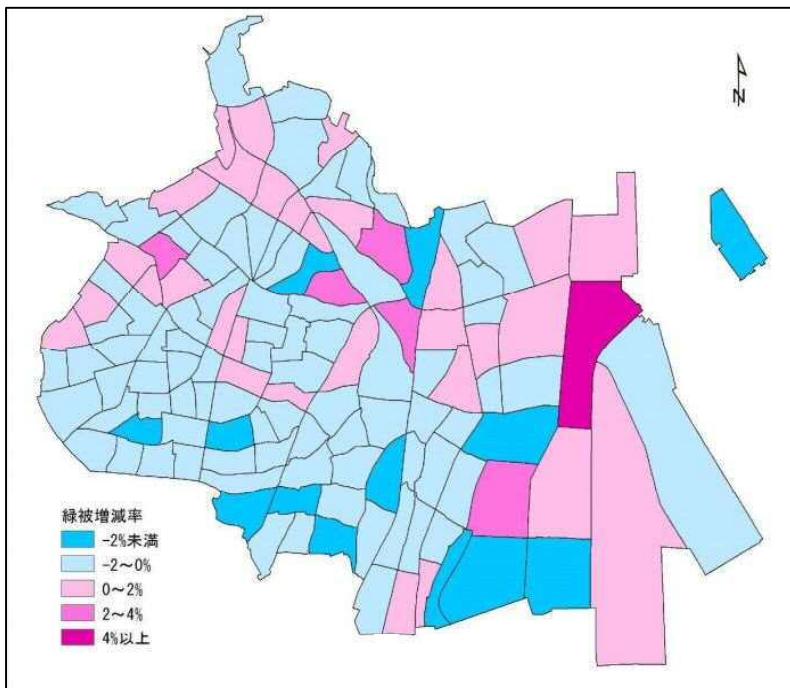


図 町丁目別緑被地の経年変化（平成 26 年→令和元年）

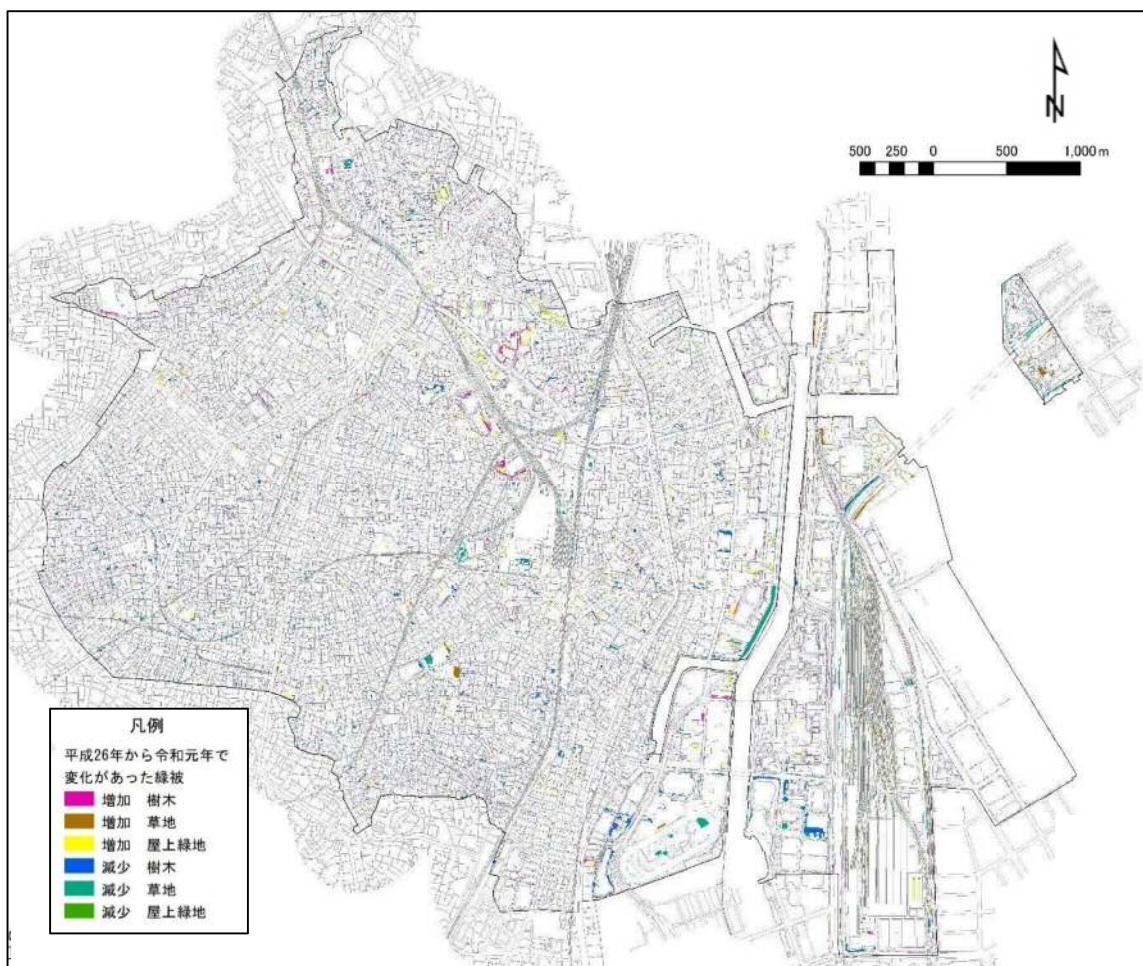


図 変化のあった緑被地の分布図（平成 26 年→令和元年）

③ みどり率の状況

区全体のみどり率は 21.1% (495.0ha) で、このうち約 3 割は公園面積が占めています。

ア) みどり率の経年変化

公園面積は、2014（平成 26）年度調査から 1.4ha、0.1 ポイント増加していますが、公園以外の樹木被覆地の減少が 10.8ha と大きく、みどり率は減少しています。

緑被地は 12.9ha、緑被率は 0.7 ポイントの減少でしたが、みどり率は公園内の緑被地の変化が反映されないため、緑被率よりは減少量が小さくなっています。

表 みどり率の経年変化

項目	平成21年度		平成26年度		令和元年度		変化	
	面積 (ha)	面積率 (%)	面積 (ha)	面積率 (%)	面積 (ha)	面積率 (%)	面積 (ha)	ポイント 差
樹木被覆地（公園以外）	228.9	9.8	210.6	9.0	199.8	8.5	-10.8	-0.5
草地（公園以外）	42.1	1.8	53.4	2.3	54.7	2.3	1.3	0.1
屋上緑地（公園以外）	7.1	0.3	12.8	0.5	13.3	0.6	0.5	0.0
水面（公園以外）	91.0	3.9	90.6	3.9	90.3	3.9	-0.3	0.0
公園	128.0	5.5	135.5	5.8	136.9	5.8	1.4	0.1
みどり面積合計 /みどり率	497.1	21.2	502.9	21.4	495.0	21.1	-7.9	-0.3
区域面積	2,344.0	-	2,344.6	-	2,344.7	-	-	-

※小数第 2 位を四捨五入しているため、集計値が合わない場合がある

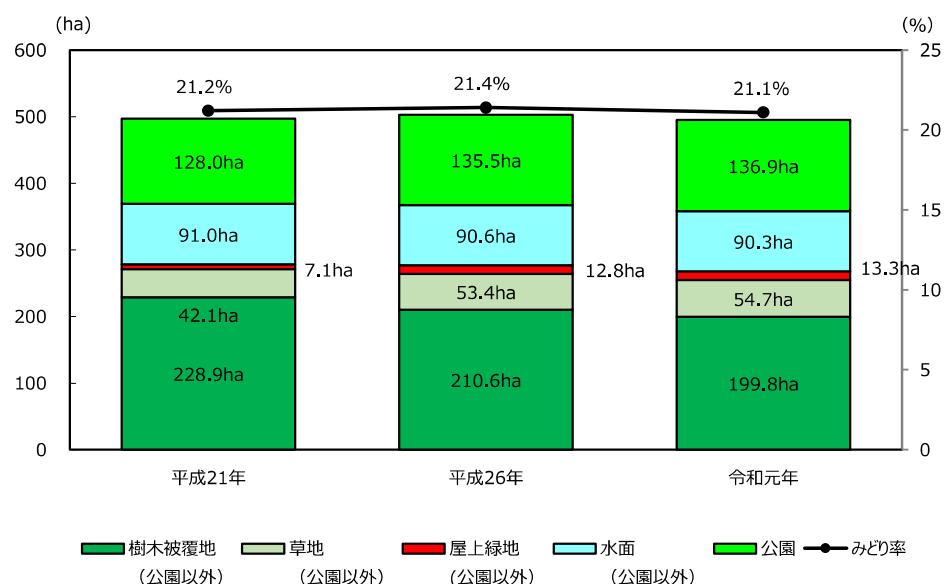


図 みどり率の変化状況

④ 水とみどりに関する施策

ア) みどりに関する条例等

本区では、「品川区みどりの条例」により、「保存樹木の指定」によるみどりの保全と「事業者等への緑化指導」や「モデル地区の指定」による新たなみどりの創出を進めています。

表 みどりに関する条例の内容

保存樹木の指定	区内に残された数少ない大木及び樹林を保護するため、所有者の同意を得て区の「保存樹木（林）」に指定します。指定されると、剪定や害虫駆除などの樹木を守るお手伝いを区が行います。
建築行為等の届け出	敷地面積300m ² 以上の建築行為（新築・改築等）を行う事業者等の方々に区の定める基準以上の緑化をするよう指導しています。
モデル地区の指定	みどりの保護と育成を図るために指定するもので、みどりの保全を図る「みどりの保全モデル地区」、緑化の推進を図る「みどりの推進モデル地区」があります。

保存樹木、保存樹林の指定状況は以下のとおりです。保存樹木については、登録本数よりも解除本数が上回る年もあります。解除理由としては建物の老朽化、相続に伴う建て替えや、所有者の高齢化により維持管理が困難になる等が多く、今後の対応が求められています。

表 保存樹木、保存樹林指定状況

		H26	H27	H28	H29	H30	R	計
保存樹木	本数	305	306	301	275	281	277	
	登録	10	12	2	7	9	1	41
	解除	7	11	7	33	3	5	66
保存樹林	箇所	15	16	16	21	21	21	
	登録	1	1	0	5	0	0	7
	解除	0	0	0	0	0	0	0

イ) 普及啓発活動状況

本区では、生垣、防災緑化、屋上緑化などの助成を進めています。

助成件数は年間数件と少ないため、今後の助成推進に向けた制度の周知等が求められています。

		H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	計
生垣 助成	助成件数（件）	2	7	4	5	6	3	1	4	2	7	41
	緑化延長（m）	18.9	81.3	29.5	30.1	38.2	37.8	11.8	21.8	11.3	32.8	313.5
防災 緑化	助成件数（件）						0	4	2	2		8
	緑化延長（m）						0	52.4	19.5	22.8		94.7
屋上 緑化	助成件数（件）	6	11	9	4	2	2	3	3	2	0	42
	緑化延長（m ² ）	122	205	164	71	29	30	21	11	11	0	664

4) 水に関する施策

本区では、以下に示す水に関する様々な施策を実施しています。助成件数は年数件と少ないため、制度の周知徹底が求められています。

表 水に関する施策

雨水流出抑制施設の設置に関する指導	集中豪雨等による都市型水害の被害を軽減するため、2013（平成 25）年から「品川区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」に基づき、敷地面積 500 m ² 以上の新築、改築または増築もしくは「品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱」第 3 条に規定する事業に該当する場合に、雨水流出抑制施設（浸透ます・浸透 トレーナー・雨水貯留槽等）の設置を指導しています。
宅内排水設備設置助成	宅地内の雨水浸透施設設置に要する費用を助成し、品川区の治水力向上を目指しています。

雨水利用タンク設置助成	雨水の有効利用を推進し、かつ、雨水の流出抑制を図り、健全な水循環の再生および都市の安全性を向上させることを目的とし、雨水利用のためのタンクを設置する費用の一部を助成する。
防水板設置工事助成	水害のおそれのある地域において、浸水による被害の軽減を図ることを目的としています。「品川区防水板設置等工事助成要綱」に基づき、住宅、店舗、事務所等に防水板の設置およびその設置に伴う関連工事を行おうとする方に対して助成金を交付しています。

● 雨水流出し抑制指導 実施回数実績

年度	S63～H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	合計
指導件数	1,911	73	91	88	72	75	69	45	2,424

● 雨水浸透施設設置助成実績

年度	S13～H26	H27	H28	H29	H30	H31/R1	R2	合計
助成件数	27	2	2	4	2	1	0	38
助成金額(千円)	—	624	800	967	314	142	0	2,847

● 雨水利用タンク設置助成実績

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
助成件数	19	17	14	10	3	9	7	3
容量 (ℓ)	2,825	2,720	2,490	1,770	440	1,560	1,470	510

● 防水板設置工事助成実績

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
申請件数	—	—	—	—	3	3	2	2
助成件数	個人	6	4	11	7	—	3	1
件数	法人	2	4	—	2	1	0	0

コラム等

5 水とみどりの機能分析

(1) 水とみどりの主な機能

都市における水やみどりには、「防災」、「環境保全」、「レクリエーション（観光・交流）」、「景観・歴史文化」などの多面的な役割があります。水やみどりの主な機能は以下のとおりです。

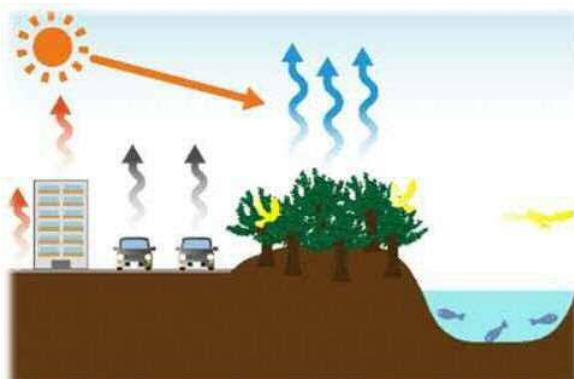
【防災機能】

- 災害を防ぐ「防災」という考え方とともに、災害時に発生する被害を最小限にとどめる「減災」という考え方が重視されており、水とみどりは「防災・減災」において重要な役割を担います。
- 公園・緑地は、災害時の避難地や防災活動拠点、仮設住宅地、広域防災拠点などの役割を担います。
- 公園や広場などのオープンスペースや水面等は火災時の延焼遮断帯として役立ちます。
- 樹木は火災の延焼防止や、建物の倒壊防止、建物からの落下物の被害軽減などの効果があり、街路樹のある道路は避難路となります。
- 樹木や樹林地などみどりは、雨水の貯留・浸透機能により、局所的な豪雨による浸水や洪水などの災害を緩和する機能もあります。
- 水辺は、災害における物資や被災者の水上輸送の基地としても役立ち、舟運は緊急輸送ネットワークの一助を担います。



【環境保全】

- 樹木は、二酸化炭素を吸収することで地球温暖化の防止に貢献します。また、大気の浄化、騒音・振動の緩和などの機能を有し、都市環境の改善に貢献します。
- 樹木は、蒸散作用があり、空気の低温下に効果があります。まとまった緑地は緑陰によりクールスポットとなります。
- 水やみどりがネットワークされた空間は、海からの風を都市に送り込む「風の道」が形成され、都市の熱環境を緩和します。
- 樹林や草地は、雨水を地下に浸透させ、貯留することで、健全な水循環の構築に貢献します。
- 水辺や樹林地は、生物の生育・生息環境となっており、生物多様性確保の上で重要な役割を担っています。



【レクリエーション（観光・交流）】

- 公園や緑道、水辺などは、散策や自然学習、休息、運動、遊びなど、多様な活動の場となります。
- 水辺や緑の空間は、運動やスポーツ、リフレッシュする場所として、健康を増進させます。
- 自然や生物の多い水辺や公園などは、子どもが自然とふれあい、学べる場所を提供するなど、環境教育や体験の場となります。
- 水やみどりは地域特有の景観を生み出し、観光資源としても役立ちます。また、魅力的な水辺や公園緑地などは、地域の賑わいや交流を生み出す拠点ともなります。



【景観・歴史文化】

- 水やみどりは地域の気候、風土に応じて特徴ある景観をつくりだし、都市景観に風格を与え、地域のアイデンティティを育むことにつながっています。
- 水やみどりを通じて四季の変化を実感できる生活環境を創出することで、次世代を担う子どもたちの感受性を育み、暮らしにゆとりと潤いをもたらします。
- 水やみどりは、地域の歴史や文化とも深く関わっており、こうした水やみどりを活かすことが、個性と魅力ある地域づくりにつながります。



(2) 機能別現況・課題

「防災」、「環境保全」、「レクリエーション（観光・交流）」、「景観・歴史文化」の4つの機能から、品川区内の水とみどりの現況と課題を整理します。

① 防災

現況	課題
<ul style="list-style-type: none"> 災害時の一時集合場所は、町会や自治会単位であらかじめ173箇所が指定されており、その中で公園は、3分の1以上を占めています（平成30年7月現在）。 広域避難場所は、都が10箇所を指定していますが、そのうち4箇所（戸越公園、都立林試の森公園、しながわ区民公園、自然教育園）が公園に設定されています。 区内の都市公園145箇所（平成31年4月現在）のうち、防火貯水槽を整備した都市公園は43箇所と、全体の3割程度にとどまっています。 災害に対して脆弱な都市構造とされる内陸の密集住宅市街地では、地域の防災性・安全性の向上に向け、防災広場の整備等を通じた、オープンスペースの確保が進められていますが、まだ十分とはいえない状況です。 	<ul style="list-style-type: none"> ■災害時の避難場所や活動拠点の役割を発揮できるような公園・広場の整備が進められていますが、災害時の利用を想定した防災施設の充実が必要です。 ■大崎地区や荏原地区などの密集住宅市街地におけるオープンスペースの確保を進める必要があります。
<ul style="list-style-type: none"> 区南西部は、地震発生時の建物の倒壊危険度、火災危険度がともに高い地区が見られます。こうした地区では地震発生に伴うブロック塀の倒壊、火災の延焼が危惧されています。 みどり豊かな街並み形成の観点から生垣造成費用を一部助成していますが、助成は年間数件と少ない状況です。 接道部延長は増加していますが、接道部緑化の可能性が高い形態は減少しており、荏原地区では接道部緑化の可能性が最も低くなっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■避難時の安全性確保に有効とされる生垣化の助成推進に向けた制度の周知が必要です。 ■防災面に配慮した接道部緑化など、みどりの確保が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> 区内には、災害時の物資の輸送等における水運の活用に向け、目黒川沿いに防災船着場が1箇所整備されていますが、利活用が十分ではありません。 品川ふ頭、大井コンテナふ頭の2箇所が、大規模な地震発生時の救援物資や被災者の海上輸送基地として、都により位置づけられています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■陸・海・空・水上・地下にわたる災害時輸送ネットワークを構築するため、水上輸送の円滑化に向けた対策が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> 近年、集中豪雨等による大規模な都市型水害の発生が懸念されています。 区では、保水・遊水機能の増大を図る取り組みとして、都と連携しながら雨水浸透施設の設置や、区民および事業者への設置助成・PR等を行っていますが、助成件数は少ない状況です。 区では、浸水ハザードマップの公開等により、水害への意識啓発を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ■都市型水害の被害を軽減するため、雨水流出抑制施設の助成制度に関する周知が必要です。



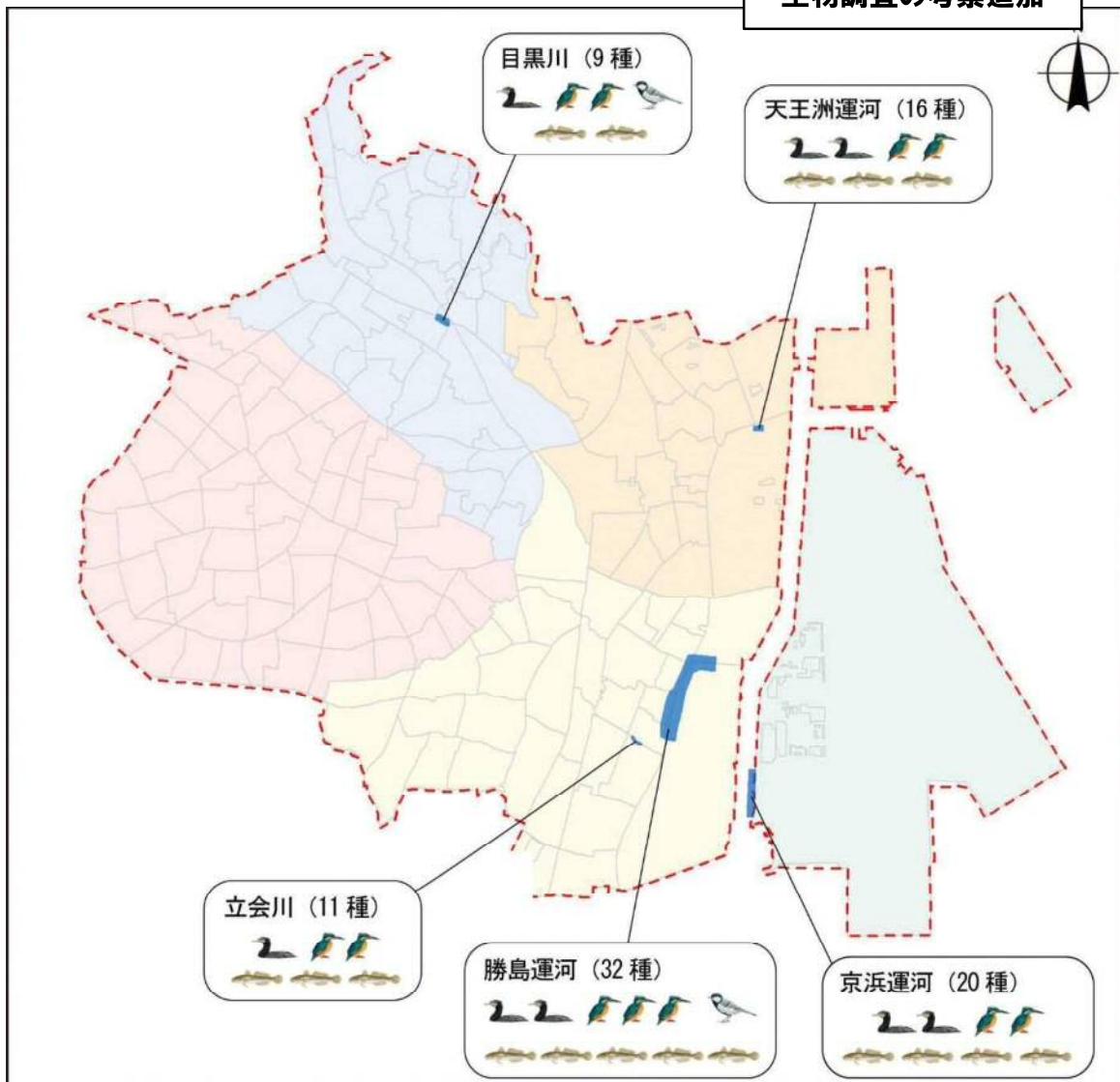
図 防災系統の水とみどりの現状

出典：※1 品川区「わが家の防災ハンドブック」
※2 品川区「しながわのまちづくり」平成31年度版

② 環境保全

現況	課題
<ul style="list-style-type: none"> まとまったみどりが存在する比較的規模の大きな公園・緑地や、河川・運河の一部は、都市化が進んだ本区においては、生物の貴重な生息・生育や人と自然とのふれあいの場となっています。 しながわ区民公園、大井ふ頭中央海浜公園は、樹林環境と運河に隣接する水辺環境の両方を有していることから、鳥類の多様性が高い場所となっています。 大井ふ頭中央海浜公園には干潟保全地区があり、水辺の鳥類や水生生物の貴重な生息空間になっています。また、シギ・チドリ類やカモ類などの渡り鳥の利用も確認されるなど、東京湾の水辺の生態系ネットワークの一部となっています。 大崎ウィズシティ・ソニーシティ大崎は、再開発地区に整備された緑化空間で、都市の中の貴重な生物の生息・生育環境となっており、シジュウカラやメジロなどの都市の樹林環境に生息する鳥類などが確認されています。大きな公園等を比較すると生物相は多様ではありませんが、みどりの小さな拠点としての役割を担っています。 	<p>■大井ふ頭中央海浜公園や都立林試の森公園、しながわ区民公園などの規模の大きな公園は生物多様性を確保し、人と自然のふれあいの場として整備していくことが求められています。</p> <p>■大崎ウィズシティ・ソニーシティ大崎など民有地の緑化空間は、生物多様性確保の視点からも重要であり、民間と連携した緑化空間の確保を積極的に進め必要があります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 目黒川や立会川は、コンクリート張りの護岸であることから、浅瀬等の生物の生息空間がほとんどなく、ボラやスズキ等汽水・海水性の魚類がわずかに生息しているのみです。 運河も大部分がコンクリート張りの護岸ですが、一部にみられる捨石護岸や大井ふ頭中央海浜公園の干潟保全地区が、貴重な水生生物の生息空間となっています。 河川や運河は、大部分がコンクリート護岸の単調な環境となっており、生物が生息・生育できる環境は限られています。かつての東京湾を代表する干潟環境も区内では、大井ふ頭中央海浜公園には干潟保全地区にしか残っていません。 	<p>■河川や運河に生息している貴重な水生生物の生息空間を守っていく必要があります。</p>

生物調査の考察追加



凡例

- | | | | |
|--|---------------|--|--------|
| | : 調査地点(河川・運河) | | : 大崎地区 |
| | : 品川地区 | | : 荘原地区 |
| | : 大井地区 | | : 八潮地区 |

<生物多様性指標種の確認状況>

- 上位種 :
- シンボル種 :
- 連続性指標種 :
- 良好な環境の指標種 :

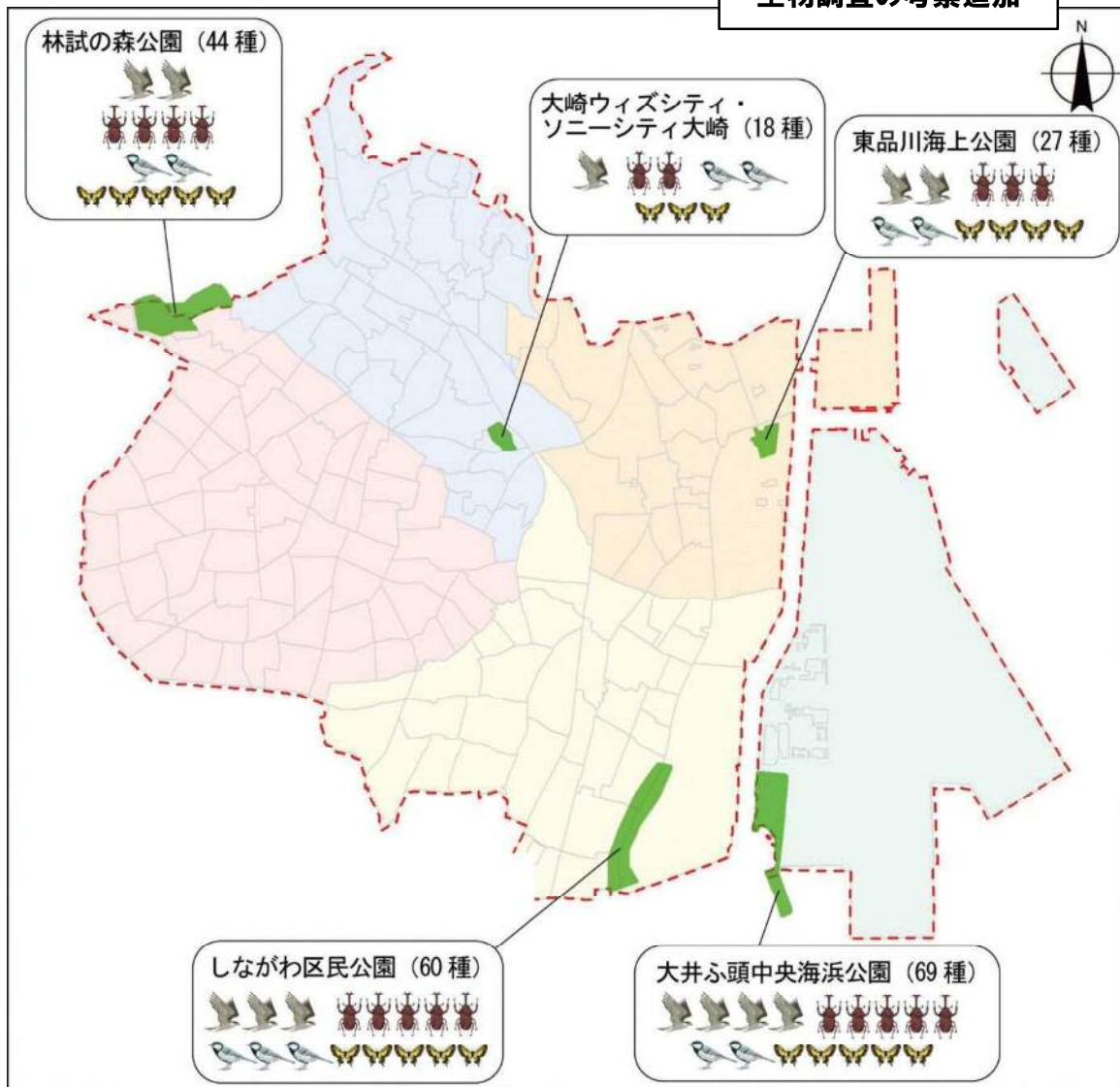
<生物多様性指標種の確認数>

- : 1種
- : 2 ~ 5種
- : 6 ~ 10種
- : 11 ~ 15種
- : 16 ~ 20種

0 0.5 1 2 3 km

図 生物多様性指標種の状況（水域）

生物調査の考察追加



凡例

■ : 調査地点(公園)	: 大崎地区
■ : 品川地区	: 荏原地区
■ : 大井地区	: 八潮地区

<生物多様性指標種の確認状況>

- 上位種 : 鳥
- シンボル種 : 昆虫
- 連続性指標種 : 鳥
- 良好な環境の指標種 : 蝶

<生物多様性指標種の確認数>

- : 1種
- : 2 ~ 5種
- : 6 ~ 10種
- : 11 ~ 15種
- : 16 ~ 20種

0 0.5 1 2 3 km

生物多様性指標種の状況（陸域）

**生物調査等から
生物多様性に関するまとめと本区の考え方を検討・追加**

③ レクリエーション（観光・交流）

現況	課題
<ul style="list-style-type: none"> 品川浦・天王洲地区および勝島・浜川・鮫洲地区は、水辺の魅力向上やにぎわいの創出を目指す地区として、「運河ルネサンス推進地区」の指定を受け、桟橋や水辺の遊歩道整備等が進められています。 「海や川とのふれあい」をテーマとしたしながわ水族館は、区民はもとより区外から多くの人が訪れる観光スポットとなっています。更なる魅力向上に向け、顧客満足度満点プロジェクトが進行中です。 	■都市型観光の推進に向け、水辺の魅力向上やにぎわいの創出への取り組みが進められています。
<ul style="list-style-type: none"> 運河ルネサンス推進地区では、区民により桟橋が設置され、これを活用した水辺の活動が活発化してきています。 五反田ふれあい水辺広場を中心とした目黒川沿いでは、桃色のイルミネーションによる冬の桜の演出が行われるなど、水辺のにぎわいづくりに向けた取り組みが進められています。 区有船着場は一部一般開放されるなど、利活用に向けた取組が進められています。 	■本区の特徴でもある水辺を活用した地域のにぎわいづくりが必要です。
<ul style="list-style-type: none"> 目黒川や勝島運河、なぎさの森の干潟など、区民による環境学習や水辺体験などのフィールドとなっている水辺があります。 都立林試の森公園や大井ふ頭中央海浜公園、しながわ区民公園のように、みどり豊かな公園や、戸越公園や池田山公園のように歴史性のある公園、東品川海上公園や五反田ふれあい水辺広場のように親水性のある公園、バーベキューが楽しめる潮風公園など、区内には多様な公園があります。 	■区内的個性ある水辺や公園をいかし、子どもの遊び場や人々の憩いの場だけでなく、新しい生活様式にも対応した柔軟な活用が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> 立会川緑道や、東急目黒線東部の緑道の整備など、散策を楽しめるみどりのネットワークの形成が進んでいます。 	■水とみどりがつなぐまちの実現に向け、更なる回遊性の向上が必要です。
<ul style="list-style-type: none"> 「みどりと花のボランティア」として 123 団体の登録団体があり（平成 23 年 4 月現在）、身近な公園が区民のみどりの活動の場となっていますが、登録件数はあまり増えていない状況です。 しながわ花海道では、区民が自分の庭のように花づくりを楽しんでおり、良好な景観を創出しています。 	■区民や NPO などの各種団体と連携した水辺や花とみどりの空間づくりを積極的に進めていくことが必要です。
<ul style="list-style-type: none"> 密集住宅地の路地裏においても、限られた空間を活かし、プランターや鉢植えなどで区民によるみどりづくりが行われています。 区民農園である「マイガーデン」は、区民が土に触れ野菜づくりを楽しめる場所として高い人気があります。 	■みどりを減らさないためにも限られた空間を活かしたみどりづくりが必要です。

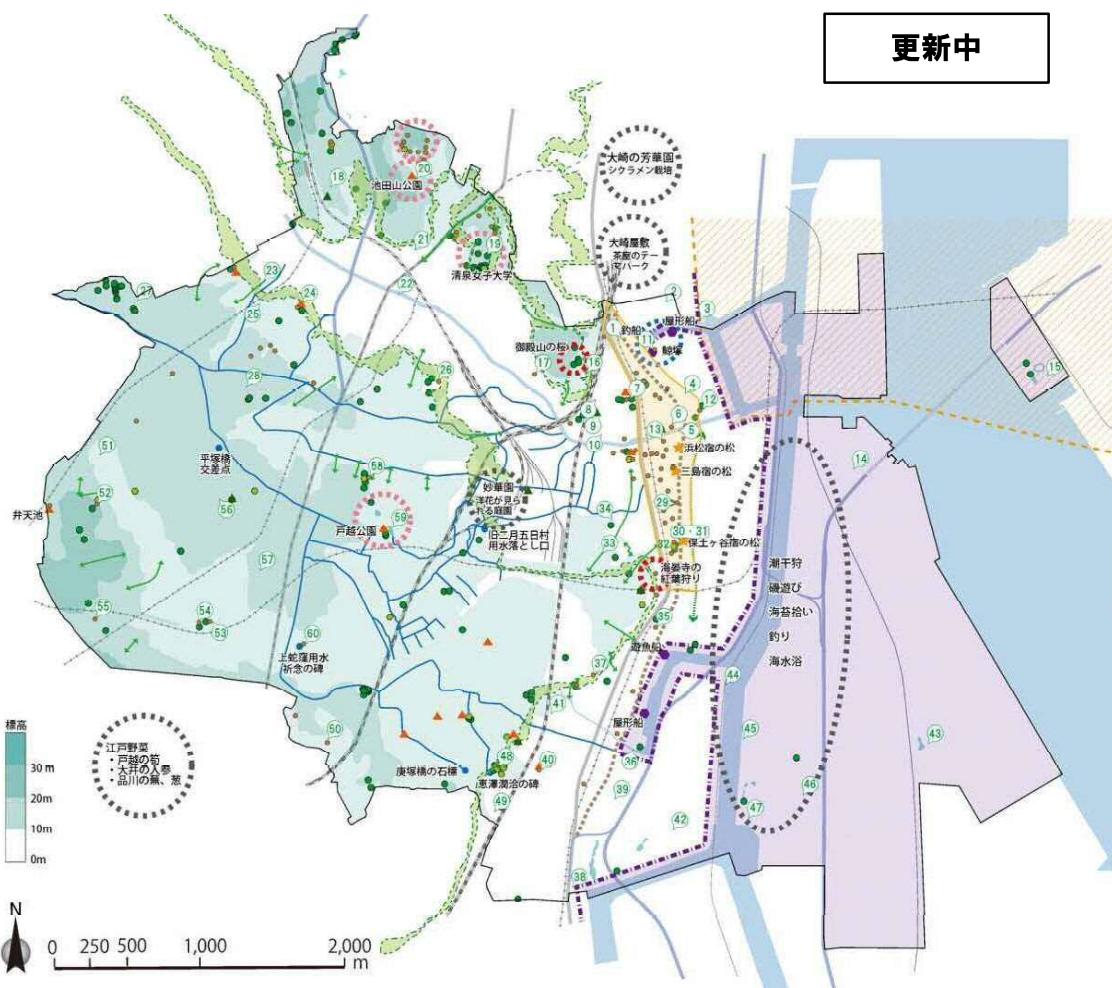


図 レクリエーション系統の水とみどりの現状

④ 景観・歴史文化

現況	課題
<ul style="list-style-type: none"> 「臨海部市街地」に指定されている臨海部では、天王洲アイル地区のようにデッキや水辺のプロムナードなどと商業施設が一体となった、水辺を活かした新たな景観の創出が進められています。 「臨海部市街地」の中でも、天王洲地区一帯は、水辺の魅力を世界に発信していく上で特に重要な区域として「水辺景観形成特別地区」に指定されています。 	■天王洲地区のような魅力的な水辺景観の創出が他の地域でも求められています。
<ul style="list-style-type: none"> 目黒川沿いに何種類ものサクラが植えられ、長い間楽しめる桜並木を形成しています。 しながわ花海道では、区民が植えた菜の花やコスモスが咲き誇り、美しい景観をつくり出しています。 上大崎、東五反田、北品川、旗の台、大井などでは、江戸の名所やお屋敷の風格を伝える、閑静でみどりゆたかな住宅地の景観が形成されています。 内陸部の住宅地では、まとまった公園緑地が十分とはいえませんが、街区公園などのほか、住宅地の庭の縁など小規模な縁が点在しており、人々が暮らしの中で育てた親しみやすい街並みが形成されています。 	■暮らしに根ざしたまちなかの多様な景観を守っていくことが必要です。
<ul style="list-style-type: none"> 御殿山の桜、海晏寺の紅葉、戸越公園や池田山公園の池など、江戸の名所やお屋敷の歴史を伝える水とみどりが残されています。 斜面沿いや寺社の境内に残された樹木など、品川の風土を伝えるみどりが残されています。 かつては豊富な水揚げを誇り、現在では釣り人や屋形船で賑わう品川浦の船溜りや、農業を支えてきた品川用水の史跡など、土地の風土をなりわいに活かしてきた先人達の歴史や知恵を伝える水とみどりが残されています。 漁業や農業の歴史は失われてしましましたが、これらは後世に誇れる水とみどりの歴史です。また、今日では面影はありませんが、明治時代にはシクラメンをはじめとする洋花の栽培が行われていたとも言われています。 「わがまちしながわ」の生活・歴史・風土を伝える風景として、区民からの推薦をもとに選ばれた「しながわ百景」は、その多くが水やみどりに関連する風景であり、水やみどりが区民にとって、品川らしい風景を伝える大切な要素となっています。 	■品川らしい原風景や歴史を伝える水とみどりを保全していくことが必要です。

更新中



【凡例】

- | | | |
|----------------------------|----------------------------------|----------------------|
| ■ 崖線 ※1 | ▲ 景觀計画で景觀資源として※2
挙げられている樹林・樹木 | ● 神社・寺 |
| → 坂 | ● 幹周り 300 cm以上の大径木 ※3 | --- 旧東海道 |
| ↔ 元なぎさ通り | ● 天然記念物に指定されている樹木 | ✿ かつてみられた水とみどりに関する資源 |
| ■ 水辺景観形成特別地域 ※2 | ● 江戸・明治の名所 | ○ 品川浦の船溜り |
| ■ 臨海部市街地 ※2 | ● 大名屋敷のあった場所 | ● 漁業文化を伝える資源 |
| ■ 臨海部市街地
(水際から 50m の陸域) | ★ 旧東海道品川宿に植栽された松 | — 品川用水 ※4 |
| ■ 景觀重點地区 ※2
(旧東海道品川宿地区) | ▲ 湧水・池 | ● 品川用水の名残 ※5 |
| ① しながわ百景
(水とみどりに関するもの) | | |

出典：※1 緑確保の総合的な方針—東京都・特別区・市町村合同策定—平成 22 年
(緑のまちづくり指針図で「崖線」と定められた部分を表示)

※2 品川区景觀計画 平成 23 年

※3 品川区みどりの実態調査 平成 21 年

※4 荘原第五地域センター「第五つうしん 品川用水特集号」平成 12 年

※5 品川区教育委員会「品川用水『溜池から用水へ』」平成 6 年

図 景觀、歴史・文化系統の水とみどりの現状

第3章 品川区の水とみどりの課題

1 前計画の目標達成状況

目標未達成の考察を追加

前計画では、「みどり率を 22.6%とする」、「水辺に親しめる空間を 5箇所以上整備・開放する」の 2つの目標を設定しました。

令和元年度のみどり率は 21.1%と前回調査時の 21.4%を下回り、「みどりに関する目標は未達成」となりました。

みどり率が減少した理由として公園以外の樹木被覆地が大きく減少したことが影響しています。

樹木被覆地の減少が大きい土地利用は、公共施設が公園等と道路、民間施設では独立住宅となっており、公園等の樹木被覆地の減少は、公園の再整備によるものであり、道路の減少は、管理上必要な剪定によるものです。また、独立住宅の樹木被覆地の減少の主な要因は、建替えや開発に伴い樹木が伐採されたことによるものです。

不燃化推進特定整備地区では、耐火建築物への建て替えが進んでいますが、建築物の建替えによっても樹木被覆地が減少しており、独立住宅の樹木被覆地の減少要因の一つとなっています。

また、水辺に親しめる空間は 4箇所が整備開放済みで、残り 1箇所も令和 3 年度以降に整備予定であり、「水辺に関する目標はほぼ達成」となっています。

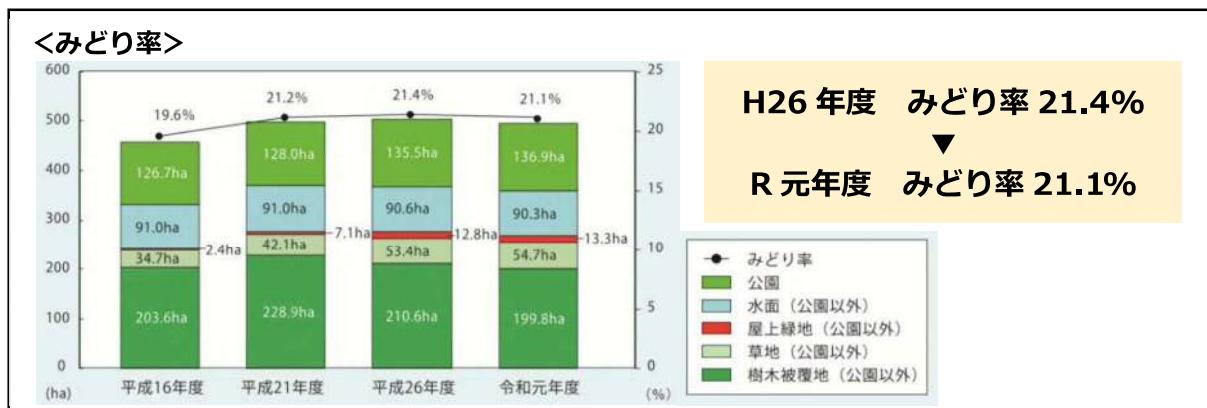




図 水辺に親しめる空間の整備状況

表 整備概要

整備概要を追加

2 前計画の実施状況

前計画で位置づけた施策についての実施状況を踏まえた課題は以下の通りです。

方針1 区民の安全や生き物の命を支える水とみどりを守り育てる		
施策	実施状況	課題
防災に役立つ 水とみどりの 整備・活用	①オープンスペース確保と 緑化による防災性の向上	・防災広場、防災拠点、防災緑化の整備・推進を実施中（4エリア） ■まちづくり事業と連携したオープンスペース整備⇒みどり率の向上
	②災害に備えた水辺の活用	・船着場の活用や民間連携 ■災害時の水運の活用
	③都市型水害に強いまちづくり	・下水道能力の増強や、保水・遊水機能の増大への取組み ■雨水排水施設建設、雨水タンク設置の継続推進
広域的な環境を 支える 水とみどりの 保全・創出	①水とみどりの骨格形成	・千本桜計画事業 ・まとまりある樹林地の保全 ■水とみどりの厚みのある軸の形成⇒骨格軸の強化
	②健全な水循環の確保	(再掲) 都市型水害への対策 ■雨水流出抑制対策の継続推進
水質の改善	①河川・運河の水質改善	・目黒川、立会川、勝島運河の水質改善対策、水質調査 ■更なる水環境の改善策の推進（都等との連携）
都市における 生物多様性の配慮	①生物生息空間の保全・再生	・干潟、砂浜について未実施 ■干潟、砂浜の保全・再生
	②施設のエコアップ	・エコロジカルネットワーク形成等について未実施 ■生息・生育空間に配慮した空間づくり
	③継続的な生物生息状況の把握	・未実施 ■区民参加による身近な生き物調査の実施
	④生物多様性の保全	・未実施 ■生物多様性の保全
方針2 水とみどりが身近にある豊かな暮らしをつくる		
施策	実施状況	課題
水とみどりに 親しめる 環境の整備	①区内の水とみどりのネットワークの充実	・水辺広場整備、天王洲 R4～ ・緑道整備は未実施 ■緑道、水辺の散歩道整備⇒連續性の確保と連携強化
	②地域緑化の推進	・緑化面積基準値低下事例増 ・「みどりのモデル地区」指定 ■民有地緑化の保全、創出⇒緑被率向上のための施策
	③水辺空間の整備・活用	・釣り場の整備未実施 ・水辺広場、船着場の整備 ■水や生き物とのふれあいの場整備
	④小スペースを活かしたみどりづくり	・マイガーデンの運営 ・街角花壇の維持管理推進 ■遊休地や路地裏を活用したみどりづくり
身近な 公園緑地の整備	①魅力ある公園づくり	・公園施設のバリアフリー化 ・ワークショップの実施 ■区民参加による公園づくり、身近な公園の充実
	②様々な手法によるオープンスペースの確保	・市街地再開発事業と連携 ・民間活力による整備未実施 ■借地公園や立体都市公園制度、民設公園などの新たな手法・制度の活用

方針3 品川らしい水とみどりを継承しまちづくりに活かす

施策	実施状況	課題	
歴史・文化を 伝える資源の 保全・活用	①地域の歴史を伝えるみど りの保全 ②水とみどりの文化の伝承 ③史跡等の公園的利用の促進	・「品川区みどりの条例」に基 づく保存樹木の指定、登録 ・歴史文化の取組み未実施 ・ココシル品川・大森貝塚のア プリ開発、リリース	■ 地域性や歴史性を生かし た大径木の保全（管理） ■ 歴史文化を伝える取組み ⇒品川らしさ、区民満足度 ■ 史跡として価値ある水や みどりの顕在化
品川を特徴づける 景観づくり	①旧東海道品川宿の顔づくり	・景観計画への位置づけ	■ 水辺空間での景観づくり ⇒景観計画重点地区
	②水辺を活かしたまちづくり	・水際での交流空間形成	■ 景観計画との連携 ⇒水辺景観形成特別地区
特色ある 公園づくり	①しながわ区民公園の再整備	・基本・実施設計の実施	■ 再整備の推進
	②五反田ふれあい水辺広場 の活用	・水辺利活用事業として社会 実験等の実施	■ 河川敷地占用許可準則の 緩和等の活用による推進
水とみどりを 活かした にぎわいづくり	①水辺やみどりを活かした 観光の推進	・舟運の社会実験、しながわ水 族館船着場の管理運営要綱	■ 規制緩和による民間事業 者の取組み促進
	②水やみどりのイベントの 開催	・水辺のイベント開催 ・公園の使用許可	■ イベント内容等の再考 ■ みどりに関するイベント

方針4 区民と行政が一丸となって水とみどりを育む

施策	実施状況	課題	
水とみどりの 意識啓発	①普及啓発活動の推進	・園芸講座、見学会等の実施	■ 樹名板の設置
	②啓発イベントの充実	・各種イベント、講座の実施	■ 内容のアップデート
	③教育との連携	・各種体験プログラムの実施	■ 繼続的な取組み推進
水とみどりを 守り育てる 人の育成	①水とみどりの人材の育成	・職員研修、地域団体への周知	■ 対象者の拡大、門戸開放
	②ボランティアの人材募集	・参加呼びかけ、募集ビラ設置	■ ボランティア活動の拡大 ⇒区民の関心・意識高揚
水とみどりを 守り育てる 活動の支援	①水とみどりの活動表彰	・環境保全活動顕彰、緑化表彰	■ 顕彰制度の継続
	②水とみどりの活動を支え る情報の提供	・緑化相談、生垣助成制度・屋 上緑化助成制度の情報提供	■ 区民や団体、企業などに よる積極的な活用の促進
	③基金の推進	・地球環境基金、募金活動実施	■ 基金運用の推進
	④区民との協働	・活動団体への支援、仕組みづ くりの検討 ・協議会等の設置	■ 水やみどりに関わる区民 活動拠点の充実 ■ アイデアを実践活動につ なげる仕組みづくり ⇒区民の満足度向上

3 区民意識

「品川区 水とみどりの基本計画」の改定に取り組むために、品川区「水とみどりに関する意識調査」アンケートを行いました。

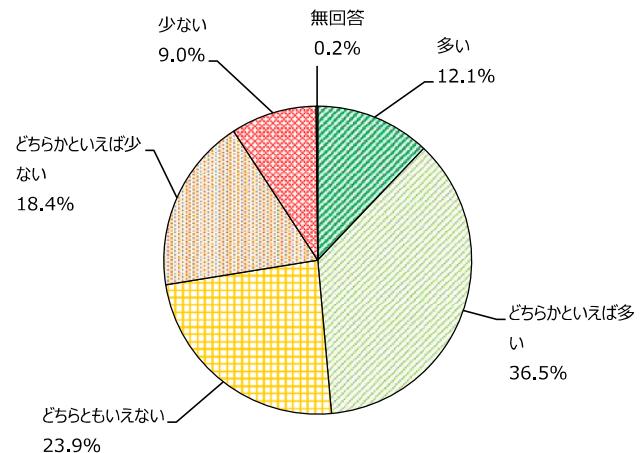
- 調査期間：2020（令和2）年10月22日（木）～2020（令和2）年11月6日（金）
- 調査対象：住民基本台帳から無作為に抽出した20歳以上の区民 3,000名
- 回収数：1,176通（回収率39.2%）

回答者の男女比は、男性が44.3%、女性が55.4%と、女性の回答がやや多くなっています。回答者のお住まいは、八潮地区が3.4%と低いものの、それ以外の地区では大きな偏りは見られませんでした。

結果の概要を以下に示します。

(1) 「区内の公園や水辺、道路などにあるみどりの多さ」の満足度

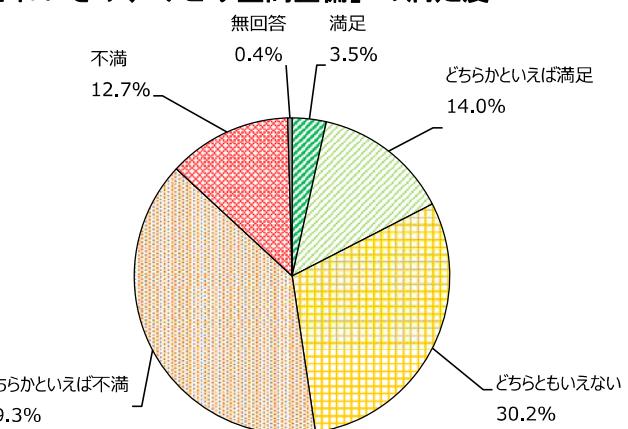
「多い」、「どちらかといえば多い」と感じている区民の合計が48.6%、「少ない」、「どちらかといえば少ない」の合計が27.4%と、約半数が、区内のみどりが多いと感じています。



(2) 「公園や水辺、道路などにあるみどりのきれいさや、みどり空間整備」の満足度

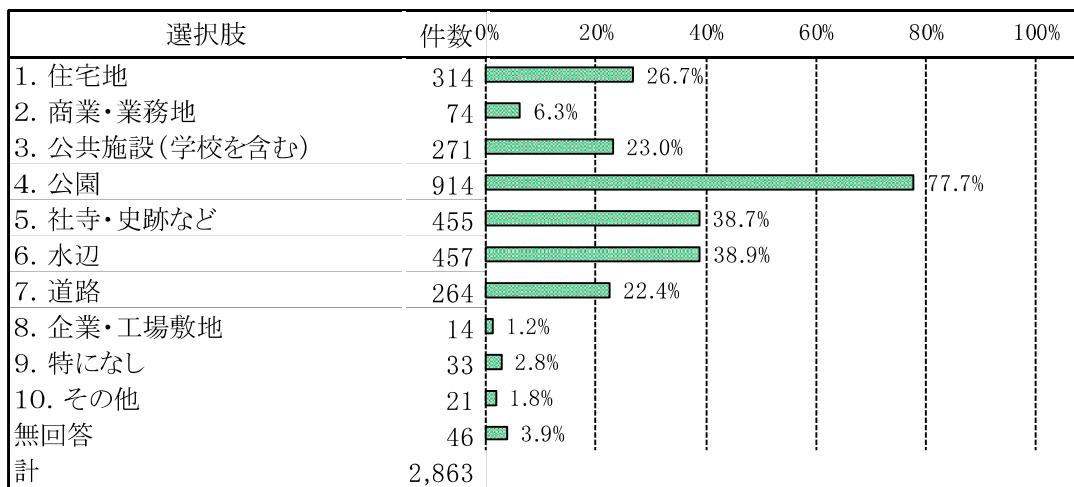
「どちらかといえば不満」と感じている区民が最も多く、全体的に不満度が高くなっています。

地区別では、大崎地区、品川地区で満足度が高く、八潮地区、大井地区で不満度が高くなっています。



(3) 区内で残していきたい「みどり」のある場所

「公園」のみどりを残したいと感じている区民が最も多くなっています。次いで「水辺」、「社寺・史跡など」、「住宅地」となっています。

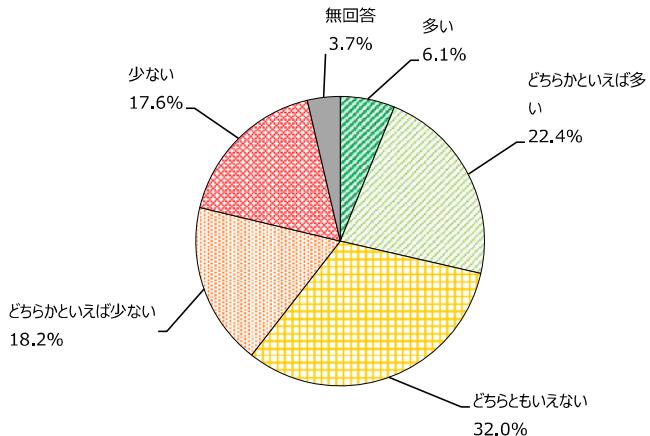


※4つ以上回答した18名を含む。

集計母数1,176名

(4) 「区内で眺めたり触れたりできる親しめる水辺の多さ」の満足度

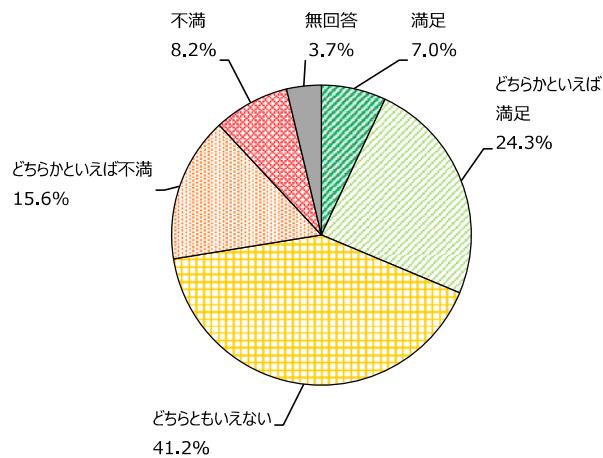
「どちらともいえない」と感じている区民が 32.0%と最も多くなっています。「少ない」、「どちらかといえば少ない」の合計が 35.8%、「多い」、「どちらかといえば多い」の合計が 28.5%と、「少ない」と感じている人の方がやや多くなっています。



(5) 「水のきれいさや水辺空間（散歩道、船着場、公園の池など）の整備」の満足度

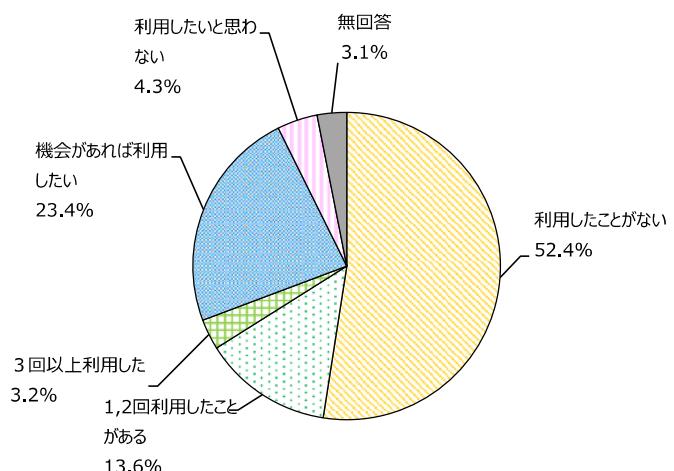
「どちらともいえない」と感じている区民が最も多くなっています。「満足」、「どちらかといえば満足」の合計が 31.3%、「不満」、「どちらかといえば不満」の合計が 23.8%となっており、満足度の方がやや高くなっています。

地区別では、八潮地区、品川地区で満足度が高く、大崎地区、品川地区で不満度が高くなっています。



(6) 船着場や舟運などの利用経験

「利用したことがない」という区民が最も多く、半数以上が利用経験のない結果となっています。「機会があれば利用したい」と答えた人が23.4%いることから、一定数は船着場や舟運に興味をもっていることがわかります。



(7) 区内のみどりを増やすために、区が進めるべき「みどりの施策」

「公園などの緑化整備」の施策を進めるべきと感じている区民が最も多くなっています。次いで「道路の街路樹整備」、「河川や運河沿いの緑化推進」となっており、公共用地での緑化推進に対する要望の声が高くなっています。

地区別では、荏原地区で「公園などの緑化整備」、「道路の街路樹整備」、八潮地区で「河川や運河沿いの緑化推進」が最も多くなっています。

選択肢	件数	0%	20%	40%	60%	80%
1. 公園などの緑化整備	673				57.2%	
2. 民間事業者との連携強化	266			22.6%		
3. 河川や運河沿いの緑化推進	419			35.6%		
4. 樹林地の保全	299			25.4%		
5. 道路の街路樹整備	533				45.3%	
6. 民有地緑化の充実	155		13.2%			
7. まちかど花壇の維持管理	338			28.7%		
8. その他	40	3.4%				
無回答	58	4.9%				
計	2,781					

集計母数1,176名

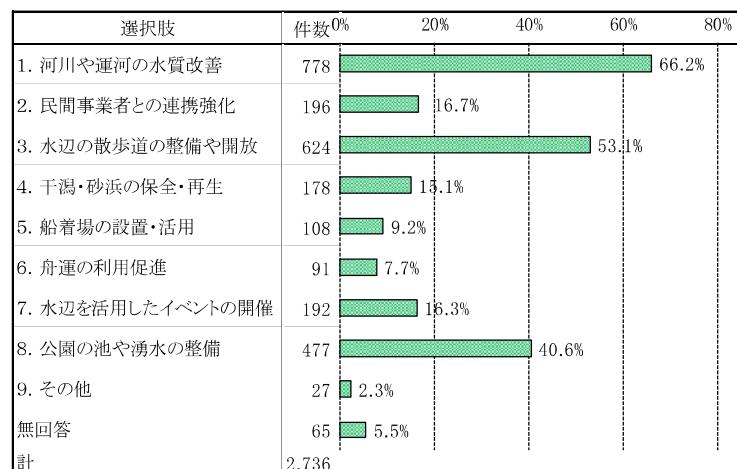
※4つ以上回答した6名を含む。

82

(8) 区内の水辺を充実するために、区が進めるべき「水辺の施策」

「河川や運河の水質改善」の施策を進めるべきと感じている区民が最も多く、次いで「水辺の散歩道の整備や開放」、「公園の池や湧水の整備」となっています。

地区別では、大崎地区で「河川や運河の水質改善」、大井地区で「水辺の散歩道の整備や開放」、荏原地区で「公園の池や湧水の整備」が最も多くなっています。



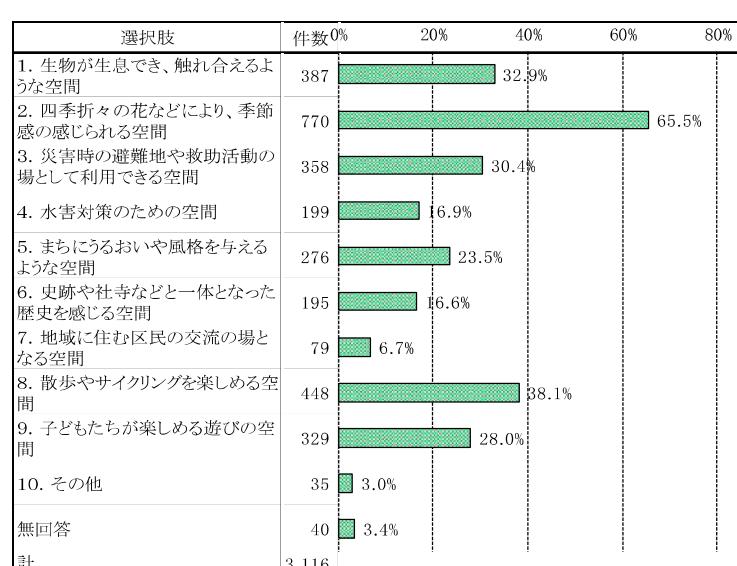
※4つ以上回答した10名を含む。

集計母数1,176名

(9) 区内に望む「みどりや水の空間」

「四季折々の花などにより、季節感の感じられる空間」が区内に最も望まれています。次いで「散歩やサイクリングを楽しめる空間」、「生物が生息でき、触れ合えるような空間」となっており、自然を感じられる空間整備が求められています。

地区別では、八潮地区で「四季折々の花などにより、季節感の感じられる空間」、大崎地区で「散歩やサイクリングを楽しめる空間」、荏原地区で「生物が生息でき、触れ合えるような空間」が最も多くなっています。

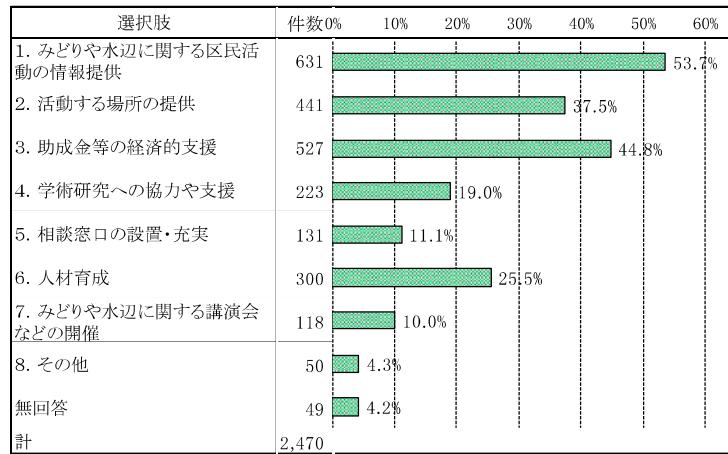


※4つ以上回答した12名を含む。

集計母数1,176名

(10) 区民や事業者等がみどりや水辺の環境づくりに関わっていくために必要な「行政支援」

「みどりや水辺に関する区民活動の情報提供」が行政支援として区民に最も望まれています。次いで「助成金等の経済的支援」、「活動する場所の提供」となっており、区民活動に対する支援が求められています。

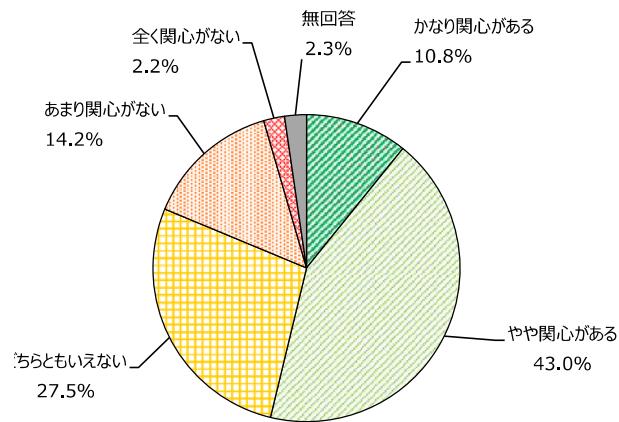


※4つ以上回答した18名を含む。

集計母数1,176名

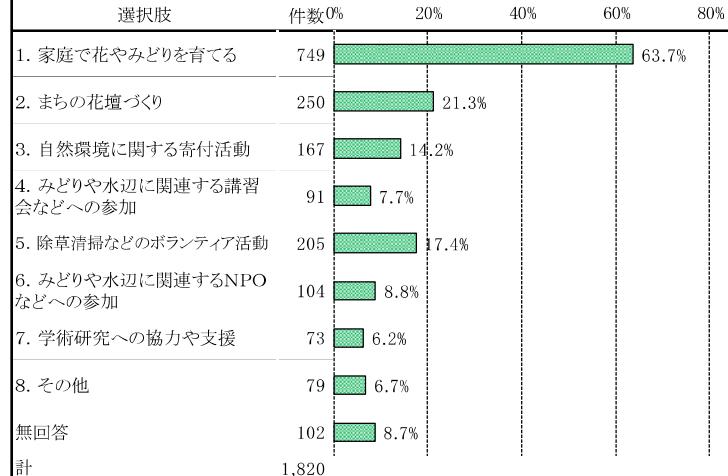
(11) 「みどりや水辺の保全などに関する活動」への関心

「かなり関心がある」、「やや関心がある」の合計が 53.8%で、「全く関心がない」、「あまり関心がない」の合計が 16.4%となっています。関心があると答えた割合が半数を超えており、保全などに関する活動への関心は比較的高いことがわかります。



(12) 暮らしの中で実施している、または実施したいと考えている活動

区全体では、「家庭で花やみどりを育てる」活動を実施している、または実施したいと考えている区民が最も多くなっています。次いで「まちの花壇づくり」、「除草清掃などのボランティア活動」となっており、身近な場所からの実施を考えている人が多いことがわかります。



※4つ以上回答した1名を含む。

集計母数1,176名

4 今回計画に求められる視点

(1) 区民の安全や生き物の命を支える水とみどり

- ・ 住宅密集市街地における公園緑地の不足が防災上の課題となっている本区では、防災広場の整備推進、市街地再開発事業と連携したオープンスペースの確保、公園内の防災施設整備、公園が整備されていない町会の優先的公園整備などを進めていますが、今後も地域の安全性向上に向けた取り組みを進めが必要です。
- ・ 生垣化については、生垣が防災面から果たす役割についてより理解を深め、促進することが必要です。
- ・ 防災船着場の整備など、災害時の避難や物資の輸送経路となる舟運の活用を進めており、今後も災害に備えた水辺の活用を積極的に進めることが必要です。
- ・ 区内に貴重な干潟・砂浜を有する本区は、干潟・砂浜の保全再生、生物生息空間の保全・再生など生物多様性の確保のための取り組みを進めることが必要です。

写真・イラスト

(2) 水とみどりが身近にある暮らしをつくる

- ・ 令和元年度に実施した「みどりの実態調査」では目標のみどり率 22.6%を達成していません。公園の再整備や独立住宅の建替や開発などにより樹木が伐採されたことなどが影響しており、特に民有地緑化を保全するための施策の検討が必要です。
- ・ 路地裏の小さなみどりなど、1 m²に満たない縁側地は、みどり率などの数値には反映されないものの、生活文化として定着したみどりです。それらを緑視率などの手法を用いて再評価し、育成を支援していく必要があります。屋上緑化や壁面緑化などを今後も推進し、民有地での緑を少しでも増やしていく必要があります。
- ・ 内陸部の公園や寺社の池などは、地域の交流空間や生物の生息空間としての役割を果たしており、区民からの利活用の要望も高く、こうした水辺空間を資源として再評価していく必要があります。
- ・ 目黒川および立会川は、戦後の高度成長期の急激な人口増加により大量の生活排水が流れ込み、水質の悪化が進みました。現在は両河川とも環境基準をクリアしています。ただ、海から遡上する潮の影響を大きく受ける両河川では、塩分濃度の高い低層域に水質汚濁の原因物質が滞留することから、現在も河川の白濁化や悪臭が発生しており、対策が必要です。

写真・イラスト

(3) 品川らしい水とみどりを継承しまちづくりに活かす

- 品川の歴史にゆかりのある樹木の植栽などを通じて、地域性や歴史性を感じさせるみどりに着目した公園づくりが必要です。
- 地域に残る大径木は、所有者の高齢化や相続の際に伐採される傾向にあり、地域性を感じさせる大径木の保全について検討を進める必要があります。
- 水辺のイベントの開催など、水辺の利活用に向けた取り組みを進めており、今後もこうした取り組みを促進する中で、古くから漁業や水運などに利用されてきた水辺の歴史を伝えていくことが必要です。

写真・イラスト

(4) みどりや水辺空間等のオープンスペースの柔軟な活用

- 新しい生活様式への対応や健康的なライフスタイルをさせるみどりや水辺等のオープンスペースを柔軟に活用していくことが必要です。
- 東京の緑を減らさないためにも、今ある緑を守るとともに、民間と連携し、まちづくりの機会を捉えたみどりの創出が必要です。
- 「水とみどりがつなぐまち」の実現に向けたにぎわい・回遊性の向上が必要です。

写真・イラスト

(5) 区民と行政が一丸となって水とみどりを育む

- 区では、みどりと花のボランティア活動への支援などを通じて、みどりを通じた地域コミュニティの育成に努めてきましたが、情報発信方法、周知方法などを工夫するなどし、今後もこうした取り組みを促進していくことが必要です。
- 区民や団体、企業など多様な主体との協働により、水辺の活用やみどりを育成する仕組みづくりを進めていくことが必要です。



5 水とみどりの課題

本区の水とみどりの特徴、前計画の目標達成状況、区民意識調査、今回計画に求められる視点から水とみどり課題を以下のように整理しました。

社会情勢から求められる水とみどりのあり方（P.4-6）

- ①超長寿社会への対応 ⇒健康や安全・安心に資する水とみどりの使い方
- ②緑と河川空間等のオープンスペースの柔軟な活用 ⇒民間等と連携した多様な活用
- ③東京の緑を減らさないための取組推進 ⇒今ある緑を守るとともに、新しい緑の創出とネットワーク化
- ④持続可能な社会の実現 ⇒水とみどりを守り育てる
- ⑤首都直下地震や大規模な都市型水害などに備えた防災まちづくりの推進 ⇒防災まちづくりへの水とみどりの活用
- ⑥脱炭素社会の推進 ⇒温室効果ガス吸収源対策、ヒートアイランド対策
- ⑦グリーンインフラの取組の推進 ⇒水とみどりが有する多様な機能を活用した防災・減災や地域のにぎわい創出
- ⑧生物多様性保全への配慮 ⇒水とみどりがもたらす生態系の確保・維持
- ⑨新型コロナウィルス感染症（COVID-19）への対応
⇒新しい生活様式への対応や健康的なライフスタイルを支える緑とオープンスペースの活用
- ⑩水辺の活用 ⇒にぎわい・回遊性の向上や、親しみ・うるおい、憩い・安心を感じることのできる水辺環境の創出

品川区の水とみどりの現況

- ・崖線と呼ばれている地形がみられ、その周辺には緑地や大径木・湧水が残されている
- ・宅地化の進展に伴いみどりが減少する一方、市街地再開発事業や地区計画等による水とみどりの空間創出
- ・御殿山（権現山公園）の桜、東海道第一の品川宿などの歴史資源を有する
- ・区内各地にまちづくりや運河ルネサンスなどの協議会やNPOによる市民活動が盛ん
- ・水質は2010（H22）年以降、環境基準を満たしている
- ・河川・運河の幅や線形などによって、各エリアでそれぞれ特徴的な景観を形成
- ・区全域に対する緑被地面積割合は15.1%（2019）・区民1人あたり公園面積は3.45m²（H31.4）
- ・公園・児童遊園を有さない町会は30（総数161）あり、特に大崎地区に多い（H29.12）

前計画の目標達成状況

■みどりに関する目標

みどり率 22.6% ⇒ 21.1%
【未達成】

■水辺に関する目標

水辺に親しめる空間を
5箇所以上整備・開放
⇒ 4箇所整備・開放・
1箇所 R3以降予定
【ほぼ達成】

区民意識調査

- ・「みどり」のきれいさや空間について「どちらかといえば不満」「不満」の回答割合は50%を超えてる。
- ・「水辺」のきれいさや空間について「どちらかといえば不満」「不満」の回答割合は約24%。
- ・船着場や舟運などの利用経験は50%以上が「利用したことがない」と回答している。・船着場や舟運などの利用経験は50%以上が「利用したことがない」。
- ・区が進めるべき「みどりの施策」は、「公園などの緑化整備」、「道路の街路樹整備」が多い。
- ・区が進めるべき「水辺の施策」は、「河川や運河の水質改善」、「水辺の散歩道の整備や開放」が多い。

機能別の課題

- 【防災】・密集市街地におけるオープンスペースの確保 ・災害時における水上輸送の対策
- 【環境保全】・人と自然のふれあいの場の整備/貴重な生物生息空間の保全
- 【レクリエーション】・水辺を活用したにぎわいの創出 ・個性ある水辺や公園の柔軟な活用
・水とみどりがつなぐまちの実現に向けた回遊性の向上 ・区民やNPO等との連携
- 【景観・歴史文化】・魅力的な水辺景観の創出 ・暮らしに根ざしたまちなかの景観保全
・品川らしい原風景や歴史を伝える水とみどりの保全

今回計画に求められる視点

1. 区民の安全や生き物の命を支える水とみどり

- 地域の安全性向上に向けた取り組みを進める
- 災害に備えた水辺の活用を積極的に進める
- 生物多様性の確保のための取り組みを進める

2. 水とみどりが身近にある暮らしをつくる

- 民有地緑化を保全するための施策の検討
- 公園や寺社の池など水辺空間を資源として再評価
- 河川の白濁化や悪臭への対策

3. 品川らしい水とみどりを継承しまちづくりに活かす

- 地域性や歴史性を感じさせるみどりに着目した公園づくり
- 地域性を感じさせる大径木の保全
- 水辺の利活用、水辺の歴史を伝える取り組み促進

4. みどりや水辺空間等のオープンスペースの柔軟な活用

- 新しい生活様式や健康的なライフスタイルに対応したみどりや水辺等のオープンスペースの柔軟な活用
- 「水とみどりがつなぐまち」の実現に向けたにぎわい・回遊性の向上

5. 区民と行政が一丸となって水とみどりを育む

- 情報発信、周知方法などの工夫による地域コミュニティの更なる育成
- 区民や団体、企業など多様な主体との協働による水辺の活用やみどりを育成する仕組みづくり

課題1

都市の環境や安全の基盤となる水とみどりの保全・創出が必要です

- オープンスペースの確保や緑化推進による市街地の防災性の向上
- 都市水害への対応
- グリーンインフラへの対応
- 災害時の水運の活用
- 地球温暖化への対応
- 生物多様性への配慮
- 河川や運河の水質改善

課題2

区民の多様なニーズに対応する身近な水とみどりの充実が必要です

- 水とみどりのネットワークの充実
- 身近な公園や街路樹の整備推進
- オープンスペースを柔軟に活用した四季や自然を感じられる空間整備
- 河川や運河沿いの緑化推進
- 狹小スペースの有効活用によるみどりづくりへの支援
- 水やみどりと接する機会の充実

課題3

品川らしい水とみどりを守り活かし、まちづくり活動と連携した地域の個性と活力の創出が必要です

- 歴史的な水とみどりの保全・活用
- 地区の特性を活かした景観づくり
- 水辺と調和した景観の形成
- 水辺の魅力の向上、にぎわいの創出
- 地域性や歴史性を感じるみどりの保全・育成

課題4

地域や民間と連携した魅力的な水とみどりの拠点やネットワークづくりが必要です

- 水とみどりを活かしたにぎわいづくり
- 水とみどりのネットワーク化
- 水とみどりに親しめる環境の整備

課題5

区民や企業、行政など多様な主体で水とみどりを育む仕組みや活動の場が必要です

- 水とみどりの関わり方に対する多様なニーズへの対応
- 水とみどりの情報発信、助成制度の周知
- 区民との連携促進、活動支援
- 活動の場づくり

第4章 目指す将来像と計画の目標

1 目指す将来像

(1) 水とみどりの将来像

水とみどりには災害に強いまちの形成、生物多様性の確保、区民の健康づくり、住みよい環境整備、まちにぎわい創出、都市型観光の振興、地域の歴史の継承など、多様な機能の発揮が求められています。

本計画の最上位計画である品川区長期基本計画は、「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」を将来像としており、「住み続けたいまち」を実現するの柱の施策一つに「水と親しむみどり豊かなまちづくり」を掲げています。また、本計画は「新・水とみどりのネットワーク構想」を具体的に実現していくことを目指しており、品川区長期基本計画の理念とも一致する「新・水とみどりのネットワーク構想」の将来像である『水とみどりがつなぐまち』を改定後の計画でも将来像として設定します。

将来像：水とみどりがつなぐまち

具体的には、これまでの緑地や水辺の整備を継承しつつ、水とみどりを取り巻く社会情勢の変化に対応すべく、水とみどりの持つ多様な機能を活用し、防災や減災などの地域課題への対応やにぎわいの創出、生活様式の変化への対応などの方向を充実させ、これまで以上に区民や事業者等と連携し、多様な手法で「水とみどりがつなぐまち」の実現を目指し、区民の住み続けたいまちを次世代につないでいきます。

この将来像が実現したまちの姿を具体的に想像しやすいように、将来像のイメージを前回計画と同様に以下のように定めます。また、「新・水とみどりのネットワーク構想」にも掲げられているように、まちの魅力向上には水とみどりがネットワークでつながることだけではなく、多様な主体がつながり取組を進めていくことが重要です。そのため、水とみどりがそれぞれの目標を達成することにより、多様な主体のつながりやまちにぎわいが創出されることが期待されることから、目標達成されることにより実現するまちのイメージとして「水と親しむことができるみどり豊かなまちを舞台に人々のつながりがうまれ、まちにぎわいがうまれています」を新たに将来像のイメージに追加します。

将来像のイメージ

- 区内の4分の1がみどりで覆われています
 - みどり率 25%
- 人と生き物でにぎわう水辺が復活しています
 - 目黒川での友禅流し・友禅染の復活、遊泳、アユの遡上などの実現

→水と親しむことができるみどり豊かなまちを舞台に

人々のつながりがうまれ、まちにぎわいがうまれています

(2) 目指すべき水とみどりの構造

新・水とみどりのネットワークを踏まえ、水とみどりの将来構造を以下のように設定します。

なお、ここで示す将来構造は、計画期間に関わらず将来的に目指すべき水とみどりの構造を示すものです。

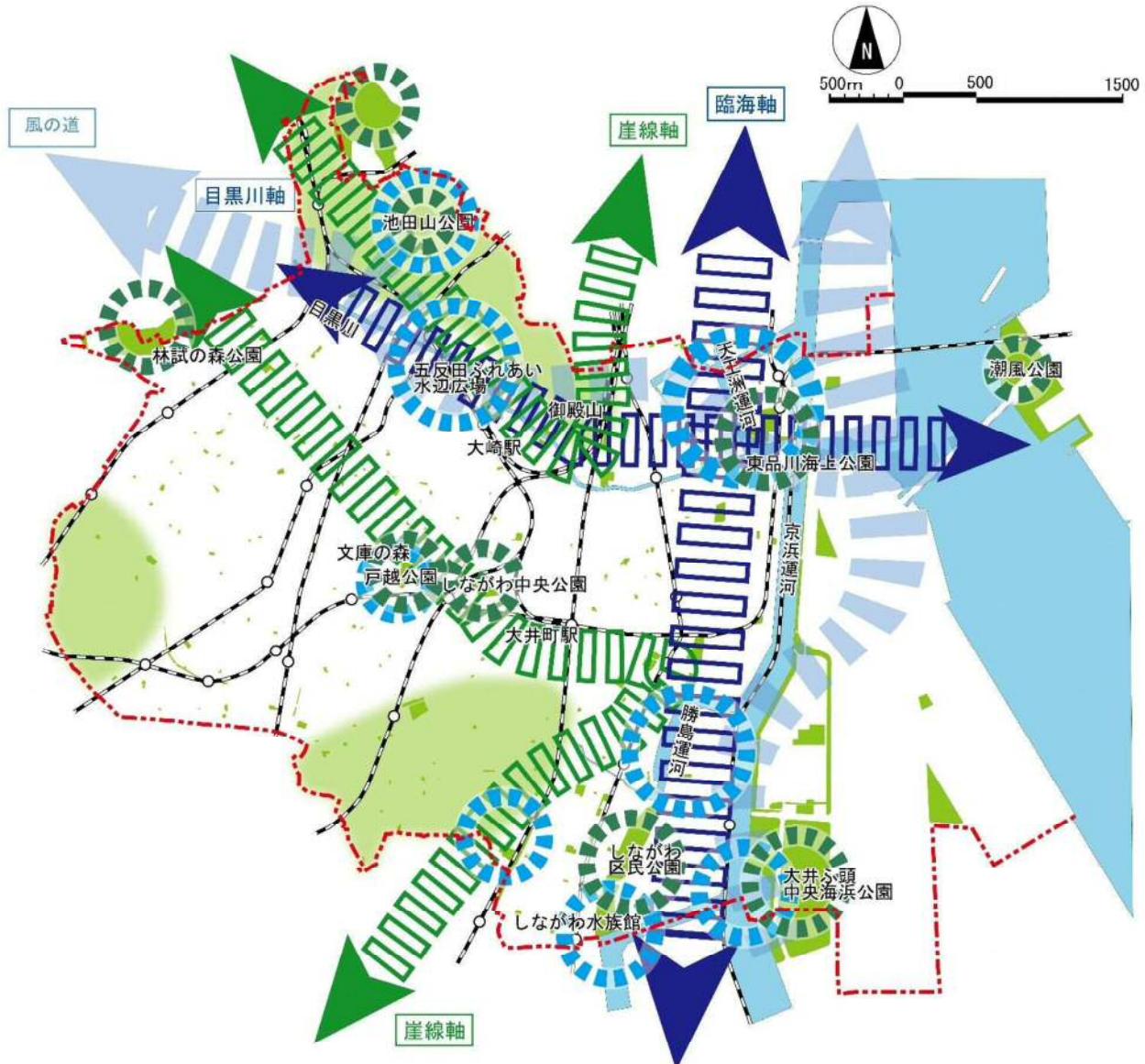


図 水とみどりの将来構造

将来構造の形成方針は、以下の通りです。

将来構造の方針	将来構造の形成方針	
<水とみどりの軸> 広域的な環境を支える水とみどりの骨格をつくります		崖線軸 斜面に残されたみどりの保全や、緑化の推進により、南北方向のみどりをつないでいきます。
		目黒川軸 川沿いの緑化や水質の改善などにより、都市の環境改善に寄与する水とみどりを育てます。 臨海軸 京浜運河や勝島運河、天王洲運河などでは、陸と運河から楽しめる景観形成や、水辺にぎわいの創出を図り、観光・交流、レクリエーション、景観等の機能の充実を目指します。
<みどりの拠点> まとまりのあるみどりの機能の発揮を図ります		まとまりあるみどりを有する大規模な公園・緑地をみどりの拠点と位置づけ、環境保全、景観、歴史・文化、観光・交流、レクリエーション、防災など多様な機能の発揮を図ります。
<水の拠点> 身近な水辺の魅力向上を図ります		船着場などが整備され、平常時の賑わいや災害時の活用が想定される場所を水の拠点と位置づけ、みどりの拠点と同様に多様な機能の発揮を図ります。
<風の道>		水とみどりがネットワークされた空間創出により、海からの風を都市に送り込む「風の道」が形成します。
<緑化重点地区> 区全域の緑化を推進します		区全域を緑化重点地区に位置づけ、みどりの不足地域を中心として、公有地・民有地問わず区をあげて緑化推進に取り組みます。
<みどりの保全エリア> 現況のみどりを保全・育成します		御殿山、島津山、池田山などに残された大名屋敷の歴史を感じさせるみどりや、旗の台、大井などの住宅地のみどりは、貴重なみどりとして保全育成を行うことにより、厚みをもったみどりの創出を図ります。

2 計画の基本方針

将来像の実現に向け、水とみどりの課題に基づく5つの基本方針を定めます。この基本方針を柱として、本区の水とみどりの保全・創出・活用を推進します。

基本方針 1 :

区民の安全や生き物の命を支える水とみどりを守り育てる

災害時には、まちなかの公園緑地は避難活動拠点となり、水辺は物資や被災者の水上輸送基地になるほか、市街地における防災性の向上に寄与します。また、生物多様性の保全、「風の道」の形成による地球温暖化の防止など、水とみどりがもたらす様々な機能を守り育していくことが必要です。

そのため、オープンスペースの確保や水害対策などの防災に役立つ水とみどりの整備・活用に取組むほか、生物生息空間の保全・再生や生物調査の実施など都市における生物多様性の確保に取組みます。

また、船着場を活用した避難所との連携強化や持続可能で魅力ある地域づくりを進めるグリーンインフラを推進します。

写真・イラスト

基本方針 2 :

身近な水とみどりを柔軟に活用し、多様で豊かな暮らしを実現する

都市の成熟化に伴い、水とみどりの新たな空間整備が限られている中で、身近な水とみどりをアメニティ、都市活動の場など多様な視点から活用し、都市の魅力の向上と豊かな暮らしにつなげることが必要です。

そのため、区内における水とみどりのネットワークの充実や地域緑化、水辺空間の活用など、区民が水とみどりに親しめる環境整備に取組みます。

また、河川・運河における水質の調査や改善に取組むほか、まちづくりと連携したオープンスペースの確保など多様なオープンスペースの整備など、区民の豊かな暮らしに資する取組みを進めます。

写真・イラスト

基本方針 3 :

品川らしい水とみどりを継承しまちづくりに活かす

品川の歴史の中で生まれた多様な水とみどりについては、かけがえのない地域資源として保全・継承を図り、観光や景観などの新たなまちづくりの資源として品川らしさを継承していくことが必要です。

そのため、樹林地や崖線、池・湧水、史跡など、地域の歴史・文化を伝える資源の保全・活用や、公園の再整備と品川区らしさを象徴する水辺空間づくりなど、特色ある公園・水辺広場づくりに取組みます。

また、旧東海道品川宿の顔づくりや地域と連携した水辺を活かしたまちづくりにより、品川を特徴づける景観の創出を進めます。

写真・イラスト

基本方針4 :

様々な人の活躍の場となる魅力的な水とみどりの賑わい拠点をつくる

水とみどりは、地域における賑わいや交流を生み出す拠点ともなることから、官民連携による様々なイベントや環境整備、さらにはそれらがネットワークした区全体の都市の骨格を形成していくことが必要です。

そのため、エリアマネジメントとの連携によるイベント等による賑わい創出や多様な使い方による船運の活性化など、水とみどりを活かしたにぎわいづくりに取組みます。

また、河川や運河における緑地やオープンスペースの活用などの緑化推進や、水辺空間における景観形成や魅力ある散歩道などの回遊性向上など、水とみどりの拠点づくりとネットワーク化を進めます。

写真・イラスト

基本方針5 :

区民と行政が一丸となって水とみどりを育む

まちなかの緑化や維持管理、目黒川や運河の活用など、水とみどりの保全・創出・活用の推進にあたっては、区民がその一端を担っており、今後も多様な担い手と協働していくことが必要です。

そのため、区民や事業者など、区内で暮らし、活動する多様な人々に対し、水とみどりに関する普及啓発活動やイベントの充実、教育との連携による意識啓発に取組みます。

また、水とみどりを守り育てる多様な担い手の育成と活動を支援することにより、区民と行政が一丸となって水とみどりを育んでいきます。

写真・イラスト

3 計画の目標

目指す将来像に向けて、「みどりと水辺に親しめる空間を増やし、区民満足度を向上」することを計画の全体目標として設定します。また、取り組みの進捗、成果を総合的に評価するため、水とみどりについて、「①きれいさ」「②量」「③活動・活用」といった視点から、計画期間（令和12年度まで）の数値目標を以下のとおり定めます。

■全体目標

みどりと水辺に親しめる空間を増やし、区民満足度を向上させます

■みどりに関する数値目標

**①みどりのきれいさやみどり
空間の区民満足度 50%**
(現状：17.5%)

②みどり率 22.6%
(現状：21.1%)

**③NPO やアーマメント等の
地域団体が維持管理する
公園の数 ●箇所**
(現状：●箇所)

■水辺に関する数値目標

**①水のきれいさや水辺空間の
区民満足度 50%**
(現状：31.3%)

**②親しめる水辺が多いと
感じる区民の割合 50%**
(現状：28.5%)

③区有船着場の利用回数 ●回
(現状：●回)

目標設定の根拠を整理

第5章 水とみどりに関する施策の方針

1 水とみどりの形成方針

文章検討中

(1) みどりの拠点と軸の形成方針

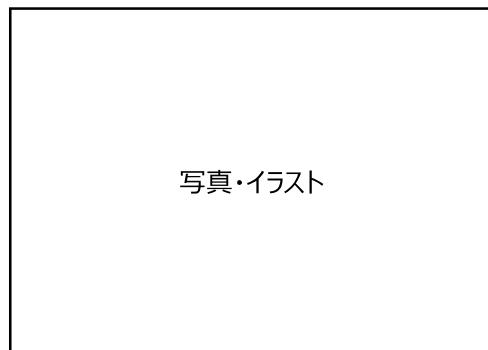
しながわ区民公園、戸越公園、東品川海上公園、しながわ中央公園など、まとまりあるみどりを有する大規模な公園・緑地は、環境保全、景観、歴史・文化、観光・交流、レクリエーション、防災など多様な機能を有しており、地域の人々の憩いの場として、また生物の生息環境としてみどりの保全、創出を行います。

崖線については、斜面に残されたみどりの保全や、緑化の推進を行うことで、みどりの軸の形成を図ります。

また、本区の特徴である御殿山、島津山、池田山などに残された大名屋敷の歴史を感じさせるみどりについては、積極的に保全を行うことで、品川区らしいみどりを後世に残していきます。



写真・イラスト

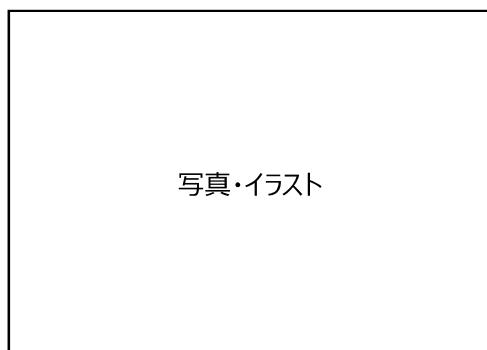


写真・イラスト

(2) 水の拠点と軸の形成方針

目黒川エリアや天王洲エリアについては、水辺の環境を活かした商業施設の充実や、アクティビティを楽しむための拠点を確保していくとともに、誰もが親しみやすく、身近に感じることのできる水辺空間としていくために、安全・安心の対策や水質環境の改善にも取り組んでいきます。

また、目黒川沿いの目黒川軸や勝島運河、京浜運河などの臨海軸については、水辺沿いの魅力向上に向けた緑の充実や、周辺の地域資源を活かした水辺とまちを結ぶネットワークの形成、区内の水辺をつなぐなど、回遊性の向上、舟運の活性化などに取り組んでいきます。



写真・イラスト



写真・イラスト

2 都市公園の整備および管理の方針

(1) 都市公園の整備方針

品川区の一人当たりの公園面積は $3.45m^2$ /人であり、公園の不足している地域があります。

大崎地区や荏原地区などの密集市街地では、災害時に一時集合場所となる公園や広場のない地区もあり、優先的に防災広場の整備を進めます。

また、品川区立公園条例では「公園の住民 1 人当たりの敷地面積の標準は、5 平方メートル以上とする」と定めており、一人当たり公園面積 $5m^2$ を目標に、公園が未整備の町会の範囲内について、優先的に公園の整備を進めます。

区民意識調査では、区内でよく利用する公園や緑地として「戸越公園」、「都立林試の森公園」、「しながわ区民公園」、「文庫の森」の意見が多く、これらの大規模公園について地域住民と連携を図りながら積極的な活用を進めます。

また、公園施設の公募設置管理制度や PFI 制度といった新しい手法を活用するなど、都市公園における官民連携についても検討し、新たな賑わいを創出していきます。なお、公園の整備にあたっては、子どもたちのアイデアを活用する等、利用者や周辺住民の意見を取り入れながら計画を進めます。

さらに、区内の都立公園（都立林試の森公園、大井ふ頭中央海浜公園など）については、区民がこれまで以上に柔軟な使い方が出来るように東京都と調整を行います。

写真・イラスト

(2) 都市公園の管理方針

主要な都市公園については、住民や NPO 等との協働による管理、運営を進めるなど、社会情勢や地域ニーズの変化に対応していきます。

また、安全安心な利用に資するため、各公園に設置してある防犯カメラの適切な管理を進め、定期的な清掃や点検を進めます。さらに、老朽化している公園の樹木や施設については、健全度診断や点検の実施に加え、長寿命化や執行の平準化の観点から、地域住民や利用者などの意向を踏まえ、適切な更新、維持管理を図ります。

3 緑化重点地区

(1) 緑化重点地区とは

都市緑化法では、「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」と規定しており、緑の基本計画に定めることができるところです。

駅前等都市のシンボルとなる地区、緑が少ない住宅地など、緑化を重点的に行う地区のことです。

(2) 緑化重点地区の設定

本区では、今あるみどりを守りながら、積極的にみどりを創出していく必要があるため、区内全域で緑化に取り組んでいくため、区全域を「緑化重点地区」と設定します。

4 品川らしい水とみどりの創出

本区には旧東海道品川宿に代表される区内の歴史・自然・文化的景観などの資源が多く存在しています。これらの資源を維持・保全し、天王洲地区などの個性的な水辺エリアなどの地域特性を反映し、魅力的で良好な都市景観や周辺地域や企業と連携した賑わいの創出など、まちの新たな魅力に資する品川らしい水とみどりを創出します。

また、市街地再開発事業や地区計画、市民緑地認定制度などの諸制度を活用し、区民ニーズを捉え、区民や企業などと連携し、品川らしい水とみどりの創出を図ります。

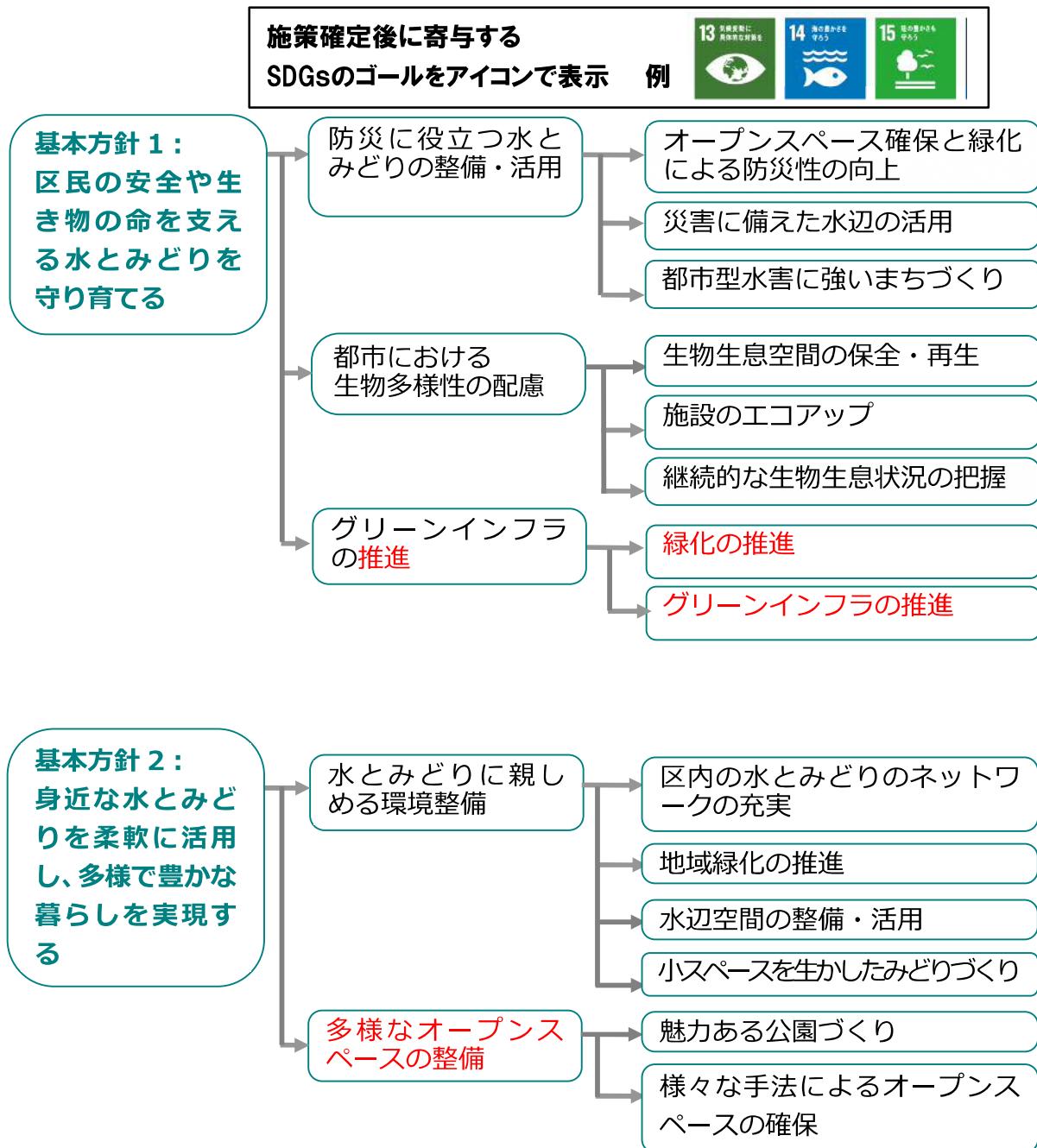
写真・イラスト

写真・イラスト

■品川らしい水とみどり コラム

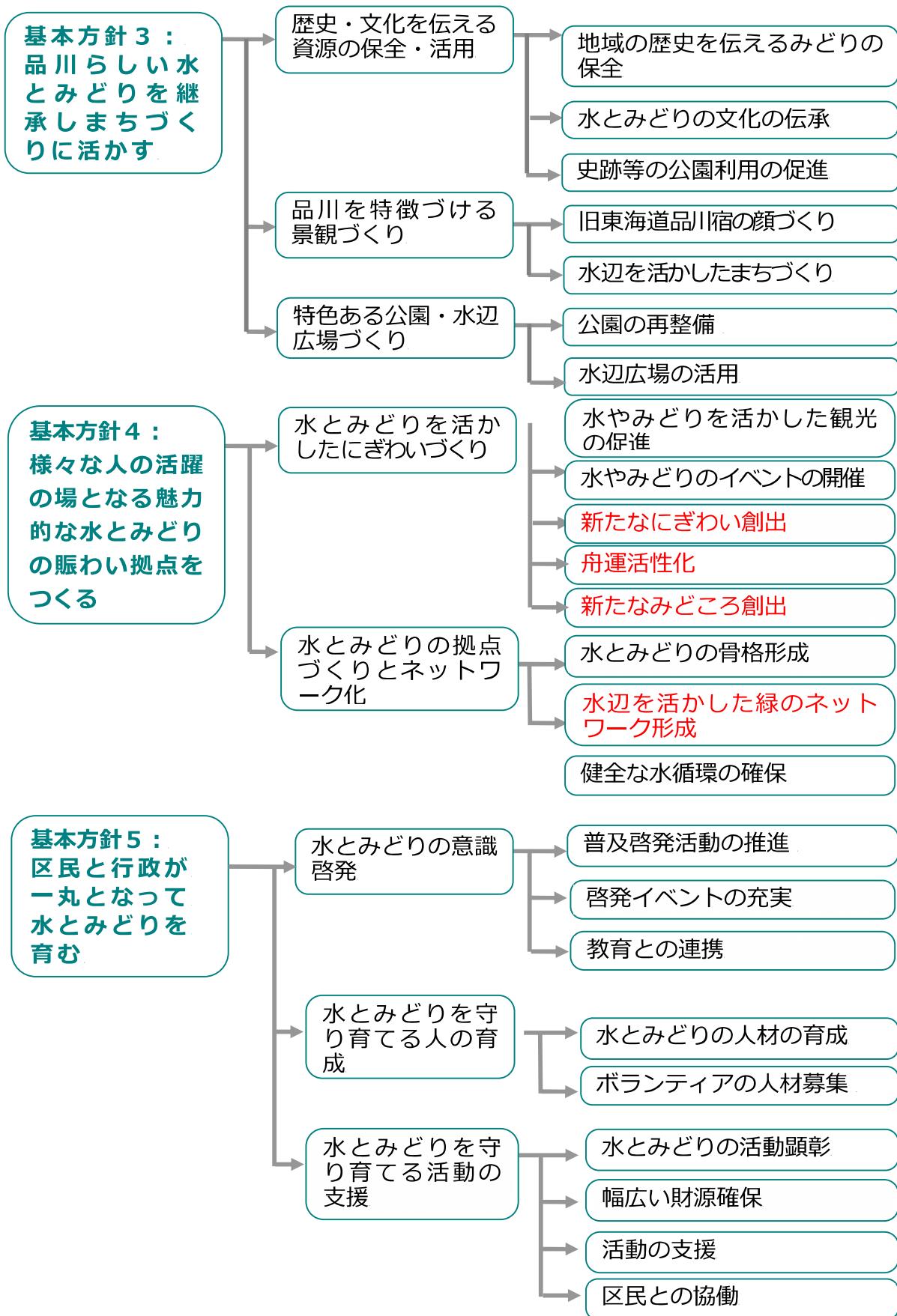
第6章 将来像を実現する施策の体系

将来像の実現に向けて取り組むべき施策の体系は以下の通りです。なお、防災に役立つ水とみどりの整備や充実に関する施策は、特に優先度の高い施策として位置づけ、積極的な推進を図ります。



【基本方針】

【施策】



第7章 施策の内容

基本方針1：区民の安全や生き物の命を支える水とみどりを守り育てる

	施策	事業	No
(1) 防災に役立つ水とみどりの整備・活用	① オープンスペース確保と緑化による防災性の向上	まちづくり事業との連携	
		防災広場や防災拠点としての公園整備	
		公園緑地の防災機能の向上	
		町会単位における公園未整備地区の解消	
	② 災害に備えた水辺の活用	災害時の水運の活用	
		民間事業者との連携強化	
		船着場の活用促進	
		船着場背後地を含めた災害時の船着場のネットワーク化の構築	
		船や船着場を活用した訓練の実施	
		災害時の避難や物資経路となる水運の活用	
	③ 都市型水害に強いまちづくり	雨水流出抑制対策の推進	
		雨水排水施設の建設	
		雨水浸透や雨水利用タンクの普及	
(2) 都市における生物多様性的配慮	① 生物生息空間の保全・再生	既存干潟・砂浜の保全再生	
		勝島運河における干潟・砂浜の検討	
		ビオトープの活用（東品川海上公園など）	
	② 施設のエコアップ	生き物の生息空間に配慮した公園管理	
	③ 継続的な生物生息状況の把握	生物調査の実施	
		区民による生物調査（モニタリング）	
	④ ヒートアイランド現象の緩和	風の道等の確保	
(3) グリーンインフラの活用	① 緑化の推進	都市公園の整備	
		公共公益施設の緑化	
		民間建築物の緑化	
	② グリーンインフラの推進	レインガーデンの整備	
		グリーンインフラに関する計画策定	

基本方針 2：身近な水とみどりを柔軟に活用し、多様で豊かな暮らしを実現する

施策	事業	No
(1) 水とみどりに親しめる環境整備	① 区内の水とみどりのネットワークの充実	水辺の散歩道の整備
		みどりのみちの整備、道路沿いの街路樹の保全
		水辺を活かしたランニングコース、サイクリングコースの整備
		公園内における使いやすいランニングステーション整備
	② 地域緑化の推進	民有地緑化制度の充実
		開発事業者による広域的な緑の保全・創出
		公共施設の緑化推進
		みどりのモデル地区の指定
	③ 水辺空間の整備・活用	水際空間の開放
		釣りのできる空間整備
		水辺の活動がしやすい環境づくり
		桟橋の設置・活用
		船着場の一般開放
		京浜運河沿い（首都高・モノレール側）の景観性向上
		勝島運河における動力船とカヌー等のアクティビティのすみ分け
		開発や公園整備など機会を捉え、水辺環境を意識した空間整備の促進
	④ 小スペースを活かしたみどりづくり	公園の池や湧水地を活用した空間整備
		マイガーデンの運営
		街角花壇の維持管理の推進
(2) 水質の改善	① 河川・運河の水質改善	目黒川、立会川、勝島運河の水質改善
		継続した水質調査・浚渫の実施
		噴水を活用した運河の水質改善 (例：東品川海上公園・勝島運河)
		開発の機会を捉えた合流改善対策 (部分分流化等)
(3) 多様なオープンスペースの整備	① 魅力ある公園づくり	公園・児童遊園の改修
		子どもたちのアイデアを活かした公園づくり
	② 様々な手法によるオープンスペースの確保	新たな手法によるオープンスペースの確保
		まちづくり事業との連携（再掲）

基本方針3：品川らしい水とみどりを継承しまちづくりに活かす

施策		事業	No
(1) 歴史・文化を伝える資源の保全・活用	① 地域の歴史を伝えるみどりの保全	保存樹木の指定などまとまりのある樹林地の保全	
		住宅地等のみどりの保全	
		都市開発諸制度を活用した崖線の緑の保全・再生	
	② 水とみどりの文化の継承	農の文化の伝承	
		歴史や文化を伝える水辺や花の名所づくり	
		内陸部の池・湧水の保全再生（例：西五反田・大井水神公園改修に併せた湧水の活用、池田山公園の湧水復活）	
	③ 史跡等の公園利用の促進	史跡等の利用促進	
(2) 品川を特徴づける景観づくり	① 旧東海道品川宿の顔づくり	街道松のある街並みの形成	
		水際での交流空間の形成	
	② 水辺を生かしたまちづくり	地域ぐるみでの水辺の名所づくり	
		季節感を感じられる水辺の景観形成	
		地域と連携した船着場・護岸の修景	
		水辺に顔を向けた建物の指導	
(3) 特色ある公園・水辺広場づくり	① 公園の再整備	しながわ区民公園の再整備	
		林試の森公園の新規事業化（東京都）	
		（仮称）環境交流館と連携した戸越公園の再整備	
		公園と一体的な空間にパブリックアートの整備	
	② 水辺広場の活用	五反田ふれあい水辺広場の活用	

基本方針4：様々な人の活躍の場となる魅力的な水とみどりの賑わい拠点をつくる

施策	事業	No
(1) 水とみどりを活かしたにぎわいづくり	① 水辺やみどりを活かした観光の推進	運河ルネサンスとの連携
		エリアマネジメントと連携した公園・水辺広場の活用
		みどころをつなぐ船の運航
		舟運の利活用（社会実験）
		五反田リバーステーションの活用
	② 水やみどりのイベントの開催	水辺のイベントの開催促進
		公園におけるイベントの充実
	③ 新たなにぎわい創出	水辺観光マップの作成
		地域ぐるみでの水辺の名所づくり
		水辺のイベントの開催促進
		エリアマネジメント活動を促進し、カフェやイベントなどによるにぎわい創出
		河川準則や運河ルネサンスの活用（東海橋船着場、東品川海上公園）
	④ 舟運活性化	通勤舟運、船とシェアサイクルの活用、自転車も乗船可能な船の検討
		各種移動手段として、屋形船や船着場を活用（小学校思い出づくり事業）
		船着場までのわかりやすい案内誘導の実施
		船着場近くのシェアサイクルポートの誘導
		舟運における都や他区との連携
		みどころをつなぐ船の運航
		施設等のバリアフリー化
	④ 新たなみどころの創出	Park-PFI の推進
		しながわ水族館の活用
		国際クルーズターミナルの活用
(2) 水とみどりの拠点づくりとネットワーク化	① 水とみどりの骨格形成	河川や運河の緑化推進
		保存樹木の指定などまとまりのある樹林地の保全（再掲）
	② 水辺を活かした緑のネットワーク形成	水辺に親しめるよう、目黒川沿道の散歩道整備（高欄のデザイン化、護岸緑化と護岸修景によるデザイン化）
		天王洲・京浜・勝島運河等の回遊性向上（天王洲水辺広場の拡張、勝島運河人道橋、立会川樋門整備時の横断機能の追加、品川シーサイド水辺広場の拡張）
		水とみどりの拠点整備、運河沿いの緑あふれる遊歩道整備 など【要検討】
	③ 健全な水循環の確保	雨水利用タンクの普及（再掲）

基本方針5：区民と行政が一丸となって水とみどりを育む

	施策	事業	No
(1) 水とみどりの意識啓発	① 普及啓発活動の推進	園芸講座の実施	
		水関連施設の見学会の実施	
		HPやSNS等による水やみどりの情報発信	
		公園における樹名板の設置	
		ライトアップ明示板の設置	
		ホームページや情報誌による水やみどりの情報発信	
	② 啓発イベントの充実	しながわ打ち水大作戦の継続	
		川の清掃大作戦の実施	
		みどりと花のフェスティバルの継続	
		マイガーデンにおける収穫祭の継続	
		(仮称)環境未来館での学習	
		区民、民間企業による河川や運河清掃	
	③ 教育との連携	目黒川・運河等の航行マナー啓発	
		教育と連携した体験プログラムの実施	
		小学校思い出づくり事業	
(2) 水とみどりを守り育てる担い手の育成	① 水とみどりの人材の育成	みどりを守り育てる意識の向上	
		水の遊びに関する安全講習会の開催	
	② ボランティアの人材募集	ボランティアの人材募集	
(3) 水とみどりを守り育てる活動の支援	① 水とみどりの活動表彰	環境保全活動顕彰	
		みどりの顕彰制度の推進	
		② 幅広い財源確保	基金、クラウドファンディング、ふるさと納税の活用
		③ 活動の支援	水とみどりの学習講座の開催
			助成制度に関する情報発信
	④ 区民との協働	みどりと花のボランティアへの支援	
		NPOやエリアマネジメント等の地域団体との連携・協働	
		区民の発案によるプロジェクト実現の仕組みづくり	
		地域が主体となった船着場管理・運営の検討 (エリアマネジメント等の船着場管理)	
		水とみどりの基本計画・行動計画の実効性を検証するための組織づくり	

第8章 地区別計画

第9章 計画の推進

1 推進体制

今後、地域特性を活かしつつ、本計画に沿った水とみどりのまちづくりを進めていくためには、区民、事業者・NPO、行政の連携と協力による協働のまちづくりが重要です。この考え方を共有し、それぞれが自分の役割を担い、協力し、支え合うことで、将来像の実現を図っていきます。

また、本計画の策定額は、各主体による活動を進め、（仮称）水とみどりの基本計画・行動計画推進会議において、学識経験者等からアドバイスをもらいながら、施策の達成状況、活動状況について評価・点検を行い、5年ごとを目安に計画の見直しを行います。

2 進行管理

計画で掲げた事業を着実に推進していくためには、計画を実行に移し、その進捗状況を評価するとともに、課題や社会情勢の変化などに応じて、取り組みの見直しや改善を図っていくことが必要です。

そこで本計画は、計画（PLAN）、実施（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）というPDCAサイクルによる進行管理を行うことで、計画の着実かつ効果的な推進を図ります。

◆今後のスケジュール



品川区水とみどりの基本計画・行動計画

第3回 改定検討委員会 意見書

お送りした品川区水とみどりの基本計画・行動計画（素案）をご確認いただき、ご意見、ご質問等ありましたら記入をお願いします。

記入方法ですが、下記の記入例を参考いただき、計画書の該当ページを「計画書ページ」欄に、ご意見・ご質問等を「意見・質問等」欄にご記入お願いします。

計画書 ページ	意見・質問等
P. ●	・水とみどりの構造については、区民に分かりやすいように表現の工夫が必要である。